

192
55

叢書
安齋
隨筆

自十六
至十八



安齋隨筆十六の巻目次

類	天皇乳母の姓を諱す	八咫瓊曲玉	神の御名命尊字	近代八條宮と號する人新編古今集逢を藍にいひとりたる歌
漢	日給節	矢尻射込みたるを放く薬法	古代刑の筈	新編古今集逢を藍にいひとりたる歌
漢	騎射種々馬藝	來續軟障	蠟燭	四十年賀
漢	裝束強張の事	男眉毛のさかぬの事	風雅集かたそきの歌	省字の事
漢	六月祝	土金の傳	獅子拍犬	機嫌
漢	家再御所本所	放拍子冠	左義長	葛蒲御殿
類	同御服	同御帶	不飾門松	近世天子平日御容體
類	續世繼作者	増鏡作者	大鏡作者	水鏡作者
類	名月記	野府記	釋日本紀作者	日記記
類	渡唐の天神	佛者年忌	類聚國史拔書	名乘反
類	茶	犬追物	麗氣記	三議一統
			拜舞舞踏	片舞
			掛の字	
			嘉定	
			續神皇正統記	
			浮世繼	
			内辨外辨	
			童名	
			褐色	
			戒定惠	
			火葬之事	
			昔の腰刀	
			甘露	
			何草子何物語	
			車制	
			薄鼻紙	
			獵衣	
			狂文	
			拜禮	
			馬一匹	
			大登	
			薄標	
			鞍はねの居木	
			位署兼行	
			八的	
			汗衫	
			大登	
			薄標	
			馬藥	
			古代装を着せし事	
			車制	
			獵衣	
			狂文	
			拜禮	
			馬一匹	



安齋隨筆目次

龜居	答拜	直會	公文	成業
五紙禮	鬼の間百澤王	軒廊	議の所	池道
四十二厄	イ傳ヶ傳	節分豆	八島大臣	俊寛僧都
維盛不入水	史記苦言語	掌燈	ムラサキノユキシメノユキ	せらみ
蜀望帝子規	秋茄子	梅首鶏	ウルマノ島	桑孤蓬矢
練鰲	失禮奉行	棹の間	小板敷	小安殿
土佐光茂	水隨方圓器	交名	上大人	某殿下
和漢同名書	鶴龜の齡	忍冬	水戸山家殺父	壁のまじなひ
厄年	卍	正五九月	閏月	大祝
新羅百濟高麗王の訓	比禮	アンバセ大御琴	避正五九月	鎗退
三月上巳	時服	三伏日	佛法奇妙	聖人賢人になると云ふ事
覆射	絹布一匹	男子桑弓女子脱	九族	諸父
姪	伯母叔母	舅姑	孫	姉姪
小姑	嬪娘	舅甥	内外兄弟	内戚外戚
親族正名	姑	婚	婚姻	吾伊聲
千字文	蚩尾鷓尾	博山	參考	燕脂
馬吉凶	馬一匹			汗衫

安齋隨筆十七の卷目次

八葉車	サナタ紐	鬼門	筒丸	鷹の餌袋に鳥さし様
ハマユカ	香染	ジャアナゴン	土筆	上戸茸
上戸を下戸にする法	馬の溺	筆陣	今川狀	腰越狀
押字	振鉢	鶴の庵丁	源氏枕草紙の詞	食を土器に盛る
質物	佐野シカイ	天明釜	古狀の詞	不屑
オロシ馬	ヒタシ馬	アガリ馬	ツルシ馬	コシ馬
イカジ馬	ユヅリ葉	十幹	屯食	藏人所布障子
腰折文	アソノマウト	伊豫湯桁	はふれ	袴着
日中則移	短冊	あはせ飯の菜	賀の名	尺八
ひそく	さし櫛	陸奥紙	衣宮	かいしろ
入あや	儀式官	べい	裘	か、げはこ
網代車	人たまひ	ながらと云ふ文字	納戸	さすがにと云ふ詞
手紙	髪そぎ	御ふすま	けそく	黒車
吉野拾遺奥書	せしやう	歌を謠ふ	口詩	上巳祓除
葵菖蒲	彈琴内の手	せんしかき	尙齒會	駕毛車

魚味	獅子	猿樂	田樂	夜須禮
わらは隨身	かたじけなし	あまかつ	厄年	機
布のもかう	錫紵	刑部省訓	初穂	布直垂
堅文	あさ名つく	垣下	湯漬	さるかう
年賀	たばかり	こちくしう	おとゝ	若きみ
齒固	東京錦	土佐光信傳	めしうご	惺窩先生
東鑑の訓點	婚嫁五月を忌む	住吉物語	つり殿	べに
みつうまや	物語草紙類詞の事	つらつき	鎮惟犀	鳥付柴
近衛大中少將胡録負ふ事	さこそさる事	おぼいたりなげいたり	寐をいぬると云と	格勤
沃懸	あくがれと云ふ詞	かうがい	放出	香をかく
あして歌繪	家禮	小一條院	ひ、な	荒海の障子
色紙	壁しろ	地舖	年賀進物	かへさひ申
腰差	宿徳	聞え給ふと云ふ詞	つはいもち	かへりこる
五箇のしらべ	折敷	わかむとうり		

安齋隨筆十八の巻目次

軍師高名	禪家僧司	禪僧住席	舊事大成經	川魚の名
海魚の名	土蜘蛛	神前狛犬	天子御婚	探湯
義榮の系圖	せしやう	十二の手箱入物	亂箱入	旅手箱入
眉作箱	鏡臺	五つ櫛	火を取藥	浮沓
多賀家の事	貝おほひの事	左右衛門陣	京都住五鍛冶	點心
鞠場四季懸りの歌	永樂錢	五木	八草	馬術傳系
近授流	八丈島	紙の事	僧正僧都法頭の始	強盜
天狗	健兒 <small>ケンニ</small>	ゆめく	妖術	賀正禮
大郡中郡小郡	蚶殼	易繁辭	及第	挾物
馬の辻の歌	的の繪	永樂錢	米價	野心
鍍直垂	纈	篋輿	朝拜	日本紀
漆紗冠	禮客	銀始貫	衣服有襦無褌	深葡萄
霞錦	精進	詩賦輿	華纒	鞍一具
令一部二十二卷	鍍の小手	草摺	猿類	目下類當
伊豫佩楯	板佩楯	踏込佩楯	甲冑古今	大荒目朋丸

ハイタテの瓦板	鏡草摺の名	篠立臙當	鏡の相引小ハセ	花粧の板
七首	馬旋毛	猿を腕に置く事	大系圖和論語江源武鑑作者	愷樂
天野椿	朝夕人	雑々拾遺	婦人養草	鳥の羽の名
古年童	色紙短尺	釘貫	禮記	古髮結の事
臙當臙病がねの事	式三獻	餠飯	四十八ヶ所箒	陰陽家の四門
鬼門	花	魚腹に文を納む	貝鏡太刀	太平記十七太刀を興へたる事
脇差の太刀	茶の式	忌日を祭る	舊事大成經	扶桑見聞私記
盛長私記	前太平記	草摺付様	千旦小手輪付	胴大小
同かこひ	出陣凱陣看組	木棒	犬追物矢所	馬上に笠を立
羽の名	觀鷺百譚	大堂會御屏風色紙形	なこそ關の歌	幕府の名
洞津	頼の習	千字文	花ふり銀	貴人の前へ扇持事
はつき	ひれ	脂燭	婚忌五月	そりに乗る
かさみ	くち臙	かし鳥	的の祿	亡者四十九日法事
軍團	禮	爪判	倭姫世記	死稱
十訓抄	大小さし始めたる時代の事	刑部殿とあるは忠盛の事	比禮	香の銀盤
香を聞くと云ふ事	香串	公家衆の書狀判の事	七五三	添水
虎子	手摸印	田地幾疇と云ふ事	まにくと云ふ詞	祝髮

藏鈎	適莫	楚割	引付	アリサマ
竹酔節	名詮	軍器を祭る	への字	假名に古今
鐵炮の音	浮沓	軍用の長持	天主教	

安齋隨筆卷之十六

纈纈 和名抄に曰く夾纈東宮切韻釋氏曰纈（胡倍反夾纈北間云加字介知）結帛爲文綵也孫愐曰纈之有夾
 花也○和名抄には夾纈の二字を出してカウケチとよむ是音のまゝに唱へて和訓なし結帛爲文彩云々繪之有夾
 花也といふを以て考ふるにク、シ染め今シボリ染めといふ物なるべし色々の色を交へて花形を括りそめたるな
 り今世官女の服に纈纈の裳と云ふ物あり是は赤地に色々の糸を以て花形を縫ひたるものなり是は括りぞめの代
 へし本式にあらざるべし夾纈夾花の字は字彙に相雜也交並也と註あり夾花といふは
 五穀の色を相交へて花形を染むるをいふ延喜式の縫殿寮式曰二目纈帛一疋（一目纈減半）長功日十四人中功
 一人知功一人をみえたり此一目纈二目纈といふは目結の事なるべき歟目結とは俗にいふカノコの事なり
 目結は二ツブツ、並べたるカノコをいふか一ツ目結二ツ目結なるべし然れば夾纈は花
 形を染め又二目一目を染めけるが何れにも括り染めと見えたり○纈和名抄には國訓なし延喜式などにはユ
 花と訓たり此訓より有之ユハタの歌夫木抄にみえたり戀をよめる歌によりみ人しらす「柏木のゆわ
 花もよ紫のおはんあはじは灰の心も」又家集戀歌修理太夫顯季卿「年ひさにゆわたの帯をとりしで、神を
 ぞまつる妹にあはんど」兩首ともにワの字を用ひてユワタと書くユワタかと考ふるにユハタなりハの字を用ふ
 べし新撰字鏡に纈下列反入聲也結帛以染得色也由波太とみゆ字鏡は寛平昌泰の年間に撰ひたる書なり然れば纈
 の字をユハタとよむ事上古よりの訓なり俗に纈纈の字をキクトヂとよむは誤りなり又云和名抄には夾纈の字を
 用ふ後には纈纈に作る纈の字は玉簫字彙五車韻瑞增韻府等にも見えず字書になき字なり纈の字は字書にあり

大簷 鳥尾扇野延喜式雜式云凡大簷聽妃以下三位以上大臣嫡妻其鳥尾扇聽四位及參議以上嫡妻及女子自持不聽令執扇(婦人の扇ヲウチハナリ)

濬標 同式曰濬波津頭海中立濬標若有舊標朽折者搜求拔去

薄晷紙 同式曰凡内外諸司解文不得用薄晷紙其字令分明不得二行過十三四箇字

拜禮 同式曰凡御所及中宮春宮稽首餘皆跪拜(但頭高下隨人貴賤)

馬藥 作馬蹄料祇馬寮式曰凡馬藥每季胡麻油一斗二升五合棧椒油六升二合五勺猪脂三升二合五勺硫黃一升六合每年作馬蹄祇二顆並申官請受但瀆大四斤干薑小十斤奏請隨用盡請不限年月

古代裘を着せしこと 延喜式彈正式曰凡貂裘者參議以上聽着用

車制 同式曰凡内親王孫王女御及内命婦並參議以上非參議三位嫡妻女子大臣孫並聽乘用金銀裝車屋形○同式云凡内親王三位以上内命婦及更衣已上並聽乘絲袴有庇之車並着緋牛鞞

獵衣 同式曰凡裁絹繩爲獵衣袴縫白絹繪着從女衣裳以絲袴車及用金銀飾等悉皆禁斷(但金泥釘非制限)貞丈按獵衣狩衣也狩衣絹繩を裁ちて用ふるを禁斷せらる然れば布を以て制すること本式なりさればこそ狩衣を布衣といふなり金泥釘は紙の頭に金をやき付けたるなり

馬一匹 又馬一疋この疋匹の字をヒキとよむは牽の義なるべしされども疋匹兩字ともに牽の義はなし○疋の字は玉篇に山居山慮二切疋也とあり是音はシヨ訓はアシなりヒキともヒクとも云ふ訓なし○匹の字は玉篇に背謚切配也四丈爲匹一馬也畫也二也字彙に偶也合也とあり是音ヒツ訓タクヒ又布などのたけ四丈を一匹と云ふ馬一つの事を一匹と云ふなり布帛廣さ二尺二寸を爲幅長さ四丈を爲匹とあり俗通に馬夜行目照前四丈故馬

又謂匹なり馬は夜行時馬の目行くさき四丈を能く見る布帛の長さ四丈を一匹とするに准じて馬の夜四丈さきをよく見る事故馬をも匹と云ふとなり○疋の字と匹の字と通用の事字彙疋の字に又俗借りて爲布匹之字因與匹敵匹通用するは非なりとあり此の意は疋の字を俗に借りて布一匹の匹の字に用ふるに因りて敵の匹にも疋の字を借り用ふるは非なり匹敵とはタクヒとよむ匹夫匹婦匹偶など、云ふ事の類相手(アヒテ)のある事を匹と云ふなり此のアヒテのある事に疋の字を用ふるは非なり續字彙補に案に孔鮒小爾雅倍兩謂之疋有半謂之東一是匹疋二字自漢已通用矣とあり孔鮒小爾雅を見れば漢の代より已に匹と疋とを通用したる事と見えたり本は疋と匹とは意義別々にて通用すまじき字なれども古より通用し來れるなりされば馬一疋とも馬一匹とも書くべし疋匹ともにヒキと云ふ訓義はなれども古よりヒキと云ひ來るなり一匹とは一牽と云ふ意なるべしさらばヒトヒキとこそ云ふべきなれイッヒキといひ習はし來るは俗語の誤りなり音にていはイッヒツと云ふべしイッヒキはイッヒキの誤歟

襖 續日本紀卷三十六光仁天皇寶龜十一年七月癸未征東使請甲一千領仰尾張三河等五國令運軍所甲申征東使請襖四千領仰東海東山諸國造送○此征東使同書同年三月癸巳以中納言從三位藤原朝繼爲征東大使正五位上大伴宿禰益從五位上紀朝臣古佐美爲副使判官主典各四人とあるなり○貞丈按に此の時夷虜を討たため爲征東使陸奥國に發向するに依りて甲一千領を請ふ而後又襖四千領を請ふ軍中に襖は何の用ぞやと考ふるに後世の鐵直垂の如く着するなるべし襖は衣服令延喜式近衛府式などを考ふるに衛府の官人の着する闕腋の袍なり裁縫首カミにして狩衣に似たる物なりされば狩衣の本名は狩襖と云ふなり鷹狩の時着る襖と云ふ事なり古は近衛司鷹飼になりしなり鷹狩にも襖を着したりされども朝服の襖とは異なる所ある故狩襖と云ふなり亦索

縫はタリクビにして裁縫襖と異なれども襖の名を傳へたり襖は綾にて作り素襖は布にて作る故に質素の義を以て素襖と云ふなり

八尺瓊勾玉 八坂瓊曲玉とも書く同事なり吾朝天子の三種の神器の中の其一なり是は天照大神より譲り傳へ玉ふと云ふ説もある歟詳かならず此外に又八尺瓊勾玉あり日本紀卷六垂仁天皇八十七年紀曰昔丹波國桑田村有人名曰聖襲家有犬名曰足往是犬昨山獸名牟士那而殺之則獸腹有八尺瓊勾玉因以獻之是玉今有石上神宮と見えたり

何草子何物語 何草子と名付け何物語と名付けたる書はみな大概つくり物にて父母もなき作り名の人の事を書きたるもあり又は父母ありて生みたる古人の行跡をあらぬさまに作りなしたるもあり皆其の事正史實録に見ざる事にて物事の證據に其の人の行跡をば引き用ひがたしされども其の書の作者は古き人なるが故に其の書の文の中には證據に引き用ふべき事もあるものなり源氏物語などの全篇始終作り物にて光源氏を始めて多くの人の名も行跡も皆作り事にて虚談なれども其の文の中には朝廷の故實の考などに證據に引用すべき事あり榮花物語枕草紙などは實録なり草子にも又實録あり一概にすべからず其の書をもて取捨あるべきなり

神の御名命尊字 神の御名の下に命の字又尊の字を付けて稱するは今世人の名の下に殿の字様の字などを付けて稱するが如し命尊二字ともにミコトとよむミコトとは御事といふ事なるべし日本紀に至て貴きを曰い尊自餘を曰い命並訓美舉等也とみえたり至て尊きを尊と云ふ其外を命と云ふといふ差別は神代にはなき事なり神代には只何れの神をもミコトといふ詞のみありて尊命の文字はなかりしなり尊命の文字なかりし故至て貴きを曰い尊自餘を曰い命の差別はなき事なり古事記には皆命の字を用ひて至尊と自餘の差別なし其差別を日本紀に記されたるは是は舍人親王日本紀を書き給ふ時の書法に此差別を以て書きたまひしなり此日本紀には至て貴きには尊の字を用ひ自餘は命を用ひて書くぞと其書法をことわりたまへるなり神代より此差別ありしと思はんは大なる誤りなり神代には文字なかりし故此差別はなし

近代八條宮と號する人 三人有りし穗仁親王二品式部卿御父後水尾院御母建春門院寛文五年十月二日薨二十三號金剛壽院久長親王無品中務卿御父後西院御母女御明子延寶三年六月廿三日薨二十一號靈照院又尙仁親王無品彈正尹御父是も後西院御母六條局元祿二年八月六日薨十九號無量光院見紹運續録

天皇乳母の姓を諱とす 文德實錄卷一文德天皇嘉祥三年五月壬午記曰天皇誕生有乳母姓神野先朝之制每皇子生以乳母姓爲之名焉故以神野爲天皇諱以郡名同天皇諱改名新居○天皇は嵯峨天皇なり郡は伊豫國神野郡なり乳母の姓を以て皇子の諱とする事先朝の制と云ふは昔よりの先例を云ふなり舍人親王は乳母の夫の舍人たるに依りて歟乳母の姓舍人と云ひたる歟

母子草 同書同年同月之記曰辛巳嵯峨太皇太后崩壬午葬太皇太后于深谷山遺詔令薄葬不營山陵先是民間訛言云今茲三日不可造饘以無母子也議者聞而思之至三月三日宮車晏駕是月又有太后山陵之事其無母子遂如訛言此間田野有草俗名母子草二月始生莖葉白脆每屬三月三日婦女採之蒸搗以爲饘傳馬歲事今年此草非不繁生民之訛言天假其口太皇太后姓橘諱嘉智子父清友(下略)○三月己亥仁明帝崩給ふ仁明之御母は檀林皇后なり皇后五月崩給ふ是母子なきなり母子草は漢名鼠麴草と云ふ和名ハ、コクサといふ古へは三月三日の草饘をこの草を用ふ右の文にてしるべし又後拾遺集俳諧歌に三條大政大臣のもとに侍りける人の娘を忍びてかたらひ侍りける女のおやはらちて女をいとあるまじくなつみしけるになんと云ひけるに

三月三日かの北の方もちひくへとて出し侍けるに質方「三日のよのもちひはくはじわづらはしきげばよそのには、子つむなり」○よそのとは淀野と夜殿を云ふなりは、こは母子と鼠麴草を云ふなりつむは草をつむに娘のはたえをつみいたれたるを云ふなり此の歌もは、子を草もちに入る、事なり今世よもきを用ふるはいつの頃より誤れるにや遠き田舎などには今もは、こ草をもちふるにや尋ぬべし

甘露 同書卷二嘉祥三年七月丙子朔乙酉石見國獻甘露味如飴髓

古代刑の筥 古代刑に筥刑あり其筥の制裁判至要鈔に雜律の註引きていふ註に云く筥は打也耻也本三分末二分長三尺五寸○筥は竹なるべし

新續古今集逢を藍に云ひこりたる歌 同書戀の部三皇太后宮大夫俊成「たのますばしかまのから

の色を見よあひそめてこそ深くなるなれ」此歌逢を藍にいひこりたり然れども誤りなり逢はあひどかくべしひの字を用ふ藍はあひどかくの字を用ふるにヒとキと音輕重不同かな遣ひ違へりあやまりよめるなりかなつかひ同じからずはいひかけたるせんもなしたとひ古歌なりとも例證には用ひがたし

日給簡の事 仙籍とも云ふ禁中にて昇殿をゆるされたる人の名を書き簡なり毎日當番の人の名の下に日を

書き付くるなり後醍醐天皇の日中行事に云く臺盤はをのこごもとのぬさうぞくをあらたむ藏人まちにおりてかへりまつる御椅子のおほひをとりてさのまにかく日給のことありふくろにいれたるふだをとり出だしてもとのま、にからびつのそはにたつ袋はた、みてふたのしたにしくふたの三段に名の下におしたるかみをはなちがみと云ふその紙に名の下にまゐりたるものをば日をか午とも未ともかくなり宿したるをばその傍に夕とかく藏人はをつとむるなり時服とのぬすがたの人殿上にのぞますと云云右の日給のふたは殿上の間と云ふ處にあ

新云に木居、四位に推

るなり昇殿をゆるされたる人は此の簡に名を書かる、故昇殿をゆるしたる事を仙籍をゆるとも云ふなりゆるとはゆるさる、と云ふなり毎日此の日給の簡を取り出してたてたる以後はどのぬすがたの人は殿上の間に入る事ならぬなりとのぬとはとまり番をする事なり夜番の人は直衣を着るなり直衣をどのぬすがたと云ふなり右同書に上のをのこごも殿上にてだいはんおこなふはあしたのほど日給よりさきはみなどのぬすがたなりと云云上のをのこごは殿上人なりだいはんおこなふはあしたのほど殿上人朝飯を食する事は早朝の事なり臺盤は朝夕の飯を云ふ殿上人朝飯を食ふまでは直衣の姿にて居るなり其の後日給の簡を立てらるれば直衣姿にて殿上の間に入る事を得ず各内裏を退出して今日當番の人は束帯にて出仕するなり又居残りて勤むる人は直衣をぬぎて束帯に着あらたむなり

矢尻射込みたるを抜く薬法 本草綱目卅五巴豆附方曰筋鏃入肉不可拔出者用新巴豆仁畧熬與蟾蜍

同研塗之斯須痛定微忍之待極痒不可忍使拭拔動之取少速以生肌膏傅之而痊

昔の腰刀 花欄木の鞘あり又花利木とも書く歟赤木の柄を云ふ同木の柄なるべし本草綱目卷卅五欄木の條

に云く欄木「門藏器曰」書安南及出南海用作床几似紫檀而色赤性堅好「時珍曰」木性堅紫紅色又有花紋者謂之

花欄木可作器四扇骨諸物俗作花利誤歟

蠟燭 續草庵集物名らふそく「月出つる山の尾上の松の風はらふぞくものたえまなりける」版本に尾山とあ

るは誤りなり草庵集は頼阿の歌集なり頼阿は兼好と同時の人なり尊氏時代の人なり太平記卷卅三京軍の條桃井播磨守を討つて候へとて軍のやうを申されければ蠟燭を明らかに燃し是を見給ふに云云此の時代よりらふそくの名見えたり國史其の外古書にらふそくといふ事見えす源順和名抄に蠟燭見えたれども和訓はなし或人の説に

蠟燭の事山東草庵の竹葉集に論あり参考すべし

順は延喜天曆の頃の人なり和名抄に蠟燭を載せれば其の頃既にこの物ありと云ふ貞丈云く古代は燈臺松明を用ふらふそくを用ひし事上古の書にみえず和名抄には唐にある物にても此方にて聞き及び耳馴れたるものは此方になき物にても載せたる事あり獸に獅子象犀麒麟虎豹等の類此方にはなき物なれども其の名を載せたり蠟燭も此方にはなき物なれども唐式を始め唐の書どもに見え人もよびなれ其の名聞えたるものなれば和名抄に載せたるなり順が時代に此の物ありしにはあらざるべし

流布版に世の
實算あるは
非なり冊の字
を誤りたるり

四十年賀 續日本後紀卷十九仁明天皇嘉祥二年冬十月辛巳朔癸卯嵯峨天皇太后遣使奉賀天皇冊寶算也其獻物黑漆平文厨子十基盛彩帛云々(已下獻物今畧之)

騎射種々馬藝 右同紀承和十一年五月戊子御武德殿覽中衛府騎射種々馬藝○騎射の事は日本紀續日本紀等に見えたれば今更抄出に及ばず種々の馬藝と云ふ事を今抄出す

夾纈軟障 右同紀承和七年八月丁亥の紀に懸夾纈軟障(是は伊豆國賀茂郡に在す阿波神社の北五色積石屏風を立つるが如き所に其の前にかけたるなり)

火葬之事 令の喪令雖營墓若欲大藏者聽○集解に古記云若欲大藏者聽謂全以骨除散也若以骨置墓所任其意也○義解註無之○大藏の字不審或は按云大は火の誤と火藏は則ち火葬なりと(嘉樹)按にこの時火葬未嘗漸く釋道照より始まる文武四三也天子火葬大寶三十二持統を始めとす令の成れるは大寶四年なり○貞丈按に大藏は火藏の寫誤にて火藏は火葬なるべし令の集解の文以骨除散也とあり死骸を割き開きて骨を除散する事あるべからず火葬は骨を除散するなれば火葬を誤りて大藏と寫したる事疑ふべからざる歟大寶令を定められし頃既に佛法盛行はる佛家に茶毗の葬あり文武四年道照遷化火葬あり此の年律令なれり令に古令新令あり

り古令は大寶令なり今傳ふるは新令則ち養老の令なり養老の令なれば火葬の事あるはづなり軍防令其屍者當處燒埋云云是火葬なり又賦役令に凡丁匠赴役身死者(中畧)若無家人來取者燒之云云是又火葬なり

風雅集かたそきの歌 風雅集に度會朝權「かたそきのちきは内外にかはれどもちかひは同じ伊勢の神垣」或人云くこの歌勅撰の集に載すべき歌に非ず其の故は内宮は天照大神にて君なり外宮は御食津神にて臣なり神膳を司る神なり然るを後に外宮は天御中主尊なりといひ拵へて兩皇大神宮と稱する事となれり御食津神は臣なれば皇太神宮といふべからずされば此の歌勅撰に入れたるは撰者の誤なり○貞丈ちかひと云ふ事神祇の歌によむべからず諸佛の誓願と云ふ事佛經にあり神に誓願と云ふ事なし兩部習合の神道に本地垂迹と云ふ事をこしらへ日本の神は天竺の佛のばけて來るよしいひかすめて神にもちかひと云ふ事を歌によむは誤りなり度會の神主にして誓ひはおなじとよめる事神道をしらぬ人といふべし

省字の事 古書の中に文字をはぶきて書きたる有り彼字を皮に作り使字を更に作り圓字を口に作る類なり又音近きをもつて混用するあり人字かくべきに仁字を用ひ過傍に花職花族などを用ふる類なり此の外文字の誤りを傳へて改めず俗用の字多し職を賤に作るも省なり

裝束強張の事 裝束をこはくして衣文と云ふ事後鳥羽院の御時より始まる由海人藻芥神皇正統記に見えたり後三條院皇孫花園左大臣(後白川院の猶子實父は輔仁親王)衣文を好み給ひしより強裝束始まり烏帽子ぬりかため(古へは絹をうるしにてぬりやはらかにてありしなり)えぼしのさびも額の眉も此の時より始まりしなり續世繼物語にみえたり

男眉毛をぬき鬢をはさみ鐵醬をつくる事 後鳥羽院代以前は一切なきよし海人藻芥に見えたり

戒定惠

と云ふはまづ身を戒め正しくすれば自ら心定まりて智恵出づると云ふ事を是を三覺と云ふ

獅子狛犬

つれくぐさ奥儀抄に(平安城處士高屋氏近高號徹齋作)曰く獅子狛犬は火闌降命の事より起りて禁門にもまた神前にも護るよしなれども其の形犬に非ず獅子なり凡そ宮中に毎度屏風を立てらる、事あり其の時に屏風の下に置きて動かざらしむる鎮子と云ふものあり金銅の獅子なり神前に儲くるも戸を排く時おのれとひらかざらしむるの鎮子なり但し狛犬の名状は火闌降命に従ふといへども其の用は鎮子なり○貞丈云く鎮子ハカチにて作りたるおさへなり(門の扉簾几帳などの風に倒されぬためのおさへかねなり)

機嫌の事

今世の俗に貴人の安否を問ふに御機嫌能候哉と云ふ機嫌の二字は中阿含經に預知機嫌云云又法華經方便品同緣の釋に感應亦機嫌ともいへり右の二字佛書より出でたり字書に機は發なり嫌は疑なり云云○貞丈按に機關とてカラクリ物をいふ布帛を織る道具もカラクリをしかけたる物なる故機と云ふ弩の弓に弦をかけて矢を彈き飛すもカラクリなる故機と云ふなり嫌はいかがあるべきとはかりしられずしてうたがふなりカラクリ物の發していかようになるべきやらんとしれずうたがはしき所を機嫌と云ふなり然れば貴人の心の喜怒の發る所賤人の心に測りしられずして如何あるべきやらんと伺ふは是機嫌を伺ふなり貴人の意を伺ふの義なり疾病なきや否と問ふ事には叶はぬ詞なりまた言偏の譏の字を用ひて機嫌と書きたるは首楞嚴經法花珠林等にありこれは人に譏られ嫌はらるゝと云ふ事なり木偏の機字を用ひたるとは別の事なり

六月祓

後撰集の歌に「鴨川の水底澄みててる月を行きて見んとや夏祓する」と見えたり晦日の祓ならば月はあるまじきなり此の歌晦日に祓ひしたるには非ず禁中の祓は晦日にて私の祓は晦日以前中句頃より心任せに祓ひしけるなるべし

土金の傳

山崎開齋流の神道に土金の傳と云ふ事を大秘傳とするなり土金の傳とは敬の字の和訓なり敬の字はツ、シムとよむツは土なりツチをツと云ひしむと云ふはシマルなり金の氣はシマルなりシマルが故に堅きなりされば土はやはらかにて萬物を生じ出す仁の道なり金はかたくしまる義の道なり仁義の道を行ふものは敬なり故に神道に敬の字を以て大切の事とするなりされば土金の傳と云ふなり是れ開齋がこしらへ事なり開齋は朱子學の儒者なり故に敬の字を神道へ説きかけたるなり○貞丈云くツと云ふはツ、マヤカなどの詞なるべしシムと云ふは助語なりタノシムカナシムイマシムイタマシムナツカシムの類皆シムは助語なりシマルの義に非ずすべて助語と云ふは詞のテニハの事にて助語に義理はなき事なり

褐色

褐と云ふ色の事西土の書には何れにても黒色を兼ねたる色を何褐色と云ふたとへばトビ色素褐色アキミル茶をば青褐色キカラ茶を貴褐色といふ皆黒色を兼ねたる色なり此方にて紺色の深くして黒くなりたるを褐(カチイロ又ヤケイロ又カチンイロ)と云ふ黒き故た、褐とばかり云ふなり直に黒といはずして褐と云ふは眞の黒に非ざるが故なり西土の例によらば紺褐と云ふべきなり藍褐と云ふべからず藍褐と云へばアサニセと云ふ色になる淺黄にすこし黒みあり鈍色なり青鈍色は服者のきる凶服の色なり鈍色をニビ色とよむた、ニビ色とばかり云へば鼠色の事なり

左義長

正月禁中に左義長あり故實拾葉云(中院家之書)正月十五日(以下文畧之)

菖蒲御殿

五月五日同書云(以下文略)

家門御所本所

同書に云ふ右に同じ

放巾子冠

故事拾要に云く元服の時かうぶらしむる冠は放巾子の冠なり放巾子とは冠の巾子をとり放しに

拵へたるものなり元服の時ばかり用之なり以後は透額其の後は厚額を用ふるなり

童名 同書に云はく(以下文畧)

不飾門松 同書に云はく(以下文畧)

近世天子平日御容體

同書に云く天子尋常の御容體は御元結執にて紅の御袴ばかり着御云云御元結執とは御飾を御冠の下に結び給ふを云ふ(御冠下とは凡人の烏帽子下の如し御飾とは御髪之事なり)御冠は内々に

て多分は着御なきなり但し是は堅固内々の御事なり又尋常被_レ召_レ御冠は金巾子の御冠なり但し御纓を撤し被_レ召_レ之なり金巾子とは金紙にて御巾子を包む是を金巾子の御冠と云ふ○貞丈云く金紙にて御巾子を包むとは巻包には非ず御冠の御纓を御冠のうしろより巾子の上を引き越し巾子の前にて二つをりわけて纓の端を上へ向けて金紙を小さく切りて中に穴を明けて其の金紙の穴へ巾子纓も一つに入れて金紙をもつて二つにわけたる纓を

押へおくなり是を金巾子と云ふなり御纓を撤すとあるは金巾子を用ひられず略義の時の事なり金巾子と云ふ事を田舎人などは知らずして天子の御冠は金ダミにすると思ふは誤りなり

同御服 同書云々

同御帶 同書云々

内辨外辨 江家次第抄に云く第一大臣於_レ承命門内_レ辨_レ備諸事_レ故曰_レ内辨_レ第二大臣於_レ門外_レ辨_レ備諸事_レ故曰_レ外辨_レ○職原別勘に云く諸節會有_レ此事_レ但大納言上首又被_レ行_レ外辨_レ有_レ之云云

大鏡作者 大鏡は世繼の翁と東見記に云へり藤原爲業法名寂念作なり文徳より後一條までの事あり十四代百七十五年帝王大臣等の事を記す

水鏡作者 水鏡は中山内府忠親作神武より仁明までの事

續世繼作者 續世繼は後一條より高倉までの事世繼物語二十卷あり年山打聞に云く榮花物語の本名なり榮花は赤染の作と云ふ事誤りなり尾州の大守に二卷本あり古寫本なり裏に眞字にて註あり

増鏡作者 増鏡は一條太閤の子冬良作後鳥羽より後醍醐までの事

浮世繼 浮世繼は宇治大納言隆國作一名宇治大納言物語と云ふ古事雜談なり

釋日本紀作者 釋日本紀は卜部並方撰此の一部の内大問は圓明寺入道實經卿の間なり私云攝問は一條攝政宗經公の間なり宗經は實經の子なり都督は雅言卿なり(東見記)

日次記 二百廿冊は九條殿道長及兼實等の記(同上)

名月記 六十三冊は定家作(同上)

野府記 二十卷は小野宮實賴作(同上)

續神皇正統記廿卷(同上)

類聚國史拔書 二冊は松殿關白基房公の拔書なり(同上)

名乗反 名乗の反し日本にては中古よりありと見えたり詞花集は崇徳院仁平元年に撰せらる其の時詞花の二字を切して邪の字と反るを以て難せられたりとなり日次の記などにも切の事あり(同上)

渡唐の天神 渡唐の天神の事聖一國師筑紫轉移住居す其の後國師の居住の跡にて石を地より掘り出したるに聖一と天神との物語書付けてあり天神云く和尚に佛法を傳授せんと云ふ聖一の云く愚僧は經山寺にて法を聞き我が師は經山寺にあり公も又就_レ我師_レ可_レ聞_レ法と云ふ天神終に渡唐して無準に法を受けて僧の衣裳を着て梅

安齋隨筆卷之十六

五百五十一

花一枝を携へ來て聖一に相見て無筆の法を受けたるよしを語る聖一不_レ二自ら悦び是を書記せり東福寺の恐極も如此記せり又惟肖の天神の贊に我も此の事不審なれども絶海已に贊して置かれたれば任_レ其讚之云羅山先生口語(同上)

佛者年忌 佛者年忌の事本無之一切經の内にも無之少納言信西の十三年忌を櫻町中納言被_レ修之其弟僧高野明通不_レ同之此兩人は信西が子なり佛者は四十九日而止む其の後儒者の祭法を假りて年忌と云ふ事を始む云云京都相國寺の僧瑞溪考一切經曰此經之内忌年服忌之事曾て無之故に佛者借_レ儒道而用之云云(同上)

嘉定 嘉定の事後嵯峨院御位に未だましまさる時六月十六日宋の嘉定の錢十六文を以て食物を買ひて御膳に供したる例を踐祚の後も六月十六日に餅などを奉る何の書に有りと見えす人の言傳なり(同上林道春の庖丁書録にも同じくみえたり)

麗氣記 此の書は神佛相混するの書なり空海の作る所なり卅卷あり(同上私言神書にて佛語あり)

三議一統 雜々拾遺に云く清和天皇十七代の後胤公方源義滿公は尊氏將軍の孫義隆の子息なり十一歳にて天下の家督を繼ぎ次第に昇進して大相國に至り給ふ將軍奢のあまりに我在世の内一日なりとも天子の號をのみ給ひしかども天道に憚りて其の心をだし給へり然れども此の世より將軍をば公方と稱號し萬事の禮法を院の御所に比し給へり此の時義滿公武家の故實を定めんと仰せありて今川左京太夫氏頼小笠原兵庫介長秀伊勢武藏守滿忠等に下知し一天下の侍を十一位に分ち給ふいはゆる御一族大名守護外様評定御供衆申次番方國人奉行末男是なり公方の直臣は胎中六位に比する故に叙爵するともは五位なり末男は無官の御家人をいへり然れども六位に准するなり其の外萬の法式をあめること十二卷これを狭方の書と云ふ義滿公薨御の時勅して太上天皇の

號を授け給へり○雜々拾遺の奥書に藤原行定筆記の由見えたり書中に信長秀吉の時の頃の事をも記せり行定は慶長天正の頃の人右に見えたる文三議一統と云ふ名目は見えず狭方の書ばかりあり三議一統と云ふ名目は後人此の書を據として小笠原長秀の書したる當家弓法集と云ふ書的首篇に書添をもし序文をも造り加へ三議一統大雙紙と云ふ題號を作り元の題號の上に重ねて書き加へたる所なり今川左京太夫氏頼伊勢武藏守滿忠と云ふ人は曾て無き人なり偽りて作りたる名なり兩家系圖に無之古記録にもみえず亦十一位と云ふ名目室町家の記に無之十一位に止まるに非ず南朝記傳の説は是と異なり

茶 類聚國史三十三に曰く嵯峨天皇弘仁六年六月壬寅令畿内並丹波播磨等國種_レ茶每年獻_レ之今按に茶は此の國にも久しきものなれども近世のごとくに賞翫せし事ふるさものに見えす(年山打聞)

犬追物 犬追物の始めとも云ふべき事あり日本紀卷十六武烈天皇紀に曰く八年春三月(中畧)穿池起苑以盛_レ禽獸而好_レ田獵_レ走狗試_レ馬此の四字犬追物に似たり(是より犬追物つゝきて行はれしにはあらず)

揖の字 名目抄開書(壺井門弟記)イッはス、ムなりユヅルなり諸手を胸にあて、うつむく事なり新員辨官秘抄に揖せんとする間笏を前によせ上二寸かたむけ身ともイッす笏を平かになしはしをあげずあふのかぬほどにとからずゆるからず云云○拜揖貞丈云く揖は手を下すを云ひ揖はス、ム也ユヅル也説文に手を胸にあつるをいふと有り立て笏を持ち腰を少しか、むるなり拜揖といへばちと重き方なるべし

拜舞舞蹈 貞丈云く拜舞舞蹈とも通用するなり舞蹈は初め再拜して笏を右の地上に置き立て左右と身をひねり地に居て左右左に身をひねり笏をとり少し拜して立ちて又再拜す拾芥抄に出でたり拜舞舞蹈是なり手を以てするを拜といひ足を以てするを舞といふ侍中群要に詳なりまづ再拜笏を右の地上におき再拜立ちながら袖

をたれて左右左拾芥抄には聲折すとあり次に伏して左右左に拜し立ちて再拜す小朝拜の時關白以下五位六位まで拜舞あり一人も大勢もおなじ事なり

片舞 片舞兩社云貞丈云く山槐記仁和二年三月一院兩社御幸には片舞あるべしとありモトメコスルガマイを諸舞と云ひモトメコばかりを片舞と云ふ兩社は八幡賀茂なり八幡行幸あれば必ず賀茂ある事なり兩社にかぎらず神社行幸には神前に於て舞はせらる、事なり玉葉代始行幸一條院永延元年正月石清水十二月賀茂とあり
龜居 貞丈云く辨官秘抄にヒサツク龜居の義とあり左右の足をニガシ尻を下につけて座する事なり叙位除目の時にある事なり堂上方はこれによらずたまくなさる事多しコハキ足にてはならぬ事なり

答拜 貞丈云くタフハイなれどもつめてタツハイとよむ大臣大體考に關白殿答拜の事を示すなどあり關白殿御出あれば下りあひて互に拜する事なり俗にヲカミタツハイすると云ふ事は答拜の字なり

直會 貞丈云く延喜式に三節の條並に臨時の祭直會あり江家次第春日祭侍中群要等にナフライの御粥亦ナフアヒの御粥ともあり其の時は合の字なり公事根源神今食にナフアヒと假名にかけり直會は神へ供する御飯を直に神にアヒ奉りて供する意とみえたり神今食は束帶して供之とあり(神今食は六月十一月にある御神事なり)

公文 貞丈云く受領に付きたる事なり國の守に任じて公文を考ふる事あり年限をつとめて歸りて勘解由の進勘定を聞き終りたるを公文すと云ふ勘定終らぬを未公文と云へり○貞丈按に公文とは公義の文書と云ふ事なり國司ならば其の國の年貢其の外上納もの、諸算用の帳面公義へ奉る文書の事なり院中に公文書所を置かる、と云ふも諸人の公義へ訴訟する訴狀并に裁許の書物を納めおき其所にて訴を聞かる、所を云ふなり是亦公義の書物と云ふ事より出でたる名なり亦雜司の仕丁を公文と云ふは公文所にて雜役に召し仕ふ者の事なり公文所の仕丁と云ふ事なり公文所の仕丁にもあらぬ者を公文と云ふはあやまりなり

成業 貞丈云く官職秘抄式部省の篇に成業の者一人置かる非成業は職原抄に出づ學文する人メイノワザヲスルを成業と云ふ其の家にも非ず一代にて儒者になるを非成業と云ふ

五紙禮 貞丈云く攝政關白にても左右の大臣にても官を辭せらる、上表ある時五紙禮の事あり貴嶺問答に紙五枚ウラ紙アリカケ紙アリ二枚タテカミトス五枚ヲ用フ極恐ノ體とあり又七紙禮と云ふ事もあるよし畢覽スケカミンヘガミツ、ミガミなどいふやうなる事と見えたり

鬼の間百澤王 貞丈云く禁秘御抄に鬼の間二間のせられたり南間常にあけす南北に御物の具を置き南かべに百澤王鬼をきる圖を書くとあり大明會典五十八に百澤の事あり黃帝東海をめぐる時百澤出で、物を云ふとあり賢王の徳によるものか禁秘には白の字也本朝には帝王編年記寛平四年八月十七日の夜武徳殿の東の松原に鬼ありて人をくらふ九月十九日巨勢金岡に命じて御在所の南のヒサシ東西の隙子に給か、しむと有り此の類數百澤王の事しれぬ事なり

軒廊 貞丈云く江家次第東第二の間より出づとあり記録所にあり有職抄に三の間紫宸殿の西の廊下は土間これをコンラウと云ふ節會の時分にも多く西階より上る故コンラウへ入りて昇殿し南殿へ至らる、なり

議の所 貞丈云く江家次第叙位の篇日華門のわきにあり叙日秘抄寛元三年正月五日叙目左大臣議の所につく勅盃終りて弓場所に進みて叙位あり叙位は位を叙せられ除目は官職を任せらる、事宮文はみな申し文なり大臣着座納言以下宮文をとる第一より第五までの宮文あり

馳道 貞丈云和名抄淡書天子行ク所ノ道也江次第第七日節會頭書に馳道は葦の道南庭の中に有りともあり階の通

マン中にあり

四十二厄の事 世繼物語にあり四二と云ふ意なり(東見記下卷)

四百餘州 東見記云異國云四百餘州者千歲寶掌和尚詩云行盡支那四百州此中徧稱道人遊(考槃遺語之)予亦觀使用全書第一云光武中興乃併省郡國十懸道侯國四百餘所云々

イ傳ケ傳 イ傳ケ傳といふ事は毛萇傳鄭玄箋といふ事なり日本公卿の談なり(道春口語)イは傳の扁ケは箋の字の冠也(東見記)

節分豆 節分夜擲煎豆後漢書禮義志此夜散小豆(同上)

八嶋大臣 内大臣宗盛公西國の方へ落ちられ宇佐參籠の時御殿の内よりいさげなき御聲にて「世の中のうさには神もなきものを何祈るらむこゝろつくしに」と聞えさせ給ひければ宗盛いとかなしくて「さりとともと思ふ心も虫の音もよわりはてたる秋のくれかな」と口ずさび只忙然として前後不覺の體なりといへり然るを此の歌宗盛自詠の様に世の人思へどさるに非ず是は五條の三位俊成の歌なり宗盛十方にかくれて自分詠するにいとまあらず人の歌を取り出されけるにこそ(雑々拾遺)

俊寛僧都 俊寛歸洛の事龍造寺家の日記に肥前國鹿瀬の庄に法性寺と云ふ禪寺あり開基は俊寛なり成經康頼赦免の時僧都を殘し置かんも不便なりとてにはかにつれ來り鹿瀬の庄に住しけり此所にて死せりと云ふ(同上)

維盛不入水 楠何某が説に紀州牟婁の郡藤繩の要害にて峻き山あり其の道峻岨なる故昔平維盛隠れ居られし所なり其の子孫今にありと又其の舍弟資盛の子孫は長崎家にて關東の内管領をつかさどり或は勢州關の一統

など、て時めきあへり其の外この末葉天下に多し(同上)

史記苦言語 同卷六十八商君列傳曰苦言藥也甘言疾也(商鞅の語)

掌燈 禁中節會などの時主殿寮の官人脂燭(松ノヒデヲ小指ノントサニ削リ長一尺二三寸バカリニシテ木ト紙ト廣サ五分バカリニタチテハチマキニシテ其先ニ火ヲトモスナリ紙燭ニハアラズ松明の事なり)を燈して右の手に持ち左に小さきホウロク^フの如くなる土器をもち脂燭を下より受けて持ちて御殿の階を昇れば主殿司と云ふ女官出て向ひて受け取りて御殿の内に入り手に持ちてすはりて居る故燈と云ふなり其の土器の中に代りの脂燭を二三本入れて持つ事もあり(大塚説)

ムラサキノユキシノユキ 續古今集太上天皇「ねられずや妻を戀ふらんしめのゆきむらさきのゆき鹿ぞなくなる」夫木集家隆卿「いませ君袖ふりはえてすみれ草紫野ゆきしめのゆくらん」紫野は山城國標野は大和國にあり此ゆきは行也雪にあらず

土佐日記にせちみ と云ふは絶味なり精進の事を云ふ

蜀望帝子規 子規の事言要云蜀王本紀望帝使能令治治水後與其妾通慚愧且以德薄不及能令乃委國授之去望帝去時子規方啼人悲子規而思望帝とあり此の説確正とすべし成都記寰宇記事文類聚後集本卿釋名等に望帝の魂化して子規となる

秋茄子 秋茄子娘にくはせぬ歌「秋なすびわさ、のかすにつけませて娘にはくれしたなにおくとも」夫木集にあり子按に養生編に茄子性寒利多食必腹痛下痢女人能傷子宮也とこれによる歌なるべし按に茄子味佳なり姑たるもの娘をにくみてくはすまじきと云ふ意なりと解くは捧腹すべし(わさ、は早酒なり新酒也)

秋なすび夫木集にありさいへるは誤りなりこの歌春雨抄に出たり

梅首鷄 今の俗梅首鷄を鷄(バン)とすれども源平盛衰記には悉く矢の羽に護田鳥尾とあり爾雅の註に出でたる本字なり殊勝の事と云ふべく方目一名鶻即護田鳥なり(貞丈云バンとオスメトリは別なり)ウルマの嶋 狹衣にウルマの鳥とあるを下紐にウルマとは琉球也と註せり千載集前大納言公任歌「おぼつかなくうるまの鳥の人なれやわか言の葉をしらすがほなる」

桑弧蓬矢 禮記内則にのせて遠大を期するといふ事にて別に大事もなき事なるに俗間にいろくなる牽強を云ひ出だしたるなり禮記内則曰國君世子生告于君接以大牢(中略)射人以桑弧蓬矢六射天地四方集説に期其有事於遠大也嚴陵方曰射之爲道此男子之所當爲者也故士使之射然桑非弓幹之強者蓬非矢材之勁者然則桑蓬其用之義以見雖有未備其事而成成人有漸也(以上笠澤筆塵に見えたり)

練罽 練罽と云ふはイタメ草にて罽を作り練物を付けて漆ぬりたるなり練物とはラフ色をぬる漆地なりセシメうるしに砥の粉を入れてぬり付けてかしらからして砥にてとぎ平にして其の上を墨にてぬりせしめうるしにてぬりからして砥にてとぎ又一へん同じくぬりからしとぎてカクセキの粉をもつて指に油を付けてみがかつやを出すなりぬりつばと云ふはぬり物を付くる故の名には非ずぬり草にて作るゆるの名なりぬり草とは板目草の事なりこれぬりたる草なり草のぬりやうは厚き牛の皮を水に浸し潤して鐵槌にて打ちうすくなるほど打ちかためて日に乾せば甚だかたくなる也是にて罽を作るなり罽の札をも作るべし

失禮奉行 三好亭へ御成記にあり失禮はシツラヒとよむ座敷をとりつくるふ事を奉行するなり無禮と失禮と云ふは違ふなり又名目抄に室禮と書きてシツラヒとよむも同事なり名目抄聞書に室禮是は座敷にてもシツラフと云ふ訓なり文字を音にてウメたるものなり親長の記にかりにしつらひあかべりをしくなど、あり遊仙幅に料理と書きてしつらひとよめり取りつくらふ事なり

棹の間 禁秘抄棹の間は板敷の西にあり禁掖抄に小板敷西の三間にちひさき柱を二本わたりし御倚子の覆ひとりてかくる所あり其の棹かけてあるを云ふそれをさの間と云ふ棹は木を削りたるもの昔ははなしてあり或時殿上にて誰やらん喧嘩し出し此の棹をもつた、きたる故今は釘にて打ちつくるなり

小板敷 沓脱夜侍禁掖抄に小板敷沓ぬきアハヒの間を神仙門と云ふとあり小板敷は殿上のエンガハのやうなるもの職原抄に侍醫云云侍醫も内々にてはごこへもまめる表向にては小板敷に參るを半昇殿と云ふ神仙門の外に出納の小舎人などあるなり小板敷の前を小庭と云ふ爰は藏人ツバキなどならぬなり小庭の東に向ひたる戸を無門と云ふも口々の事を奏聞し公卿を悦など申所なり拜賀奏慶も此戸にて申し藏人取次出で奏聞す小板敷に向ひて下侍の間ありこ、の侍は下侍なり禁秘抄に下侍三間シンユウランの所としるさる(名目抄聞書)

小安殿 江家次第頭書に九ヶ間とあり大極殿の後房に御すとあり大極殿のうしろの房をコワドノと云ふなりワドノとよむ人あり然れどもコワトノよし(同上)

土佐光茂 後奈良院天文年中の比の人將軍義晴之臣畫工之上手

水隨方圓器 今川狀にあり荀子に曰く君盤也盤圓而水圓也君者孟也孟は方にして雨水方也

交名 交名とは數多の人の名を集め記すをいふなり古書に交名とあるは此の事なり

乙は一人通して言一身所化士如斯（小生八九子（句八九は七十二なり言は三千ノ中七十二人受法なり）作仁可レ知レ禮也（仁禮相爲用言は七十子分類故事要語に引なり善爲レ仁其於レ禮可レ知）

某殿 司馬仲達稱曹操花續稱景陵王子良皆曰殿下則諸侯自漢以來皆通稱殿下矣至唐初制令惟皇太后皇后百官士號稱殿下至今備用之蓋自唐始也其制設吻者爲殿無吻不爲殿矣丘靈與陳伯之書謂臨川王宏爲臨川殿也（石林燕語）長胤謂據此則殿下之稱始三國而觀臨川殿之稱則我邦稱貴人一爲殿蓋有所襲也

和漢同名書 西土の顔師古が書に利讓正俗と云ふ書あり我が邦の伊藤長胤が書にも利讓正俗と云ふ書あり西土の書に三才圖會あり吾が國にも和漢三才圖會あり西土の書に萬寶全書あり我が國にも萬寶全書あり

鶴龜の齡 貞丈云く鶴の齡千年龜の齡萬年と云ひ亦狐百歳に至りて北斗を拜して變化して人を惑はしむと云ふ又鳳三百歳長生すと云ふ又松脂土に埋り千年をへて琥珀となると云ひ又深山の深水千年をへて水晶となると云ふ類の事信すべからず百年以上の事誰か心見てしかならんや如此事西土の書にあれども疑ふ人少し西土の書をみだりに信する故なり

忍冬 和名スイカヅラと云ふ此の物濕を拂ふ功能ありとて俗に入梅の節に是を煎じて吞む者あり誤なり忍冬はすべて瘡頭（瘡ハヌベテノデキモノなり）を治する功能あるゆる濕瘡に専らこれを用ふ濕瘡を發する事を俗に濕か出來ると云ふ是より紛れて忍冬は濕氣を拂ふなりと誤れるなり

水戸山家殺父 水戸光圀公在世の時水戸の山家の百姓父を殺したる者あり捕へて奉行所に於て刑罰を行ふべき旨云ひ渡しければ彼の父を殺したる者刑罰を受くべき理なしと云ひて己が罪を知らざる故刑罰を延引して學校の側に獄屋を建て、彼の者を入れ置き日々経書の講釋を聞かせ三年目に孝經の講釋ありしを彼の者聞き

て始めて父を殺すは大罪なる事を自ら悟りて自ら刑罰を受けん事を願ひて刑罰に行はれしとぞすべし愚人は道をしらず唯理を知りて事もなく法を犯す事あり道は聖人の立て給ふ所の人の道人の法なり大忌に至りては本より道をしらず理も又知らずすべし愚人は理強きものなり其の理に非ず皆私の理なり正理に非ず世俗の理を云ふもの右の父を殺したる者の理に似たる事多し

噓のまじなひ 噓（クサメの事なり俗にクシヤミと云ふ）凶事なりとてまじなひをする事有りつれく草にくさめくと云ひてまじなふ事みえたりクサメと云ふはハナヒル事には非ずハナヒル時のまじなひの詞なり又下賤の人はハナヒル時まじなひなりとてクソクラへと云ふ拾芥抄に噓時の頌休息萬命急々如律令とみえたり休息萬命をクソクマンミヤウとよむを誤り傳へてクソクラへと覺えたがへたるものなるべし

厄年 本朝俚諺に曰く靈樞曰黃帝曰得三其形不_レ得_レ其色如何岐伯曰形勝色勝形者至_レ其勝時一年加感則病行失則憂矣形色相得者富貴大樂黃帝曰其形色相勝之時年加可_レ知乎岐伯凡年忌下上之人大忌帝加七歲十六歲二十五歲三十四歲四十三歲五十二歲六十一歲皆人大忌不可_レ不自安也則病行失則憂矣當此之時無_レ爲_レ恣事

○水鏡に云く三十三をすぎがたしと相人なども申しあひしかば閻寺は厄を轉じ給ふと云うけ玉はりてまうでそめしよりつ、しみの年ごとにささらぎのはつうまの日まわりつるしにこそ今まで世には侍れ○性靈集にも祈誓弘仁天皇御厄一表見えたれば本朝にても久しくいひ來りし事なりもろこしにては大忌といひ我が朝にしては厄年と唱ふるなり水鏡に三十三をすぎがたしとあるは三十四歳の前年なるゆるなり世俗四十二をいめるも四十三歳の前年なる故なりとぞ又世俗六十一歳を本卦がへりといひて祝ふものあり如此の事は書をよみ理をあきらめわさまへ生死有命と云ふ事をさされるものは信用すべからざるなり

正五九月 瓊耶代辭編に云く宋人以正五九月三月食素誦經已可笑矣百文清規云正五九月爲善月由隋開皇三年詔天下正五九月各寺建祈禱道場不得殺生命以正五九不上宮爲禁殺也而俗以爲忌者非也

閏月 日本紀十九欽明天皇九年紀に曰く閏七月庚申朔辛未百濟使人掠葉禮等罷歸○貞丈云く日本紀閏月此所に始めて見えたり是より已前閏月見えず

大祓 古事記仲哀天皇記に曰く更取國之大奴佐而(奴佐二字以音)種々求生剝逆剝阿離溝埋尿戸上通下通婚馬婚牛婚鷄婚之罪類爲國之大祓而建内宿禰居於沙庭請神之命中臣祓是に本づけり

新羅百濟高麗王之訓 新羅王百濟王高麗王等の王の字日本紀にコキシ又コキシとよみを付けたり三韓の語なるべし古事記に神功皇后新羅を征し給ひし事を記したる條に以其御杖一衝立新羅王門とあり國王の二字コキシと訓を付けたりコシキはコクシユの轉音なり王の字をコシキとよむは擬訓なり王は國主なればなぞらへて王の字にコシキとよみを付けたるなるべし(國主をコシキと云ふはかの國の詞なるべし)

比禮 古事記應神天皇の記に曰く天日矛持渡來物者玉津賀云云而珠貫又振浪比禮(比禮二字以音下效此)切浪比禮振風比禮又與津鏡邊津鏡並八種なり(此者伊豆志之八前大神也○右比禮は衣服のヒレには非ず別なり)

アソバセオホミ琴 古事記仲哀天皇記に曰く建内宿禰大臣白恐我天皇猶阿蘇婆勢其大御琴(自阿至勢以音)爾取依其琴而那麻那麻邇(此五字以音)控座○貞丈按に貴人の所作を謂ひてあそばすと云ふ事上古より

の詞なり又貴人の御物を稱して大御の詞を添へておみ帯などと云ふも大御帯なり是又上古よりの詞なり源氏常夏の巻におほみ大つぼとりにもつかへまつらむ云云大御なりおほつぼは尿壺なり

避正五九月 事類全書に曰く宋之上官者多忌正五九月或謂宋朝火德也火生於寅旺於午墓於戌比三ヶ月謂之灾月官貴例減祿料無羊故謂無羊之月衆皆避之陰陽家云武德詔此三月不行死刑禁屠殺○貞丈云く按に正月は寅五月は戌火氣正月に生じ五月に盛に九月消す

鷄退 退く事を鷄退と云ふ左傳僖公十六年に鷄退飛びて過宋都風ふけば也(鷄は鳥の名なり)

三月上巳 事類全書に曰く按周禮女巫掌歲時以祓除疾病禳者潔也故於水上盥禊之也己者社也那疾已去祈介社也應邵風俗通魏以後但用三日不傷用己也○貞丈云く三月初の巳の日を上巳と云ふ然るに魏の代より後巳の日を不用して三日を用ふといへり五月初の午の日を端午と云ふ是も平日を不用して五日を用ふる事も亦魏より以後の事歟

時服 同書に(五月の條下)曰く陸朝官每歲端午賜時服(澠水蒸談)○時服(續日本紀にみえたり)

三伏日 同書に曰く伏者何也金氣伏藏之日也四時代謝皆以相生立春木代水生水立夏火代木生火立冬水代金金生水至於立秋以金代火金畏於火故至庚日必伏庚者金也(時忌釋)又曰六月伏日周時無至此乃有之師古曰伏者謂陰氣將起迫於殘陽而未得升故爲伏藏因名伏日

佛法奇妙 佛法に奇妙不思議の事を現す事類全書に曰く佛圖澄は天竺の人なり妙通三玄術善誦神咒能役使鬼神腹旁有一孔夜光照室石動聞其名召試其術澄取鉢盛水燒香咒之須臾鉢中生青蓮華勤愛子斌暴病死澄取楊枝沾水灑而咒之遂甦○貞丈云く玄術は幻術なり俗に云ふ魔法亦イッナツカヒ亦ゲホウツ

カヒ同じ事なり此の術も天竺より傳來せるなり釋迦如來の奇妙不思議を現じて人に見せられしも幻術を借りて人を善道に道引かんが爲の方便なり佛國澄も天竺の人なる故幻術を傳へ來りて様々の不思議を見せたるなり石動が子の死にたるも實に死にたるには非ず幻術をもつて死にたるが如く見せて呪したるなるべし我が國役の行者弘法大師傳教大師其の外古への名僧の奇妙不思議をあらはし見せたるも佛法を人に信仰させんが爲に幻術を借り用ひたるものなり西土にて仙人の様々の不思議を現じて人に見せたるも皆幻術をつかひたるなり道にふみ迷ひて仙境に入りたると云ふは狐狸にばかされたるなり常時の事と違ひたる事を目に見るは皆是物の爲に心氣を奪はれてばかされたるなり實に奇妙不思議あるに非ず

聖人賢人になること云ふ事 貞丈云く或儒者の説に學問すれば賢人になる賢人になりて彌修行すれば聖人になると是甚だ心得遠なり學問とて四書五經をよみ習ひ講釋をき、詩をつくり文を書きたればとて賢人には非ず聖人の書に見えたる人倫の道を身にとり行ふ人を賢人と云ふなり聖人は母の胎内より聖人に生れつきて出づるゆる聖人にはなりたくともならぬ事なり佛法にて經をよみ佛名唱ふれば佛になるといふは大に違ひたる事なり

覆射 覆射と云ふは食物にても蟲魚にても器皿にても筥に納め或は包み隠して置きて此の中の物は何をといふに占にて中る事を云ふなり此の事類全書五の巻に見えたり戲事なり

絹布一匹 書言故事(婚姻類)に曰く純帛五兩納幣用純帛五兩(周禮)媒民凡嫁女娶妻入幣純帛無過五兩(註云幣即帛也純好也兩匹也五兩五匹也)五兩十端也(註云每兩兩端兩端兩頭也每端二丈十端凡二十丈也兩端之義見下文)(四記)(雜記下篇)納幣一束束五兩兩五尋(註云此謂婚禮納徵也一束十卷也八尺爲尋每五尋爲一匹從兩頭卷至中別五匹爲五箇兩卷矣故曰束五兩鄭玄曰四十尺謂之匹猶匹偶之云一言古人每匹作兩個卷子○貞丈云く此の文をもつて按ずるに周の代五兩と云ひ五匹と云ふ一匹は二端なり一端は周尺にて二十丈なり一匹なれば四十丈なり一端づゝに裁ち分けずして一匹を兩の端より巻けば卷物二卷となりて二卷の中は連りてあるなり二卷並びてある故一匹と云ふなり匹は匹偶にて物の二つづゝ、相對して並びてあるを云ふなり一端の卷物二つゝ、はなれず並びてある故一匹と云ふなり賤きもの奴僕もなく夫婦かけ向ひなる者を匹夫匹婦と云ふも同意なり一匹の譯是を正とすべし據書抄などの説正しからず

男子桑弧女子枲 禮記内則曰子生男子設桑弧蓬矢於門左女子設枲於門右又曰男子生以桑弧蓬矢六以射天地四方又射義

九族 事類全書に曰く以親九族(義典)上至高祖下至玄孫夏候歐陽等以爲九族者父族四母族三妻族二諸父 同書に曰く既有把拜以速諸父疏伯父叔父伐木父之昆弟先生爲伯父後生爲叔父(爾雅)父之從父昆弟爲祖父(同上)伯把也把持家政也父弟爲仲仲中也仲父之弟曰叔父叔少也叔父之弟曰季季癸也甲乙之次癸在(釋名)

姪 同書に曰く兄弟之子猶子也蓋引而進之(檀弓)
伯母 叔母 同書に曰く父之兄妻爲伯母父之弟妻爲叔母(爾雅)○按に是は伯母叔母に准ずる稱なるべし爾雅の文下に記す
舅姑 同書に曰く婦事舅姑如事父母(曲禮)○又父の姉妹を姑と云ふ
孫 同書に曰く子之子爲孫孫之子爲曾孫曾孫之子爲玄孫玄孫之子爲耳孫耳孫之子爲昆孫昆孫之子

爲仍孫仍孫之子爲雲孫（註云輕遠如浮雲）爾雅仍孫（一作仍孫）應邵曰耳孫元孫之子也言其去高會益遠但耳聞之也

前漢書

姊妹同書長婦謂稚婦爲姊妹謂長婦爲娣婦今或云妯娌（爾雅）鄭玄曰以已先生爲娣後生爲姊妹

知姊妹以已年非夫之年也

小姑同書王建新嫁娘詩云三日入厨裏洗手作羹湯未請始食性光遣小姑嘗

孀娘伯叔之妻稱孀娘或亦稱伯母叔母

舅甥事類全書に曰く母之昆弟爲舅母之從弟昆弟爲從舅（爾雅）男子謂姪妹之子爲生謂我舅者吾謂之甥（同上）姊妹之子曰甥出配他男而生也（釋名）姊妹之子孫謂從孫甥

內外兄弟同書に曰く姑之子（註云外兄弟也）舅之子（註云內兄弟也）（爾雅）○今人以舅稱妻之兄弟終

無所據前輩但以兄弟稱之（朱子語錄）

內戚外戚父方の親類を内戚と云ひ母方の親戚を外戚と云ふ親族に内外を稱する皆是なり

親族正名太宰純が著せる書に親族正名あり詳悉なる書なり

姑事類全書に曰く父之姊妹曰姑姑故也言子已爲久故之人（釋名）父之姊妹爲姑父之姊妹爲三姑會祖

王父之姊妹爲會祖王姑父之從姊妹爲從姑父之從父姊妹爲從祖姑父之從祖姊妹爲族祖姑妻之姊妹爲姨

母之姊妹曰姨母（爾雅）

婚同書に曰く黃氏借（註借女婿也東洛之間謂婿爲借（史記）館甥（註禮妻父曰外舅謂吾爲舅者吾謂之甥）（萬章）少婿（蘇秦傳）家貧子壯則出贅（賈誼策）女夫乃是兒例（陳後上）乃命長嗣爲君半子（劉西

錫祭陽庶子父）○僚婿江東呼同門爲僚婿（爾雅韻）（註兩婿相謂曰姪（大雅）諷公誰私（註姊妹之夫曰私

「碩人」又友婿（漢書）

婚姻同書曰妻父曰婚婿父曰姻（後漢順帝紀註）婚者昏時行禮故曰婚姻者婦人因夫故曰姻（白虎通）

婚有六禮○納采（註將爲婚必先媒約通其言然後使人納其采擇之禮用雁爲贄蓋取陰陽往來之義也）

○問名（註問名卜其吉凶）○納言（註卜於廟得吉兆復使往告婚姻事）○納徵（註用玄纁不用雁）

○請期（註由夫家得吉日乃使人往告之）○親迎（註及納采問名請期並用雁也）（儀禮）婿執雁而入揖

讓升堂再拜奠雁婿御婦車而婿授綏御輪三周共宇而食合卺而醑所以合體同尊卑親之也（昏義）（註雁

性也共宇則不異性也）（醑音印）以一瓠分爲兩瓠謂昏婿與婦各執一片以醑々畧飲也演也謂食畢飲酒

演安其氣也○今人以酒盃交飲則訛矣非禮也（釋註瓠音護瓜瓠也方氏曰合卺有合體之義共宇有同

尊卑之義合體則尊卑同尊卑同則相親而不相離也（禮記昏義）

吾伊の聲書をよむ人口ごもりて讀む聲を長く引きよむ事を云ふなり吾伊の二字唐音にてはウ、イトよむ

なりウ、イト云ふやうによむを云ふなり書言故事に曰く讀書聲曰吾伊黃山谷夜聞對牕孫元忠誦書戲作

竹枝歌南牕讀書聲吾伊（註吾伊夷那何之類是也不聰明者口訥讀書遲遲故有此聲也○夷那何はイナア、カ

ウ也

千字文事類全書に曰く梁武帝敎諸王書分殷鐵石於鐘王書中撮一千字不重者每字片紙雜碎無序召周

興嗣曰卿有才思爲我韻之興嗣一日編綴進上髮髮皆白（扁書故實）

蚩尾鷓尾瓦上の上に置く所のシヤチホコなり同書に曰く蚩海獸也漢武作栢梁殿有蚩尾水之精也能劫火

災_二因_三置_三其象於上_二今謂_三之鷓尾非也_一(漢武演義)○又云漢以_三宮殿多_二災術者言天上有_三魚尾星_一宜_下爲_三其象_二冠_一於屋_一以攘_上之唐以來寺觀殿宇尙有_下爲_三飛魚形_一屋指_上者_下不_レ知何時易_レ名曰_三鷓尾_一狀亦不_レ類_三魚尾_一(張氏正倦游錄)東海有_レ魚蛇尾似_レ鷓噴_レ浪即降_レ雨唐以來遂設_レ像於屋背_一(語類要)○按_レ蚩尾は海獸象_二云_一魚尾は魚尾星に象ると云ふ又魚に象ると定説なし後に説を設けたる故區々なるべし海魚の形ち水の縁を以て火災を鎮むるの意なるべし吾が國のシヤチホコハ全く魚の形なり

博山 香爐の名なり同書に曰く漢故事諸王出_レ閣則賜_レ博山香爐_一品大臨考古圖云爐象海中博山下盤貯_レ湯使_二潤氣蒸_レ香以象_三海之四環_一○貞丈云_レ香はしめりたる氣を得れば香よく物にしみ止まるものなり行香爐の下の盆に湯を入れて陽氣にて香の烟を_レムシ上げて香をウルホシテしみつく様にしたるものなり其の形海中に山あるが如く作りたるを云ふなり

參考 マジヘカンガウルとよむなりサンカウとよむべきなりマジフルと云ふはサンの音シンなり玉篇に楚今切參差也とありカタウときは音シンなり字彙に桑威切雜也とあり音サンなり

燕脂 事類全書に曰く燕脂起_レ自_レ紉以_三紅藍花汁_一凝作_レ脂以_三桃花粧_一蓋燕國所_レ出故名_三燕脂_一(雜錄)○紅藍花はベニハナ也即ち紅花也燕脂此方にてカタベニと云ふものなり

馬吉凶 同書に曰く庚亮所_レ乘馬名_三的願_一殷浩以_レ爲_レ不利主勸_レ亮賣_レ之亮曰豈有_二已不_レ安而移_三之他人_一(蜀志に見えたり)三國の時既に馬の吉凶を云ふ事あり

馬一疋 同書に曰く顔回望_レ吳門馬_一見_二一疋_一練_三孔子曰馬也然則馬光景_一一疋長耳故修人號_レ馬爲_二一疋_一(家語)或曰馬夜行日明_二照前四丈_一故曰_二一疋_一或曰春秋左氏說諸侯相_レ贈乘馬束帛_一爲_レ疋與_レ馬相疋耳(風俗通)

笏 同書に曰く笏者有_レ致_レ命及所獻白則書_二其上_一備_三忽忘_一也(釋名)古者貴賤皆執_上笏_下君上之政令_二有_レ事則指_二之於腰帶中_一(監服雜事)將適公所必進_三象笏_一書思_二對命_一(禮記)○貞丈云_レ吾が國にても奏すべき事を笏に書す江次第笏紙の押様見えたり(地方にては笏に直にか、す紙に書きて押すなり)

半臂 同書に曰く隋大業中内官多服_二半除_一即之長哀也漢宮等服_レ之唐高祖減爲_二半臂_一内官服者無_三香縷_一今爲_レ服(灸穀子)

汗衫 同書に曰く燕朝袞冕有_二白紗中單_一有_二明衣_一皆汗衫之象以行_レ祭接_レ神至_レ與_レ項羽_一交_レ戰汗透_二中單_一改_二汗衫_一貴賤通服(灸穀子)

安齋隨筆卷之十六終

安齋隨筆卷之十七

八葉車

滋野井亞相公麗卿の云く八葉の車と云ふは立板に網代にて八曜を作る事を云ふ大なるを大八葉と稱し小なるを小八葉と云ふ俗に車の輪木八枚あるを八葉と云ふといへるは僻事なり車の輪木八枚あるものは輻廿四本なり雜車は七枚なり輻廿一本なり老子經に三十輻共一轂と云ふにて考ふれば漢の車は輻木幅ともに日本の車より多しと見えたり○海人藻芥に云く大八葉車は俗中大臣以下公卿僧中僧正以下僧綱用之小八葉は四位五位の雲客僧中有職非職等用之紋車は家紋網代組付又袖の陰に畫之顯職殿上人乗用也顯職者藏人頭内外凡五位藏人左右兵衛等なり五位等侍車堅縁不折之也云云○橘嘉樹云く滋野井殿の御説輪木八枚とあれども予女御入内の御車并に加茂祭の車を見しにいつも七枚なり二條の御城に將軍家の御車あり是も七枚なり云云サナタ紐 腐穢集に云く啄木の組の訓は彼の鳥の木をはみたる形をうつしたり亂世略して永祿の頃木綿渡りて後木綿にてオドシたり然るに信濃上田城主眞田安房守昌幸慶長五子年關ヶ原台戰以後高野の九度山に其の子左衛門幸村とともに牢人の時に正宗の刀貞宗の脇差を彼の木綿の啄木にて柄を巻きたるを世人眞田糸と唱へしよりサナタの俗唱となれり

鬼門

書言故事に曰く交趾有鬼門關其南多瘴病去者罕得生還諺曰鬼門關十人去九不還註客州北流縣南兩石相對號鬼門關

筒丸

或は筒丸と書く筒の字を用ふべし筒は非ならんか書言故事の禽獸の比喻類に情愛雖割生龜脫筒註

に筒は殼也とあり殼は龜甲なり筒丸は身甲圓く圍むものなり

鷹の餌袋に鳥さし様

鷹口傳に云く大鷹のゑぶくろに鳥をさす様をん鳥をば左の足を出して右の足をゑぶくろの内に納る、なりめん鳥は右の足を出して左の足をゑぶくろの内に入る、なり尾はおもてを見すべしめんとりをん鳥おなじ

ハマユカ

腐穢集に源氏若菜の卷下に衛門督女三の宮へ忍びたりし時床の下にいたきおろし奉るとあり床の様如何と宗恒へ尋ね侍りしに帳内と云ふ三尺四方高さ一尺ばかり是を四ツ合せて上に疊を敷き廻り四方に帳をたれる柱は床の上四隅に立つ帳は中にて開く様に一間に二枚づゝたる、なり内には几丁と云ふものを立て一つの時は枕上に一文字に立つ二つの時は入の字形に立て下の疊を濱床といふなり源氏螢の卷にゆかをゆつり聞え給ひて御木丁引きへだて、大どのごもりと云云是は源氏花ちる里の方へ行きて留りたるを云ふなり床とは帳代のゆかを云ふなり花散里の常に簾る帳代のゆかを源氏にゆつりねさせたるを云ふなり則ち濱床なりつれづれくさきに大裏のはまゆかに牛の登りて伏したりけると云ふ事有り昔陣の濱床を置きて大理卿の人その上に座して行を開けるとなり今も紫宸殿清涼殿に此の床のある人不知と云云○右宗恒は御厨子所の預り紀宗恒なり公家故實者なり陣の座とあるは廳の座の誤なり大理は檢非違使なり又云く右の如く濱床を置き四方に帳をたれたる所の總名を御帳臺と云ふ類聚雜要抄に圖あり御寐所なり

香染

丁子染なり丁子濃く煎じ出して其の汁にて染めたるなり是本式なり然れども後には丁子を不用して似せ色を染めたり今世俗に丁子茶と云ふ色なり源氏物語藤の裏葉の卷に宰相殿はことし色ふかき御なほしぞ丁子染のこがる、までしめるこ、のあやのなつかしきを云云壺井義知が源氏裝束抄の書に丁子染は香染とも云ふな

り或秘記に曰く承元四年二月十四日入夜仲基入道來談古事知皇院殿仰に着直衣以子子染めたる香の帷子着之云云

シヤアナコン 伊勢物語のよみくせに大納言をシヤアナコンとよむ事西三條道通院實隆公は舌たらずにて言説明らかならざりしに伊勢物語口釋の時大納言をシヤアナコンとよまれしとぞ夫をうけ傳へて九條玖山公源氏物語の抄にシヤアナコンとかなをつけ給ひしより今歌學者にて口傳習事となれり堂上家にての笑草なりと此の事腐糞集に見えたり

土筆 (ツク／＼シ又ツクシと云ふ) 筆の形に似たるものなり此の土筆と魁蛤ツルカと一度に食すれば大食傷して腹痛甚し此の事本草等に見えず救人の爲食傷する人を見聞する故記之魁蛤に似て大なり甲に山の筋ありて高さ所低き所ありて甲の面黒き髭短く生ひたり其の肉は色赤き故赤貝と云ふ又キサともイタラカヒとも云ふ所によりて名かはるべし大なるは兩手を合せて持つほどなり○按に續本草筆頭菜ツク／＼シあり

上戸茸 土佐國の人の談にて土佐の山分に木山と云ふ山あり其の山中に上戸茸と云ふもの生ずる事あり形ち椎茸の如く色椎茸の如くして少し薄し此の茸を懷中して酒宴の座に交りて大に酔ひて酒を呑む事を苦しむ時に彼の上戸茸を手に握つて盃に持ち添へ盃の端に彼の茸を少しあて、酒をのむ體にすれば酒悉く茸に吸ひ入る、なり茸をしぼれば酒出づるなりしぼりて後に用ふれば酒を吸ふ事前の如し其の酒をのめば甚だ酔ふこと強しと云ふ

上戸を下戸にする事 酒狂する者を酒を嫌ひにする事本草綱目卷五十獸の部馬汗の附方に曰く飲酒欲斷制馬汗和酒服之(千金方)と見えたり是の意は酒を禁じたく思は、馬の汗をとりて酒の中にませて呑む

べし酒嫌ひになるなり(千金とあるは千金方と云ふ書にあると云ふ事なり)○又同書に弘景曰く馬色類甚多入薬以純白者爲良とみえたり是は馬の毛色は色々多し薬に入る、には白馬をよしと云ひてする事なり白馬とは鼻ツラの色薄紅色にて黒からず蹄の色はうす黄に似て毛色は至りて白き馬なり或人主人酒狂するを憂へて紙を以て白馬の口の中を拭ひ涎を紙にしめて其の紙を酒に浸してしぼり出して主人にのませたり夜中に胸わろくなりて吐逆したり其の後酒嫌ひになり呑む事なし此の事はその人の物がたりなり然れば馬の汗にも不限馬の涎よくきくなり酒狂にて一生をあやまつものあり人の爲になれば人にも傳ふべし

馬の瀧 洗頭瘡白禿熱飲治反胃婦人乳腫馬尿塗之○白馬通(通とは馬糞の事なり)主治止瀉止吐血下血鼻衄金瘡出血婦人崩中(別錄)敷頂正明(除之才)絞汁腹治産後諸血氣傷寒時疫當吐下(藏器)治時行病起合陰陽垂死者絞汁三合日夜二服又治杖瘡打損傷瘡中風作痛者炒熱包熨五十遍極効(孟詵)絞汁灌之治卒中惡死酒服治産後熱悶眼燒灰水服治久痢赤白和猪脂塗馬咬人瘡及馬汗入瘡刺死馬骨刺傷人毒攻欲死者(時珍諸方)

○小品出
筆陣 專林廣記卷之四右軍筆陣曰紙者陣勢也墨者兵甲也筆者刀楯也硯者城池也心意者將軍也結構者謀畧也(貞丈按に此方の手習狀と云ふものは是に本つきて作れるなり)

今川狀 此の書は了俊應永十九年に書きたる書の終に右の年號あり印板の本に應永の年號あるはすくなく多くは永亨元年とあり永亨は了俊卒後の年より十年ばかり後なり永亨年中の人傳寫して其の時の年號を書きたるなり了俊永亨元年と書かれしと思ふは誤りなり
腰越狀 義經腰越狀は東鑑に見えたり普通の本とは少しづつ、違ひたるあるべし

押字 押字と云ふ物は書判の事なり名乗の字を草にやつして二字を一字に交へて作るものなれば押字の上に名乗を書きても苦からぬ道理あり其の故は印には名乗をも字をも篆書にし書きて刻みたるものなり名のりも字をも書きつらねて其の下に名乗字を彫刻したる印を押すなれば其の例によれば押字の上に名のり書く事道理において苦しからぬ事なるべしされども古例にはなしもし押字の上に名乗を書きたる事あらば古の道理をふまへ所にしてかくべしもし難する人あらば右の道理を以て答ふべし後世に傳ふべき書などは押字の上に名のりを書きて置きたき事なり名乗か、すして後世に至りて誰と知れぬ事もあるべし唐人は名と字とを書きて其の下に名乗を彫したる印を押すなり(唐にも押字あり此方のごとし)

振鉢 振鉢三節(これをホコブリとも云ふ)舞樂の時最初第一番舞人一人鉢を持ちて舞ふ事あり其の舞三段ある故振鉢三節と云ふ(シンとはよますエンブとよむなり或は筵舞とかくなり周禮に見ゆ)舞樂ある時はいつも如此なり猿樂の三番更の様なる意なり

鶴の庖丁 今世正月廿八日禁中にて此の事あり清涼殿の前庭階前に一間に二間の板盤を敷きて其の上にて庖丁あり庖丁人白小袖に狩衣淺黄の指貫風折烏帽子着之出仕す素襖にえぼし着たる者四人俎板に鶴一羽のせて昇き出す庖丁人鶴の兩羽を切りて俎板の向の端に并べ置く次に頭を二ツに切りて羽の次に并べ置くさて鶴を横にとり直し中より切り頭の方へ付けたる身を豎におろし頭の次に并べ置く中より下の方へ其の儘にさし置きて切らず取り直し置きて庖丁まなばし俎板のうへに置き退きて平伏し退き出づ公家衆御太刀受取之板た、み南の方に畏り太刀の足間を右手に握りて左の手をつき平伏して退出す

源氏物語枕草紙の詞 ものがたり草紙などの詞は其の時代の常の詞を以て書きたるものなりわざと詞を

かざりて書きたるには非ず今世の詞と違ひたる事あるは時代の移るに隨ひて詞も移りかはるなり萬葉集の時代の詞と古今集の時代の詞とはありあり夫より以來の詞又々かはるなり我が國のみに非ず唐國にても古今詞のかはりあり今世の人古書を見て今の詞とかはりたるを以てわざと詞をかざりて書きたりと思ふは誤りなり其の時代の常の詞と心得て見るべし今より五六百年末の世に至りては今世の詞も耳遠き詞となりてむづかしく註釋を用ふるやうになるべし今より後の世の人今を見る事今世の人今より昔を見るが如く成るべし詞のみに不限萬事萬物同じかるべし

食を土器に盛る事 史記卷卅五晉世家に曰く重耳(晉献公子)居狄凡十二年而去過衛衛文公不禮去過五鹿飢而從野人乞食野人盛土器中進之重耳怒趙襄曰王者有土也君其拜受之○土器に食を盛りて進めたるを重耳怒られしを趙襄王は土を有す拜して受け給へと諫めしなり我が國にて古より式正の膳具に土器を用ふるは土を有つの祝に非ず上古質素の風俗を傳へたるなり今世公家の人々食器に陶器を用ひらる、は則ち土器の一轉したるなり

質物 同書同卷晉世家に曰く八年使太子圉質秦(正義に云く質音致)是は太子の國と云ふ人を秦の國へ人しちにやりたりと云ふ事なり質の字音を正義に致と註したり然れば質物の質の字はシツの音に非ず(吳音にはシチと云ふ)致の音なり質物はチモツとよむべし(俗に古しへシチモツとよみ來れり誤りなり)

佐野シカイ シホタレシカイとも云ふ下野國佐野の庄より作り出す馬のシガイなり今世是を用ふ佐野西方澁垂(シホタレといふ)此の地より出づるゆるシホタレシガイとも云ふなり(日光道中案内記にみえたり)館林より佐野へ二里佐野より富田へ三里

天明釜 同國佐野庄の内又明小屋犬伏この三村東西につゞきて長さ一里餘うら町あり此の所鍋釜を作り出す昔は茶の湯の釜も此所にて作り出す天明釜とて茶人の賞翫する釜なり今は雑用の鍋釜のみ作り出すなり

古狀の詞 古狀の詞に候畢とあるをサフラヒヌとよむべしサフラヒヲハンヌとよむは悪し

不屑 不屑の二字をモノ、カズナラズとカズのヌの字をにこりてよむは悪しヌの字すみてよむべし屑の字は玉簪に碎也と註せり物の碎けたるクヅの事なり物の糟の心なり數にはあらず

オロシ馬 オロシ馬と云ふは馬の足のハコビ様左の前後の足を一度にハコビ次に右の前後の足を一度にハコブなり歩みやう二つビヤウシに足をハコブなりオロシは蹠足にてオロアシの畧語なりオロアシはオロソカアシの畧語なり常々の馬は四つヒヤウシにハコブ細かなる足づかひなりオロシの馬は二つヒヤウシにハコビテ足ツカヒオロソカに大マカなる故オロシの馬と云ふなり

ヒタシ馬 ヒタシ馬と云ふは常の足つかひの馬を云ふなりヒタシはヒタアシと云ふ事なり常足とも直足とも書きてヒタシとよむなりヒタシの馬の足のハコビ様は左の前足次に右の後足次に右の前足次に左の後足如此四つビヤウシに足をハコブなりオロシの馬に對して常の足つかひをばヒタシの馬と云ふなり

アガリ馬 アガリ馬とは後足二つふみて前足二つを上げて立つ馬を云ふなり

ツルシ馬 ツルシ馬とは頭を高くツリ上げたる如くにして手綱を引きつりてヤブリ行く馬を云ふなり乗人をツルス心なり

コシ馬 コシ馬とは尻こみをしてあとへしざりて引き出せども出でざるを云ふなりシザリ馬同じ

イカシ馬 又イカシヌル馬と云ふイカシ馬は先へ進み行くまじきと進まぬ馬を云ふなりシザルには非ずし

て先へ進み行くまじきとする馬なり

ユヅリ葉 ユヅリ葉を親子草と云ふは藻鹽草卷九ユヅリ杜の歌に「年毎に此ごろおつる親子くさ人にしたしき人や知るらむ」

十幹 史記の律書に十幹を十母と云ひ十二支を十二子と云ふ

屯食 源氏桐壺の卷光源氏元服の條にどんじきろくのからひつ云孟津抄に云く屯食つ、みいひとみいふ下らうに給ふ強飯鳥の子なり○貞丈云く強飯鳥の子とはこはいひをにざりかためて鳥の玉子の形にしたるなり握り飯の事なり

藏人所布障子 源氏桐壺の弄花抄にいふ藏人所は禁中仙洞執柄大臣家にもあり殿上の間の次の間に布障子をへだて、藏人所と云ふ地下の者の候するところなり

腰折文 源氏帚木卷にはつかなるこしをれ文つくる事など習ひ侍りしかば云云花鳥餘情にふみは詩の事なり作文と云ふも詩作る事なり玉屑に腰折體と云ふはよき詩の體なり今其の事にはよらざるべし歌にも腰折歌と云ふ事あり云云(コシヲレと云ふ事歌にかざらぬ事なり)

アソ。マウト 人に對して其の人をアソと云ふ事ありアソは朝臣なり又マウトと云ふ事ありマウトは真人なりアソと云ふ例古き物語に例多しマウトと云ふは源氏帚木の卷に此のあね君やまうとの後のおや又同卷にそのあね君はあそむのをどうとやもたる○此のあそむも朝臣なり前にまうと、云ひたり同人源氏の官臣伊豫守紀伊守を指していふなりアソともマウトとも一人の事に稱したり

伊豫湯桁 源氏空蟬の卷いよのゆげたもたどくしかるまじく見ゆ(細流)數多きを云ふ也(孟津)六花

集に古歌とて出せり「いよの湯のゆげたの敷は左八つ右は九つ中は十八」すべて卅三ありといへり又雑藝の歌に「いよの湯のゆげたはいくついさしらすかぞへすにますや君もしるらむ」○伊豫國温泉の湯桁の事を云ふなり

はふれ 源氏夕顔の巻つ、みのほどにて馬よりすべりおりていみじく御心ちまごひければかゝる道の空にてはふれぬべきにやあらん(孟)放埒いたづら二様なる心なり○つれづれにその子うまこまでははふれにたれど猶なまめかし○はふれは放の字なりたどへばつなき置きたる物のはなれて落ちたる様の心なり俗語にはふりなげると云ふ詞も放の字にて手をはなしてなげやる心なり羽織と云ふ服の名もはふりなり帯をせずしてはなちきにする故なりはふりかけたるものなりはふりをををりと云ふはあをひををふひと云ふに同じ例なり明石の巻にかくながら身をはふらしつるにやと心ばそうおはせし關屋の巻にいかなるさまにははふれまごふべきにあらん玉蔓の巻にいかなるさまにははふれ給はんとすらん笠の巻にさかしらにわが子といひてあやしきさまにてはふれやすらん○頭の中將の子夕顔の上の生み給ひし姫君の行へしれざるを云ふなり

袴着 源氏桐壺の巻にこの君三つになり給ふ年御はかまきの事一の宮の奉りしにおとらす云云(河海)皇子三歳にて袴着の例冷泉院(東宮の時)圓融院(親王の時)花山院(東宮の時)一條院(親王の時)○或書に女子に袴着はあり男子に袴着はなしと云ふは誤りなり仍りて是を記す男女とも袴着はある事なり女子の袴着は本朝文粹に見えたり

日中則移 月滿則虧物盛則衰天地之常數也(史記卷七十九列傳秦蔡澤列傳蔡澤之語也)

短冊 清少納言枕草紙にうちとくまじき物の筈に云ふ僧都隆圓の君の御めのとのまゝとみくしげとの、みつ

ほねにわたればをの子ある板敷のもどちかくより来てかしくき目を見さぶらひつる誰にかはうれへ申しさぶらはんととへばあからさまにもへまかりたりしまにきたなく侍る所のやけ侍りしかば日比はがうなの様に人の家にしりをさしいれてなむさぶらふうまつかさのみまくさつみて侍りける家よりなん出でまうで来て侍るなり只垣をへだて、侍れば云云ねて侍りけるわらはもほご／＼やけぬべくなんいさ、か物もさうで侍らすなどいひをる「みまくさをもやすばかりの春のひによどのさへなご残らざるらん」とかきて是をとらせ給へとてなげやればわらひの、しりてこのおはする人の家のやけたりとていとをしかりて給ひめるととらせれば何の御たんしやくにか侍らんものいくらばかりにかといへばまづよめといふ(下畧)按にこの清少納言は一條院の御時の人なり此の時すでに短冊に歌かく事ありしなりそのはじめは猶前の代よりの事なるべし

あはせ飯の菜 枕草紙に云くたくみの物くふこそいとあやしけれ新殿をたて、東のたいたちたる屋をつ

くるととさる者どもみなみてものくふを東おもてにみて見ればまづもて来るやおそきと汁ものとりてみなのみてかはらけはついでつ、次にあはせをみなくひつればおものはふやうなめりと見るほどにやがてうせにしが二三人のたりしものみなさせしかばたくみのさるなめりと思ふなりあなもたいたのことや○うつぼ物がたりにもしもの御あはせとあり○右かはらけついでつとあるを見れば古しへは常にかはらけにて物くひしなり

賀の名 うつは物語に神泉苑に紅葉の賀きこしめすべきとあり又藤井の宮に藤の花の賀し給ふとあり又雪

の賀と云ふ事あり承和の御時紅葉の賀行はるる事あり源氏ものがたりに紅葉の賀あり

尺八 源氏末つむ花の巻に大ひちりささくはちの笛などの大こゑを吹きあげつ、云々

ひそく 秘色とかく源氏末摘花に御たいひそくやうのもろこしのものなれど人わろきに何のくさはひもな

くあはれなる(孟津抄)秘色今の茶碗なり秘色は滋器越州より奉るものなり其邊翠青にしてことに勝れたり仍りて是を秘藏して尋常に不用故に號秘色云云(河海抄)亦同之取要載なり(花鳥餘情)李部王記曰天曆五年六月九日御膳沈香折敷四枚に瓶用秘色云云うつば物語に云くひそくのつき今按に秘色はあをき茶碗の類を云ふなり(貞丈云くひそくのへきは秘色の据なり)

さし櫛 同卷に云ふさすがにくしをたれてさしたる額つきなきやうばうないし所の柱にかゝる物どものあらばやとをかし(明星抄に云ふ御膳に倍する人櫛をさす事本義なり)

陸奥紙 同卷に云くみちのくに紙のあつこえたるに(細流)檀紙なり(明星抄)陸奥よりすきそめけると云云孟津同じ

衣篋 同卷に云くつゝみに衣箱のおもりにかこたひなるうちおきておし出たり又いふかの御衣ばこに御料とて人の奉れる御ぞひと具(河海抄)袋(後泥繪手具)衣篋(蔭繪見延喜式)○位記開長にひろふたはころも篋のふたなり○源氏玉臺の巻御ぞひとつ衣箱ともに入れさせ給ひて云云

かいしろ 垣代なり舞樂の時立ち給ふ人なり(孟津抄に)垣代なり警固なり垣に立ちて此の内にて裝束をするなり○源氏もみちの賀に四十人のかいしろ

入あや 源氏もみちの賀に云ふ入あやの程そらさむく此の世の事とも覺えず(河海細流)舞有取綾手故云入綾(花鳥)更に取て返して面白く舞ふ事なり「郭公二村山を尋ねみん入あやの聲やけふは増る」と(俊頼顯昭註に云ふ)舞には入あやとて更に取てかへしておもしろくまふ事によせて時鳥の入綾のこゑやまさるとよめるなり云云

儀式官

源氏末摘花卷にぎしき官のねり出たるひちもち覺えてさすがに給へる(細流)政官とて辨小納言外記史などを云ふ也(明星抄)結政の事也(師説)政官は大政官とて天下の政を行ふと云ふ納言參議などの下につきてその事を取り行ふ官なり此の辨小納言は公事などにねる時ひちをはりていかめしくして出づるなり此の末摘花のさま裝束をき給へるさまよく似たると思ふなり

へい へいと云ふ詞はへきと云ふ詞の轉じたるなり何とすべいなと云ふ田舎詞には非ず笑ふべからず源氏物語花の宴の卷に云ふ春宮に奉らんと心ざし給へるをいとをしうもあるべいかな又みをつくしの卷に命こそかなひがたかんべいものなれ朝顔の卷に御心なごうつりなばはしたなくもあんべいかな行幸の卷にさしきなどあんべいかぎりに過ぎてめづらしきさまにしなさせ給へり又同卷にあてなる人みなものきよげにけはひことなんべいもの云云

葵 源氏物語末摘花の卷にゆるし色のわりなうしらみたる一かさねなごりなく黒きうちかさねてうはきにはふるきのかはきぬいとかうばしきをき給へりこたひの故つきたる御ぞうぞくなれど猶わかやかなる女の御よそひにはにげなうおごろくしきこといともてはやされたり(河海抄)貂和名(てんと云ふ獸如鼠といふ)西宮記に曰く臨時舞人歸路着黒貂皮衣なり又拾遺に云ふ中宮安子ふるきのかは衣を高光少將横川にすみ侍りけるにつかはしける「夏なれど山は寒しといふなれば此うれきぬは目をふさかなん」(細)昔も着する事は遊逸と云云(瞬同花云)江次第云昔蕃客參入時重明親王乘鴨毛車着黒貂裘八重見物此間蕃客以一件裘一領持來爲重物見八重大慙云云○貞丈云く延喜式彈正式曰貂裘者參議以上聽着用之

か、けばこ 源氏末摘花卷にわりなくふるめきたるきやうたいからくしげか、けのはこなどとり出でたり

(河) 鏡臺唐匣搔上宮鬢の具入れたるものなり(一禪) うちみだり同じ○貞丈云く一禪の御説の如くなればか、げの筥はうちみだり箱の事なり唐くしげは別なり

網代車 源氏葵の巻に云ふあじろのすこしなれたる下簾のさまなどよしばめるに云云(河) あんとはぬる心によむべし(花) 凡そ車は唐庇檳榔毛車等はみな檳榔をもてふく尼眉半蒔網代等はみな網代をはれり今御息所のあじろはいづれと定めがたし但し尼眉にはあを末濃の下簾をかくあじろの車には古簾をかけすといへども女房乗用するには八葉の車にも下簾をかくる事に侍ればいづれにても相違なかるべしすこしなれとはちとふるびたるを云ふなり須磨の巻にあじろ車のうちやつれたるに女のやうにてかくろひて出で給ふ(女の乗用する車の人に忍ぶ時の事なり人に禮なごもなきなり)○榮花物語にあやしのあじろくるまにて殿のかへり給ひぬ帥の内大臣左遷の事なり

人たまひ 源氏葵の巻に云く御くるまごもたてつゞけつればひとたまひのおくにおしやられてものも見えす(河) 人給(俊國卿記) 権記に有此名出車云云人給は乗替なり(貞丈云く乗替なりといふは非なり)(花) 出車をば公方より點せられて其の人に給ふ故に人給と名づくるなり枕草紙に云ふ所もなく立ちかさなりたる所の御くるま人たまひ引きつゞきて多くくるをいづくにた、んとすらんとみるほどに御前ごもた、おりにおりてたてる車ごもたゞのけさせて云云○枕草子季吟註に副車(延喜式) 和名云漢書註云副車(會閉久流萬俗云比唐太萬比) 後車なり○貞丈云く按に内裏式(弘仁十二年式) 五月五日條に云く五月五日の人給の喜蒲草進樂止申賜久止申と見えたり人給とは人々に給はる事なり車の人給と云ふも人に借し給はるなり人給車と云ふべきを車を略して人給とばかり云ひならはしたるなり

ながら云ふ文字 俗に乍の字を用ひ來れり貞丈いふ按に乍の字をながらに用ふる事非なり乍の字は玉

篇に今文の迄とあり乍の本字は迄如此なり迄の字玉篇に士嫁切(音サとよむ) 暫止也とみえたりシバラクともトママルともよむ字なりナガラと云ふ字義はなきなり俗に乍憚乍恐など、上へかへりを付けてよむ様に字を置けども是又無き事なりながらといふ字は尙の字を用ふべきなりたとへば憚ながら恐ながらと云ふ類は憚尙恐尙とかけば義通するなり是は雅文の上にての事なり俗用の手簡などには乍憚乍恐にてよし雅文は俗に通せず小補韻會乍兩辭也とあり是は兩を兼ねたる辭と云ふ意なれば俗語に通ずる歟

納戸 本名納殿また塗籠とも云ふ(土倉と云ふ意なり) 納戸と云ふも古き名なり参考平治物語頼朝擧義兵一條に云く京師本に丹波藤藏鎌倉へ参りたりいしくも参りたる者かな頼朝に向つての芳恩の目に餘る人なり其上に油殿の功臣にて旁大事に存する客人なり引出物せばやと仰せければ近習の輩納戸を開きて豹虎皮鷲羽鷹羽其の外鎧腹卷太刀長刀腰刀數を知らずより出す云云

さすがに云ふ詞 歌の抄物などに詳に解せず文字も詳ならず○貞丈按にさすがにと云ふはしかすかと云ふ詞の略なり後撰集「かきくらし雪はふりつ、しかすがに我が家のそのに益ぞなく」 讀人不知○しかすがはしかするながらにといふを略してしかすがにとはいふなりしかすがを又略してさすがと云ふなりしかの二音を反せばサとなるなりサはしかの二音をつ、めたるなりさればさすがにと云ふ詞はしかすがながらにと云ふ事なりと知るべし文字は然尙の二字をシカサガニともササガニともよむべし

手紙 貞丈按に手簡の誤なり手簡は自身書きたる状の事なり手簡はシユカンとよむを俗に音訓を交へてテカントよみ其のテカンを又誤りて手紙と書きたるなり

髪そぎ 源氏葵の巻に君の御くしはわれそがんとて(紫上十四歳源氏自らそぎ給ふ)うたて所せうもあるかないかにおひやらんとすらんとそぎわづらひ給ふいとながきひともしたひがみはすこしみじかくはあなるをむげにまぎれたるすぢのなきやあまり情なからんとてそぎはて、ちひろといはひ聞え給ふを少納言哀れにかたじけなしと見たてまつる(源歌)「はかりなき千尋の底のみるふさのおひ行く末はわれのみぞ見む」(細)祝言なり河海の説きもあるべし(河)髪そぎの具足に海松を用ふるなり云云(花)うつばもの語に髪のうちつきき事みるをけつりたるやうなり云云(孟)髪そぎの調度の中に海松を一ふさくはふる事あり其盤山橋海松青目の石二つ置くなり是には髪をはさみそふるなり云云

御ふすま 同巻に云く御ふすまを引きやり給へば衾は色紅なり紅衾とも四角四方なり中重ありうはざしの組あり女御入内の夜女御の御母儀奉り給ふ例なり

けそく 同巻御さらどもなどはいつのまにかしいでんけそくいとさよらにしてみちひのさまもことさらにとをかしうと、のへたり○御さら(細)もちひのさらなり○花そく(細)臺の足なり(孟)花足の御臺なり○貞丈云く紫の上と新枕の祝の餅を盛りたる器の臺を云なり若菜の巻かざしの臺はちんのけそく繪合の巻したんのはこにすはうのけそく敷物は紫地のからのにしきえび染のからのきぬなり(孟)花足几机の足なり藤手の事なり

黒車 神の巻にくろき御くるまのうちにふぢの御杖にやつれ給へばことにも見え給はねどほのかなる御有さまを云云(細)服者なればか(花)西色抄云重服公卿乗黒車今按諒闇の内と云ひながら源氏の大將は父帝の御事にて重服也(師一禪)服者の車なり裝束黒き車なるべし

芳野拾遺奥書

此の奥書に松翁と云ふ人名あり松翁は兼好法師がめしつかひける命松丸が年老いての名なりされば其の書は命松丸が作なりと云ふ又一説に侍従忠房朝臣の作なりとも又一説には北畠親房卿の作なりともいふ○貞丈按にかの書をよみて見るに其の作者は南帝の御そばに侍りてしたしく召仕かはれたる人の趣に見えたりされば忠房の作かと思へば忠房の事を他人のやうに書きたれば忠房のやうには非ず命松は兼好法師が召しつかひし童にて兼好死去の後に今川了俊に仕へたり南朝の近臣にはあらざれば命松が作にも非ず親房作と云ふも正説とすべからず親房卿十歳の時をのせてほめたり他人の詞なり命松も松翁とぞいひける同名の人ある事その例多し作者の松翁は命松には非ず

せしやう 源氏須磨の巻におろそかにせんしやうばかりを引きめくらし(細)歌障ついたも障子などのやうなる物なり假名にてせんしやうと書ける本あり只せしやうと可讀(胡河云)歌障者畫圖松也謂高松歌障一堂上立歌障一堂下引幔又堂下有立之内宴妓樂之時云云(咲)註幕のごとくなる物に高き松など繪に書きて壁にたて引くなり

歌を謠ふ 同巻琴をすこしかきならし給へるが我ながらいとすこし聞ゆればひきさし給ひて「戀わびてなく音にまがふ浦波は思ふ方より風や吹くらむ」とうたひ給へるが人々おどろきてめでたうおほゆる○貞丈云く歌はふしをつけてうたふ物なり今世も禁中に御會始などには講師の役一べんたよみわたして次に發聲の役初めの五文字をうたひ出せば講師の役うけつぎて謠ふなりそのふし今は秘傳になりて人に傳へられずされば今世たの人はうたふ事ならず古代はふしを習ふと云ふ事もなく心まかせにうたひしなるべし

口詩 同巻にうまやのをさにくしとらする人もあり云云くしは句詩なり口詩歟(河)くしは口詩物にも書き

つけずして口に云ふ詩なり白氏文集に口號絶句と云云日本紀には口號と書きてくちつごと、よめり或は云ふ句詩絶句にはあらで一句の詩なり大鏡第二に云く菅原相思の外につくしへ下り給ひける時播磨の明石の驛に止り給ひけるにうまやのをさいとをしく思へるけしきを御らんじて作り給へる驛長莫驚時變改一榮一落是春秋云云○貞丈按にくしは句詩なるべし全く作らずして唯一兩句を作るを云ふなり口詩と云説非なり何詩にても口に云はざるはなし

上巳祓除 源氏須磨の卷やよひ朔日に出できたるみの日になんかくおぼす事ある人はみそぎし給ふべきとなまきかき人の聞ゆれば海づらもゆかしとて出で給ふいとおろそかにせんしやうばかりを引きめぐらしてこの國にかよひける陰陽師めしてはらへをせさせ給ふにことごとくしき人がたのせて流すを見給ふにもよそへられ「しらざりし大海の原に流れきてひとかたにやは物は悲しき」(一方と人形と兩方へかけたる詞なり)ことごとくしき人がたとは等身にしたるなでものなり等身はその人の身のたけにひとしきなり○貞丈按に是は三月朔日上巳の日に當れるなり故に巳の日の祓あり後代には三月三日を上巳と云ふは誤りなり古代は幾日にては始めの巳の日を上巳といひしなり

薺草蒲 百練抄卷十四四條院文曆元年五月四日故女院不被薺草蒲一世俗説終焉御所不薺云云但建久六條院薺之嘉承堀河院薺之治承高倉院不薺云云
彈琴ゆのね ゆのねと云ふは左のねにて弦に色をつくるをいふ源氏明石の卷にさうの琴とりかへて給はせたり今の世に聞えぬすぢひきつけて手づかひいといさうからめきゆのねふかくすましたり(細)由の音也(孟)左のねにてゆするなり

せんじかき (孟) 宣言書なり(細) 仰書なり○主人の右筆することなり

尙齒會 百練抄卷四冷泉天皇安和二年三月十三日大納言在衛卿於栗田山庄設尙齒會希代勝事也同卷高倉天皇承安二年三月十九日於寶莊院有和歌尙齒會散位敦頼已下爲七叟清輔朝臣結構也○尙齒ヨハイヲタツトブとよむ年老いたる人を多く招き集めて饗應酒宴し詩歌管絃などをして遊びたのしむ會なり此事唐の國にあるを此方にても學びてするなり唐の尙齒會の例は事類全書に見えたり

駕毛車 百練抄卷十三後堀河院貞應二年三月五日今夜大井宰相資經拜賀也駕毛車○同卷十四、四條院仁治三年八月十四日八幡放生會上卿吉田中納言爲經白川下之向其儀駕毛車前駐三人侍五人雜色四人召具云云○駕毛車也駕網代車と云ふ事もみえたり

魚味 同抄卷八高倉天皇治承四年正月廿日東宮於内裏有魚味着袴事○同卷十六本院(後深草)寶治二年六月二十五日辛丑攝政若宮魚味也○同卷建長元年四月三日綵子内親王御魚味也於院御所有此儀○同卷建長二年十二月九日若宮上皇皇子御魚味也於院御所有此儀

獅子 同書高倉天皇承安元年六月十四日祇園御靈會上皇有御見御殊被厭之神興三基獅子七頭去四日自院被調進之

猿樂 同書卷二建保元年七月十二日今夕於主上御前有種々御會遊事等上皇同御覽之舞女并猿樂等應其召云云

田樂 同書卷五鳥羽院永久元年七月十二日殿上侍臣有田樂事凡近日上下所々莫不翫田樂禁裏仙洞無他營侍臣僧者至應官預此事

夜須禮 同書卷七近衛院久壽元年四月近日京中兒女備風流詞鼓笛參紫野社世號之夜須禮有勅禁止(後に勅免ありしか又亂世に勅に違ひて再興したるが今世この事ありヤスライハトコトウタヒヲハヤスと云ふ)

わらは隨身 源氏みをつくしの巻にかはらのおとこの御例をまねびてわらは隨身を給はり給ひけるいことをかしげにさうぞきみづらゆひて紫すそごのものとゆひなまめかしうたけすがたごのひうつくしげにて十人さまことに今めかしう見ゆ(河)河原左大臣融賜童隨身事所見未勘書中右記云云御堂入道殿賜童隨身九條殿例云云(花)長徳二年八月九日御堂殿(于時左大臣)辭左大將同日以童六人爲隨身三年十月九日勅賜左右近衛府生各一人近衛各三人爲隨身但童子云云今按わらは隨身はみづらゆひて紫すそごのものとゆひするよしは見えたれごその裝束色目所見なし水干たるべしやからぎぬたるべしや隨身といへば弓やなぐひをおふべきにやいづれもたしかなる證據を見侍らす御堂ごのは六人ご見えたり是に十人ごあり(細)河海飛鳥にたしかならぬよしをしるる然れども物語にのせたるうへは定めて證據あるべしまづ物語のうへにてありのまゝに心得べし以俟後君子也源氏論議にも一部の難義とせり(咲)或説に忠仁公白川に住み給ふを河原大臣と云云一禪御説に忠仁公給童隨身事無所見又融公童隨身給事國史などにも記さずされども如此事註さぬ事も有るべし此の物語に書けるは則ち證なるべし

かたじけなし 源氏松風の巻にかゝるなきさも月日を過し給はんもいとかたじけなく契りことにおぼえ給へば又繪合の巻に御ゆるすいともうくし給へご聞えぬはさらんもいとなきけなくかたじけなかるべしと人々そのかしわづらひ聞ゆる又うす雲の巻に此のわか君をかくてのみはびんなき事なり思ふ事あればかたじけなし(姫君を中宮にも立てんと思へば如此しおきてはかたじけなしとなり)同卷牛車ゆるされて参りまかでし

給ふを御門あかすかたじけなきものにこひ聞え給ひて(源氏は冷泉の御父なれば牛車ゆるされなどして給ふばかりは不足に思召すなり)玉蔓の巻あやうき所におひ出で給ひかたじけなく思ひ聞ゆれば又松風巻うへのかくおぼしなやめるを見奉り給ふもかたじけなきに同卷かたじけなくとも猶この門ひろげさせ給へ○按には、かり恐れて難しとする心なり物事たやすくいひがたしなしがたし何としがたしなごにかたくたやすからぬを云ふなりなしとおぼけなしのなしに同じ無の字に非ず

あまかつ 源氏薄雲にめのと少將とてあてやかなる人のかり御はかしあまかつやうの物とりてのる(明石より明石のうへの姫君都へうつし入り参らす時の事なり)皇女の御はかし具せらる、事は陽明門院よりの事なり(河)御劍也不限皇女調度也尼兒あまかつはほ、このやうなる物なり(仙源抄)諸事凶事を夫におはするなり三歳まで用ふるなり○若菜の巻にもこうつくししみし給ふ御心にてあまかつなご御手づからつくりそ、くりおはするもいとわかしくし(明石の姫君皇子うみ給ひしに紫の上あまかつ作りしなり)

厄年 同卷に今年は必のがるまじき年と思ひ給へつれば(中畧)卅七にぞおはします(細)此の年の重厄は物がたりに多し女のつ、しむべき年なり

様 同卷今はむげのおやさまにもてなして云云おやのやうになり上さま下さま同じ布のもかう つれ、草に見えたり源氏朝顔の巻ににび色のみすにくろき几丁のすきかげ哀れに云云是は権齋院の服中の事なり(細)只今服したるによりてなり(花鳥)服者の所の籠のへりもかうにはにび色の布を用ふるなりくろき木丁とは几帳の手黒ぬりにして蒔繪らてんなりかたばらは是もにび色なり

錫紵 喪葬令義解日錫紵者細布即用淺墨染也○(ウス、ミ)色の衣にコヒ色の衣これなり素服といふも是な

り服者の服なり

刑部省訓 三代實錄卷十貞觀七年三月七日紀曰先是刑部省奏言承前之例訓刑部省號ウツタヘツカサ訴訟司ウツタヘツカサ夫名不正則事不從又名以召實事以效象何以判斷之司可謂訴訟之司望請訓刑部省三字將號ウツタヘツカサ判法之司至是有勅云宜號定訟之司ウツタヘツカサ○印本に定法の字ウタヘタ、スと訓を付けたるは非なり○貞丈云くウタヘサタムルツカサとよむべし

初穂 三代實錄卷十八貞觀十二年十一月十七日乙丑是日分遣使者諸社奉鑄錢司及葛野鑄錢所新鑄錢二中畧告文曰天皇親詔旨止宗像神乃申賜停止依年序漸積貨幣已賤天改鏡益神寶為貞觀永寶常乃鑄錢司路遠妨多依天加太之於山城國葛野郡令鑄作今神社件鑄錢所附近久坐須仍所鑄作之早穂二十文平左馬助從五位下多治真人藤吉乎差使天令捧持天奉出賜布此狀平開食天國家平安志天貨幣豐足之來賜停止申○又此の次の告文にも早穂十五文とあり加太之は鍛冶の字をカタシとよむ日本紀に見えたり秋の末五穀の熟したる穂を取りてまづ神に奉るを早穂と云ふそれに准じて何ものにもまづ神に奉るをば早穂と云ふなり初穂ともかけども早穂の字三代實錄にみえれば是を正さすべし

布直垂 鹿苑院義滿公の頃より始まると云ふ説有り誤りなり布衣記伏見院永仁三年記之褐布直垂みえたり義滿公よりは七十餘年ばかりも以前の事なり

豎文 源氏乙女の巻に紫のかみたてぶみすくよかに藤の花につけ給へり○貞丈云くタチブミは艶書の結文に對して云ふ

あさなつく 乙女の巻夕霧の字なりにあさ名つくる事はひんがしの院にてし給ふ河禮記曰巳冠而字之成人道也字

所謂相尊也字は儒者になるとは必ずある事なり文章院にて堂監と云ふ者が簡にかきつくるなり文屋康秀を古今の序に文琳とかけるもあさ名なり兩抄に委しく見えたり花學生の入學の時文章院の堂監が書きくだす名簿に字を書く也聖廟の御字は萱三善清行が字は三耀といへり夕霧の字も源なにとあるべきにや師日本の字の事は漢家に用ふるとは異に侍るなり

垣下 乙女巻にかいもとあるしはなはたひさう非常に侍りたうふ弄花大體などにも人數の外の人交りたるを垣下の公達と云ふあるじは變なりひさうに侍りたうふは非常に侍り給ふなりと云ふたうふは給ふなり酒をたべといふ類なり

湯漬 同乙女のまきにくらうなればおほとなぶら參り御ゆつくだものなどたれくもきこしめす

さるがう 乙女巻に夜に入りては中々今すこしけちえんなるほかけにさるがうがましくわびしげに云云

年賀 としみに云ふなり乙女巻年かへりてはましてこの御いそぎの事六條院造作なり御としみの事樂人

舞人のためなど云云河御賀の事なり年滿たるを賀する故なり細御賀なり年滿なり三代實錄卷第卅四

元慶二年九月二十五日丁巳太上天皇延屈願學高僧五十人於清和院大設齋會請法華經限三日記大皇太后

今年始滿五十之算由是慶賀修善祈禱餘齡親王王卿文武百官畢會○仁明四十御賀續日本後紀の文前に記す

賀の名の事前に記す

たばかる 源氏物語の中所々にたばかると云ふ事ありた計る事を云ふなり今俗の詞には人をあざむきたぶらかす事をたばかると云ふなり古語にはすべて計る事をたばかると云ふなり玉蔓の巻に宮仕し給ふ人はおのづからゆきまじりたるたよりものし給ふらむ父大臣きこしめされかすまへられ給ふべきたばかりおほしかまへ

よと云云是は頭の中將夕貌の上に婚して生み給ひし姫君を大宰の少貳なるもの筑紫へつれ行きたる後に上洛して右近と云ふ女房に逢ひてかの姫君に付け來りし老女の姫君上京の事を父君へ申して人がましくなし給ふやうに取り計らひ給へと云ふ事をたばかりおぼしかまへよと書きたるなり父君をあざむきたぶらかし給へと云ふ事には非ず此の文はよく聞えたりかやうの詞は俗語にて心得れば誤りあり

こち／＼しう この詞源氏物語所々にあり今も俗語にありこち／＼しうは異／＼しきなり異様にある事をいふなりことごとちと普通す事／＼しきとは別なり俗語のこち／＼しきと云ふは物の所せく重りたる様の心なり是はこちたき心なり源氏のこち／＼しうとははれり

おと／＼ 大方は大臣をおと／＼と云ふ是は殿と云ふ事なり夜の御殿をよるのおと／＼と云ふ馬場殿をうまばのおと／＼と乙女の巻にあり又玉蔓の巻にをばおと／＼又まつおと／＼はおはすやとあり是少貳が妻にてたま蔓のめこの事を云ふなり女をもうやまひておと／＼と云ふなり是又殿の字なりまた同巻に此のおと／＼と云ふは明石のうへを云ふなり初音の巻に春のおと／＼の御まへとりわけてと有り紫の上の住み給ふ殿を云ふなり

若きみ 男子をのみ云ふに非ず朝顔の巻玉蔓の巻などにも姫君の事を云ふなり
齒固 初音の巻にはがための祝ひしてもちひか、みをさへとりよせて千年のかげにしるき年の内の祝にぞ(正月のさまなり年の内は今年中の祝なり) 齒固は元三の事なり齒はよはひとよめり齒固はよはひをかたむる心なり高坏六本にをしきをする一の臺に併大根桶をもるなり

東京錦 初音の巻にかくのとうきやうきのこと／＼しきはししたるしとねに(細)東京錦とは白き唐錦なり尋常の齒なり(弄)唐東京といへる所にて織りたるものか(花)唐の東京錦の齒は藤の丸の文の白綾方一

尺八寸縁白地錦(四方二寸)裏蘇芳平絹無縁

土佐光信傳 光信は藤原廣周の子也土佐家之元祖給所は經隆其子行光其子光重其子廣周其子光信也世任土佐守光信は明應五年任刑部太輔光信子光茂享祿五年任刑部太輔光益は元信之裔也經光名將監光信之裔也

めしうご 常には罪ありてさらはれたる囚人を云ふなり源氏胡蝶の巻に宮はひとりものし給ふやうなれど人がらいといたくあだめて通ふ所あまた聞えめしうご、か憎くげなる名のりする人ごもなむ數あまた聞ゆる云云(細流に)召人なりてかけ物なり(花鳥)大和物語蜻蛉日記にもあり今畧之かやうの事一偏に心得れば文義通せぬなり

惺窩先生 先生は林道春の師なり羅山文集卷四十惺窩先生行股曰先生姓藤原韓蕭字欽又播州細河邑人也其父曰爲純所謂冷泉家也住邑於細河故先生生於此永祿四年辛酉也(中畧)卒年不記

東鑑の訓點 東鑑の訓點は土師脚卜が所爲なり脚卜は土師玄同が弟なり玄同は林道春の友人惺窩の門弟なり羅山文集卷四十三菅玄同碑名あり曰玄同管氏其號曰得庵亦號虛白子德播州傍磨郡蒲田人也云云寛永五年戊辰六月十四日道西(玄同の父)舊病未瘳玄同晨省而歸是日祇園祭禮也家人皆往觀玄同獨留假寐環堵盜潛來徂刺玄同遂絶時歲四十八云云玄同已歿其弟了卜屢請余誌其事云云(了卜東鑑跋には作脚卜)

婚嫁五月を忌む事 源氏螢の巻に五月雨になりぬるにうれへをし給ひて云云(細)五月には人に逢はざる戀を云へり五月をいむ事花鳥にみえたり(花)信明集「神代よりいむといふなる五月雨のこなたに人を見るよしもがな」盛明親王集「わびつ、も頼む月日はあるものをさみだれにさへなりにける哉」(今案)五月は忌月

なれば萬をはゝかるを五月雨になる戀とは云ふなり藤袴の巻に黒の歌「かすならはいとひもせまし七月に命をかくる程ぞはかなき」是は玉かつら宮仕へに出でんとするを聞きて其の以前に逢はばやと思ひてよみて送りたる歌なり九月はいむ月なればいとよべきを此月た、ば十月に内へ参り給ふべき故に思ある月をもはゝからで一筋にいそぎたるなり是を見れば五月のみ思ひに非ず正五九月を思ひなるべし

住吉物語

ふるき物語なり笠の巻にすみよしの姫君のさしあたりけんをりはさるものにて今のよのおぼえも猶心ことなめるにかぞへのかみはほどくしかりけんなど云云主計頭の事も住吉ものがたりに見えたり

つり殿

池水などある所の岸にのぞみて立てたる家なりその柱は水中より立てたる懸け作りなるべし此所にて魚をつりてたのしむ心にてつり殿と云ふなるべし源氏もの語常夏の巻にいとあつき日ひんがしのつり殿に出で給ひて涼み給ふ云云又うつほ物語(祭使の巻)に大將殿つり殿に出で給て君達と涼み給ひおろしなどして鯉鮒とらせ給ふ事あり

べに 常夏の巻に近江の君と云ふ女のさまを書きたる所にべにと云ふものあからかにかいつけて髪けづりつくろひ給へると見えたり此の人ななかびて恐なるさまを書きたるなりにはうすらかに顔の色をよそほふ物なるに赤くこく付けたるをそしりて云へるなり古へより顔と口びるにべに付くる事は女の粧なり享保年中までは女の顔にほうべにとて櫻色によそほふ事にてありしに京などはしらす江戸にては元文中の頃より顔にべにつくる事やみたり是は遊女のまねなりとか遊女はべにつくる事なきよしなり近世はよき人の姫君なども下々の風俗うつりたり下々のものは遊女又は歌舞妓のみの風俗を學ぶ事になりくだれり唐の國にも粉脂と云ふ事あり粉といふはおしろいの事脂と云ふはべにの事なり

みつうま屋

源氏初音の巻に夜もやうく明けゆけばみつうま屋にてこそがせ給ふに云云是は客人のもてなしを事すくなに畧したるを云ふなり事をがせ給ふとは事を省畧するを云ふなりみつうまやと云ふ事源氏の註釋に色々むづかしいへり真木柱の巻にもおとこ踏歌の所にこなたは水うまやなりけれと云云○貞丈按にむつかしき事はあるまじうまやと云ふは説抄にいへるごとく驛の字にて旅人のやすみ所なり今世はたこやと云ふに同じ旅人ははたこやに入りて飯などを食する程の事もなくかりそめに腰うち懸けて水などのみてつかれをしばしやすめてそのま、又出行く體を水うまやと云ふなるべし

源氏物語其の外詞の事

源氏物語枕草子その外古き物語つれく草の類の文言はわざと詞をかざりて書きたるには非ず昔の時代昔にいひ馴れたる平日の俗語にて書きたる物なり幾百年を歴來りて後人夫をよみてみれば心得がたき詞も多く又其の詞うるはしくかざりて書きたる様に思はる、なり時代の移り代るに隨ひて詞も變じかはりて今の詞の古の詞とは大に違ひたるなり今の世の人文を風雅に書かんとおもひて今の俗語を捨てて古代の詞をもつて書かんとするゆる思案して古の詞をつかふなり是詞をかざるなり古き物語などはその物語の趣向をば工み作りたれども詞はその時代くの俗語にて書きたるなり今世の俗語にて書きたる書物も五百年も過ぎたる後には註解を加ふる様になるべし詞のみにあらず何事も今世の人の古代の事を考ふるが如くなるべし古代の平日にありし事の今世に交り知れたる事有り今世の平日ある事五百年も後の世に至りては知れがたき事多かるべし今の世の人古代の事をほめしたふ如く後の世の人今の世の事をほめしたふ事も多かるべし長生して見たきものなり

つらつき 下賤のもの、詞に人の顔の様子をツラツキツラカマヘツラタマシヒなど、云ふなり賤しき詞に

非ずツラツキと云ふ詞は源氏物語には所々にみえたりツラタマシヒといふ事葉室大納言の源平盛衰記にみえたり野分の巻にいでをかしき色あひつらつきなり云云玉蔓の巻云云まほろしの巻につらつきはなやかに云云

鎮惟犀 源氏のわきの巻簾の吹きあげらるゝを人々おさへて云云(孟津抄)鎮惟犀とて几丁など吹きあくるをど、むる物なりと云云○貞丈云く鎮惟犀の犀の字は彩の字歟飼犬は狛犬なるべし禁門の扉のあふるをおさへ簾几丁の吹き上るを押へる物なり神前の扉の前にもあり

鳥付柴 行幸の巻藏人左衛門尉を御使にてきじ一枝たてまつらせ給ふ(河海抄)鳥つくる枝の事柴鳥七尺五寸普通の柏木には葉せばく圓くして表裏にもおひたり是を鳥付柴と云ふ一説に云たもんしばと云ふもの也年内は立枝をへだて、雄を左にあげて付く嶋をさげて付く春は嶋を上げてつく春は嶋を賞する故なり付様口傳あり近衛大將中將少將等胡籬負ふ事 源氏行幸の巻に右大將のさばかりおもりかによそひいとなまめきてやなくひおひてつかうまつり給へり(細)大納言の大將は行幸の日は弓箭を帶するなり大臣の大將は行幸の日もやなぐひは負はずして隨身にもたしむるなり

さこそさる事 さやうなどのさの字の事貞丈按に左の字には非ずしかと云ふ詞を約めたるなりシカの切音サとなるなりシカは然の字なりシカレバと云ふをサレバと云ふシカラバと云ふをサラバと云ふにて知るべし左の字は其の詞に付きて字音を借り用ふるなり其の類多し

おほいたりなげいたり 源氏物語におほしたりと云ふ事をおほいたりと云ひなげきたりと云ふ事をなげいたりと云ふ類見えたりキとイと通音なり
寐をいぬると云ふ事 いは寝ぬるなりぬるは助語なり古歌にもいねがてにしていこそねられぬいもね

すなど、よめり徒然草にいぬべかんめりとも見えたりナニヌチの通音なる故いぬともいぬるとも云ふいぬるを略してぬるとも云ふ俗にぬると云ふはぬるの轉じたるなり寢寐の二字ともに本訓はいなり

恪勤 源氏藤袴の巻にやう／＼こうつもりてこそはかくこんをもとてたら給ふ云云(細)奉公の勞なり(河)恪勤(孟)奉公の事なり○貞丈云く右の詞は數年の功勞を漸々につみ重ねてこそは奉公をも賞せらるべけれど云ふ心なり恪勤をもとは奉公をも賞せらるべけん云ふ事をいひさしたる詞なり恪勤はツ、シミツトムルなり職原抄にも諸家の恪勤と云ふ事あり恪勤と云ふ役の名出來たりこれも年久しくツ、シミツトメウル者と云ふ心なるべし恪勤とつらねいひて賤しき役の者に恪勤と云ふ稱あり

沃懸 椀柱の巻にはかに起き上りて大きなこの下なりつる火どりをとりよせて殿のうしろによりてさといかけ給ふ(細)沃懸なり(俗にいつかけと云ふはわろしイカケと云ふべし)○貞丈云ふ沃はそ、ぎかくるとよむなり右は髭黒大將の北の方の物のけにて火取の灰をそ、ぎかけたるを云ふなり器のかざりにいかけ地と云ふも沃懸と書きて金泥をそ、ぎ懸けたるなり

あくがれと云ふ詞 貞丈云く浮かれと云ふ詞なりアクの切音ウなり椀柱の巻にこの年頃人にも似給はずうつし心なきをり／＼多くものし給ひて御中もあくがれ云云是は髭黒大將の北の方物のけ付きたる現心なきをり／＼多くある故夫婦の中も浮きたる如くそは／＼しきと云ふ心なり和泉式部歌に「物思へば澤の釜も我が身よりあくがれ出づる玉かぞを見る」是も我が身よりうかれ出づる玉しひといふ事なり

かうがい 椀柱の巻に常によりぬ給ふ東おもての柱を人にゆづる心ちし給ふもあはれにて姫公ひはた色のかみのかさねいさ、かにはきて柱のひわれたるはさまにかうがいのさきしておし入れ給ふ「今はとて宿かれぬ

とも馴れきつる楓の柱よ我をわするな」

放出 梅が枝の巻にひんがしの中のはなちいでに御しつらひ云云又下文に放ちいでをしつらひ云云若菜上に紫のうへ源氏の賀する所にしん殿のはなちいでを例のしつらひにて云云(細流)花鳥に委し所詮は兩方に小寝殿ある母屋の中をなからにして御帳をかくるものなり母屋の中をいへり外様むきをはなちいでとは云ふなり晴の心なり(花鳥)放出は母屋なり梅がえの巻に東の中の放出とは東の對の母屋なり中と云ふは母屋と東西の廂との間に障子を立て、へだてたれば御帳をたてたる處を中の放出といへるなり

香をかぐ 今世は嗅ぐといはず香を聞く云云昔はかぐとも云ひしなるべし梅がえの巻に(タキモノ合の條)人々の心々に合せ給へるふかさ淺さをかぎ合せ給へる云云

あして歌繪 梅がえの巻にあしてうたる(抄聞)蘆手歌は繪の中を文字につくりたる物なり或經にあしてとは蘆などを繪にかきそへたるなり歌繪とはやと云へば矢を繪にかきわといへば輪をかきにといへば荷を繪に書くなり(花鳥)蘆手の色葉は蘆の葉の中に文字を書くなり水石鳥などのかたにも書きなすなり中峯和尚の笹の葉かきと云ふ文字の體條のはに似たるが如きなり同巻の下文に宰相の中將のは水のいきほひゆたかにかきなしそけたる蘆のおひさまなど難波の浦にかよひこなたかなたゆきまじりて云云文字のさま石のた、すまひこのみかき給へる人もあんめりめもおよばす是はいとま入りぬべきものかなと云云(是前に云ひたる蘆手うたるの體を云ふなり)

家禮 藤の裏葉の巻に文籍にも家禮と云ふ事あるべくやあるじのをしへもよく覺えしらる、なり(内大臣の詞夕霧宰相といへるなり)文籍とは(師)文籍は史記をい、にはいへり高祖紀云云六年高祖五且朝太公如

家人父子禮 太公家令説太公父曰天無二日土無二王今高祖雖子人主也太公雖父人臣也(花鳥)家禮と云ふは子の父をうやまふ事なり他人なれども子に准じて禮をいたすをば今の世にも家禮にそむきたりと云ふ○貞丈云く諸家公家衆公事の法式故實を習はんが爲に攝家方へ親しくつきしたがひ出入して宮仕せらる、を家禮といふ子の父を敬する如く攝家を禮する故なり武家の家來と云ふは違ひたる事なり武家の家來は浪人などの家に來て臣となりたる者を云ふ譜代者をば家の子と云ひ外様をば家來と云ふなり他家より來るものなり
小一條院 敦明親王なり即位なくして太上天皇の尊號を蒙り給ひしなり
ひ、な 源氏藤の裏葉の巻にうつくしげにひ、なの様なる有様を夢のこ、ちして見奉る云云○貞丈云くひ、なはうつくしき物と見えたり

荒海の障子 枕草紙に云くあらうみのかたかきたるものおそろしげなる手長足長をぞか、れたる云云(鎌満云く此の手長足長の繪は予もとめ得てうつし置きたり二幅對の掛物と云ふ物にし置きたり)

色紙 同書にしろきしきしおした、みてこれにた、今おぼえんふることひとつづ、かけとおほせらる○人々歌かきしこと下文にみえたり

壁しろ 源氏若菜の巻屏風かべしろよりはじめ云云白き衣をかたびらの様にしてかくるものなり○衣は絹の字なるべしかたびらは帷なり

地鋪 同巻に御ちしき四十枚(細)唐筵にへりをさしたる物なり(花)地鋪は唐筵に大紋の高麗べりを付けたるなり或は龍鬚の地敷あり(リウピンは彩席なり俗に云ふハナゴザなり)

年賀進物 年賀の進物など年の數にかたざる事源氏わかなの巻上に玉かつらの内侍源氏四十の賀するに座

のかざりの中に御ちしき四十枚と有り又ちんのをしき四つして御若菜さまはかり参れり云云○今世四の敷を進上に思むとは異なり

かへさひ申 源氏に所々に有る詞なり辭退する事なり

腰差 若菜上こしざしなごまで云云(抄)腰ざしなり疋絹なり巻きながら腰にさす故なり

宿徳 シウトクとよむなりシユクトクとはよます若菜の上にも此のおとゞぞ今さかりのしうとくと見え給へる(致仕大臣のさまを云ふ)

聞え給ふといふ詞 源氏物語の詞に人の詞にも非ず物の音にもあらざる事に「聞え給ふと云ふ詞多したとへば床しく思ひ聞え給ふ又ゆづり聞えらる、又心をよせ聞え給ふ又をしみ聞え給ふ是らの類なり聞えの詞を除きても道理は明らかなり人に對する時の詞に多く聞え給ふの詞あり人にいひ聞かする心なり人に對しいはねごも相手にめで、いふ心の時聞えの詞を書きたり○若菜の下紫の上もぐし聞えさせ給ひてまうでさせ給ふ云云是住吉へ紫の上を同道ある事を云ふなり

つはいもち 若なの上巻つはいもちひなしかうし様のものども云云(細)つはい餅鞠場に用ふるものなり

(河) 椿餅椿の葉につ、みたるなり云云椿のはを合せてもちひの粉にあまつらをかけてつ、みたる物を鞠の所にて食するなりうつば國ゆづりの上大臣殿の方より拾わりご三つ椿餅など奉り給へり

かへりこゑる かへり聲と云ふは樂の調子呂より律になるを云ふなり

五箇のしらべ (河海抄) 搔手水字瓶蒼海波雁鳴調源氏わかなの下きんはごかのしらべうつば(春日祭)みやこ風と云ふ琴をごかのこゑにしらべ云云

折敷 若な下尼君のおまへにもせんかうのをしきにあをにびのおもておりてさうじものにて参る云云(細)

織りて覆ひたるなり(咲河)をしきの表に張りたる絹も尼なればにび色なるなりせんかうは棧香なり

わかむごうり 桐壺にも又みをつくしにも女べどう内侍など云ふ人々あるははなれ奉らぬわかむごうり

などにて心ばせある人々多かるべし乙女の巻にわかむごうり服にて○王家無等論と書きて天子の御血筋を受けたる王孫の人々を云ふなり(ワカムトウリなりワカムトヲリトかくは非なり)

安齋隨筆卷之十七 終

安齋隨筆卷之十八

軍師高名 軍陣に獨身のかせぎは鍵を合するを第一とす總じて働きの強きを譽めて呼ぶ事は古より鍵ほど強きかせぎはなき故に末代の諺に云ふ其の品八條あり所謂一番鍵二番鍵小返鍵大返鍵付入の鍵城攻の鍵籠城の鍵諸留の鍵是にさし續きたる働四條あり一番乗乗込鍵脇太刀鍵脇弓此外高名七條あり鍵下高名鍵場高名似て高名批評高名崩涯の高名場中高名凡そ鍵に似て鍵にてなき品十五ヶ條あり但しイヌヤリと云ふ

禪家僧司

- | | | | |
|------|------------------------------|------|-------------------|
| 修造司 | 作事奉行なり | 堂司 | 掃除奉行なり |
| 淨頭 | 東司奉行 | 頭首方 | 學問の宗義を知る |
| 首座 | 一番座の類なり | 書記 | 物書なり |
| 藏主 | 藏奉行なり | 知客 | 客人の時長者へ
奏する僧なり |
| 浴至 | 風呂奉行なり | 塔頭坊主 | 其の時の住持隱居
の房なり |
| 旦過僧 | 江湖の僧共一宿する所なり
タンはあしたに通ぐるなり | 山主 | 庵主なり |
| 行者 | 禪家の問者なり只の時ほ僧
の如く衣を着て廻るなり | 參頭 | 行者の頭なり |
| 副參望參 | 張物洗濯奉行なり | 供頭 | 調菜頭なり |
| 庫主 | 庫裏坊主なり | 炭頭 | オコシ炭奉行なり |
| 出納 | 米錢を納むる人なり | 山守 | 薪奉行なり |

木守

火鈴振

寮僧塔頭僧へ打板を叩きて時をつぐるなり

外僧堂

座禪の時の僧なり

知事

一切寺の賄をする人なり

副守

所領の賦りする人なり

直歲

米奉行なり

都官都聞

俗名字を付くる時悉くみな許らふ人なり

方丈

衆僧の頭なり

高祖大師

宗の最初第一の祖師なり

門主

陪堂

飯米を副ふる僧なり

徒僧

板ふくものなり

都寺監寺

所即を知りて
戴く人なり

維那

佛事勸進名を
しる役人なり

寺社承仕

鐘突キヨメスル者なり

同朋

力者

掛塔僧

他寺の僧等の爲に来るこ
と一度一會あるをいふ

禪僧住席

大徳寺妙心寺派僧位席

單寮

首座

藏主

書記

是を長老と云ふ

五山之僧位席

東堂

西堂

單寮

首座

藏主

書記

「勅許の長老と云ふ」

「長老といふ」

舊事大成經

舊事大成經は聖德太子と偽りて黒瀧湖音禪師の作なり其の罪にて流刑に處せらる

川魚の名

鯉、蛙、鱒、うくひ、やま、め、文四郎、きう、さい、鰻魚、まるた、どせう、なます、さんせういを、川たなご、眞はせ、鹿島はせ、たづはせ、わかさぎ、白魚、鮎、かじか、おぼこ、川きす、はせ。川はせ、小はせ、柳ふな、川えび、川龜、川かに、たむら、金魚、目たか、ごり、(都合)

海魚の名

鯛、はた白、平目、鱈、鱒、鱈、鱒、赤魚、鱒、石かれい、鱈、わらさ、いなた、かます、鏡鯛、鳥あか、赤あじ、まなかつを、鯛、ひしこ、むつ、あぢ、たかべ、やか、舌ひらめ、皮はぎ、さう、鱈石なき、鮫、沖さより、まぐろ、鰹、たこ、いか、海はせ、海かに、なまこ、あみ、かさご、しやこ、海ごせう、黒鯛、鯖、總太、いささ、このしろ、あんこう、あなご、鮫、飛魚、おこせ、きす、あいなめ、いとより、鱈、さより、ほうく、かながしら、もいを、めばる、あま鯛、石もち、せいご、かすこ、めいた、うほせ、たなご、とらさす、鯨、くぐめ、(都合)

土蜘蛛

土蜘蛛と云ふ事土穴に住む盗人の名なり日本紀の神武天皇の紀景行天皇の紀に土蜘蛛を征伐し給ひし(神功皇后紀に土くも日油津媛を誅する事見えたり)源頼光の土蜘蛛を征伐せられしと云ふも蜘蛛の妖たるには非ず盜賊なるべし

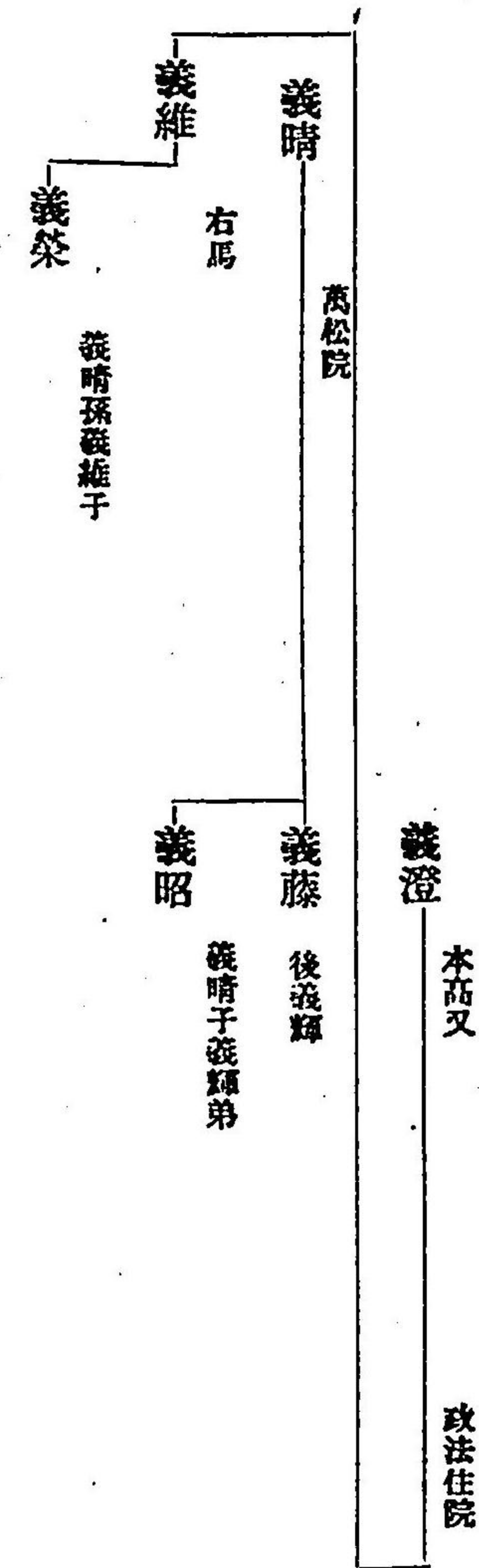
神前狛犬

狛犬の事神明憑談に獅子狛の事火醋芹命の故事には非ずそれは隼人の事にて大聲を奏し來るまでなり南殿にカケノ狛とて繪にか、れしは史記卷五(八丁)秦の本紀に見えたり磔ノ狛の例にて邪氣を避くるのしるしなり唐禮集義曰畫雙狛於宮内取事於秦故云云又社前に置くは猛なり獅の類にして獅より猛し唐則天皇后女主たる故造之玉座に置き萬物の鎮子になさしめしより日本にも唐家の風を用ふる事多き故天子の裾

の鎮子に是を用ひ給ふ事山槐記に(中山内府忠親公記)見えたり社戸の開けざる鎮子にも是を置く事なり(中古までは上代の風にて鎖を用ひざるなり)石見風土記曰長江社實は鎮子の社也祭大己貴命於西園始用鎮子宮也其鎮狛自三百濟國所貢也云云

天子御幡 文武天皇紀大寶元年正月朔文武天皇御大極殿受朝其儀於正門樹鳥形幡左日像青龍朱雀幡右月像玄武白虎幡蕃夷使者陣列左右文物儀於是備矣
探湯誓湯 日本書紀應神紀九年又安康紀四年又繼體紀廿四年(誓湯の字を用ひウケヒユとあり又ウケイユとあり)

義榮の系圖 諸家大系圖卷四



せしやう 源氏玉かつらの巻にあり湖月抄に云はく暮の類なり軟障とかく高き松などをかきて壁にそへて引くものなり
十二の手箱へ入物 九かゝみ家とも 毛たれ箱 えゆひ箱 こねすみ かうばこ ふしはこ 香具箱

折かゝみ立 くし入 おしろいとき あぶら桶 びん水入 化粧水入(異説に丸かう箱丸鏡家)(小鼠は眉墨なり油煙を蠟に油を入れてねりたる物なりコチズミと云ふは凝り煉りたる墨と云ふ事なりすべて物をコチルといふ詞は凝り煉ると云ふ事なり)

亂箱入 あぶら桶 おしろい 香合(大小) かけこ 丸香合 小ねりかうばこ かみなで はさみ かうだい

旅手箱に入 引出しに硯を仕込 かみそり箱 楊枝箱 手拭入 丸鏡家入 柄付鏡(一面) 折鏡立 水入 油桶 眉作箱 小ねり墨 香合 元結箱 白粉箱 白粉とき 香合 ふし箱二つ はさみ 櫛はらひ

眉作箱 まゆはき 大女郎(十本) 小女郎(十四本) 紅筆(八本) かね付筆(二本) きわおき(三本) 白粉すり(一本) 大ぼんぼり 小ぼんぼり ねり墨箱

鏡臺 (但しはらひ箱と云ふはくし卅三枚入と云ふ此事不審なり用ひがたし) かゝみ立 丸鏡 油桶 水入 三櫛(二具) 白粉とき ふしはこ(大小四つ) かみなで はさみ 毛ぬき くしはらひ

五つ櫛 五つくしとはどかし一つあらいすくし二つ小は水つけくし二つ中とも 火をこる薬 艾葉(十匁水ニツケモミヤハラゲ) イワウ(八匁其儘) 煙箱(五匁其儘) なべすみ(五匁)

樟腦(八匁其儘) デンカウ(七匁其儘) 實名(十匁其儘) 右艾葉よくもみ和らげ綿の如くす残りの薬を粉にして能々合せ交へ晴天に向ひ天日をつけとるなり但し水晶の玉のいかにも疵なきをもちて日にさしむけて玉の如くに右艾葉をあて、ぬれば火うつり来るなり忍火を不持時用之ホクチにもよしタマコ火ノシにもするなり

浮沓 水をおよく時用ふるなり浮沓の秘傳色々有りといへども拵様むつかしき事なり無造作にするには

大なるふくべ(ハチフクベト云フ大サートカ、ヘホドアリ)を能くからして其のかれたる儘にて外のこしらへもなく其の大ふくべを芋繩のあみに入れて水をおよぐには胸のあたりへあて、此のふくべにておよぐべし胸の邊へゆひ付くるがよし

多賀家の事 多賀豊後守高忠○雍州府志卷四宗仙寺院門上に愛宕郡在 高倉通五條橋南 會因 道元和尙之遺誠 而曹洞宗寺院所在 京師之者少所 謂慈眼寺天寧寺此宗仙寺三箇寺之外未 聞 有 曹洞宗之寺 斯寺寛正年中京師所司代多賀豊後守高忠爲 大檀越 而號 宗仙寺喜山洞悅 則置 背像 ○同卷十に多賀高忠塔陵墓門 愛宕郡在 五條橋通南宗仙寺 是多賀豊後守高忠也 應仁文明之際京極持清補 京師所司 于 時高忠爲 所司代 掌 雜務 聞 訴事 時人服 善政 稱 德化 歸 依曹洞宗 而建 此寺 會永平寺道元之遺誠而曹洞宗寺院所在 京師 者少矣 宗仙寺慈眼寺天寧寺等也 ○同卷多賀高忠塔陵墓門在 惠日山東福寺 即宗院是多賀高忠而號 大源本公 云云常政云く多賀高忠は當家中興の祖にて尤尊崇不少所なり當家於 江戸 嫡流たる多賀高當が家より宗仙寺へは常に通達ありて當家の開基の寺なりと稱せられ然れども寺起立の趣きは爰に出づる所と違ひある事あり其の委しき事は短文に難記ゆる爰に畧之仍りて 按に此の書面の取り違ひか當家傳の取違ひか於今不分明なり重而可決なり第一宗仙寺に高忠の肖像ある事不 會知 之なり即宗寺には高忠肖像の畫あり依之常房(高忠が祖父なり)是を拜して家に傳へられたり予も又乞ひて拜寫せるものなり

貝おほひの事 或説に神代の昔事代主の命其の弟の大巳貴命をにくみて殺さんとせられし時神皇産靈尊 鬘貝姫は岐佐宜を(人形なり)作り蛤貝姫は眞井の水を持ち來りてふりやはらげ給へば麗壯夫神(大巳貴神なり)とて素盞鳴命の御許にませる御娘須勢理姫を妻とし給ふ大貴巳命の難を救ひまゐらせ須勢理姫と婚禮し給

ひしより留貝姫給貝姫の名によせて貝おほひと云ふ事起れり又人の代となりて景行天皇五十三年十月に東國へ行幸ありて上總國より常陸國鹿島へ渡らせ給ふ時大空に鸞賀鳥の啼き過ぐる聲を聞き給ひ其の鳥の形をみると海中へ出御ならせ侍れば白蛤を得給ひ磐鹿六雁其の浦の浦をとりて楢となし白蛤を餉として天皇に御饗を奉りけるなりさるに依りて鹿島の浦の蛤貝を拾ひて貝おほひをする事初りたりと云ふ按に此の説牽強附會の説にして用ふるに足らず

左右衛門陣 左衛門陣と云ふは建春門を云ふ右衛門陣と云ふは宜秋門を云ふなり

京都住五鍛冶 丹波守吉道 近江守之通 大和守吉道 和泉守金道 伊賀守金道

右禁裏の御用五鍛冶なり古代より定め置けるよし昔より今に至りて毎年正月天盃頂戴仕る由此の時は小刀五本進獻仕るよし

點心 佛事法會の時終りの勤行に氣を屈する故心を慰めん爲に種々食物を拵へ備ふるを點心と云ふ菓子類麵類等なり

鞠場四季懸りの歌 「愛敬の松は成亥の方なれば楓のほうぞ未申なり」「青柳は辰巳の角に立つなれば櫻の花は丑寅ぞかし」

山城名勝志第三に云く諸神記云中御門西洞院東頼滋野井に社三座是鞠の神なり此地成通卿の舊跡一計案林二春楊花三樹尊形猿額金色の文字貌の上神名を願す申の月以紀氏祭之故二年始鞠用二件日一兼邦百首歌抄猿田彦まりの坪においてまりの神とも願る○古今著聞に云く侍従大納言成通卿のとき此の神願る三四歳なる兒程なるもの形手足猿なり(文畧)何ものぞとあらくと云へば御まりの精なりと答ふ各名をも知らしめすべし是を御覽

せよとて眉にかゝりたる髪をあげければ一人が額に春楊花一人が額に夏安林一人には秋園と云ふ文字金色にてあり○鞠の記に云くあるやおり入り三はこれ我名なり云云○雲井の春に云く鳥羽院世に勝れたる達者にてましくけりされば承元二年四月に上皇も長者と申し奉るべしとて成通大納言の子泰通と申しける人宗長雅經など連署の賀表を奉りき云云手足ありし時の事にやまりの明神を崇め申されしに紀行景と云ふものを神主にさだめられて種々の神事ははれる其の社今に有りたるなり

永樂錢 秘本武家盛衰記卷廿に云く抑永樂錢日本へ渡りし事は應永十年八月二日大風にて同じき三日申の下刻唐船二艘相州三島浦へ漂着したり于時鎌倉足利左兵衛督滿兼下知にて印藤備前守美高奉行にて僉議す船中を質檢するに明朝永樂錢數百貫あり此旨將軍義滿新將軍義時兩公方聞き給ひ其の船中の錢不殘足利滿兼へ被下明人は歸國せり是昨今の風に放れたる故なり其の船に鹽噌薪兵糧をつみて遣はされぬ夫より關東に此の錢を用ひらる天文十九年の頃より關東にては諸民此の永樂錢と云ふ惡錢を取り集めて同じ直段に用ふる故市町にてかの惡錢を撰み論じ鬪諍を引き出し互に打合口論や、あり爰に天正の初め北條左京太夫氏康關八州を打ち從へ臣山角信濃守定信小笠原越前守康朝其の外奉行を呼び集め永樂錢にかはりたれば必ず他錢を以て必ず不可用永樂錢ばかりを用ふべしと三つの理を付け書附を辻々に立て永樂錢を用ふる事不止錢は上方へ登り關東は永樂ばかりなり天正十八年七月北條滅亡の後つひに家康公の御手に入り慶長九年正月より天下悉く永樂を用ふ錢をも不捨永樂を用ひて一錢の代りに錢四文をつかひけりさる程に其の錢の善惡を撰み論じ賣買の暇輒からざりしかば商夫も迷惑の事に申す依之家康公の御下知にて大久保相摸守忠隣本多佐渡守正信に命じて慶長十一年十二月八日永樂錢を禁制せられける武州日本橋に札を立てらる天文十九年より永樂は五十七年の曆數をへて此の時

すたる(右俗説辨に見ゆ)

五木 桑 槐 桃 楮 柳 (續和漢名數)
八草 菖蒲 艾葉 若茨 荷葉 蒼耳 忍冬 馬鞭草 繁葉
馬術傳系 直鞍流 神當流

神尾織部吉久

直鞍神當
兩流始祖

小野常吉政直

村松四兵衛歳久

渡邊勝兵衛尉良

松田傳兵衛政名

村松四兵衛歳堅

村松太郎兵衛歳直

松村四兵衛歳廣

安藤久太郎

多賀外記常昭

近授流(有馬一學傳なり) と云ふ馬術の流あり木馬にては氣を教へ生馬にて乗方ををしよ

八丈島 北條五代記に伊豆の下田より南に八丈島あり此の島女甚だ美容なり昔は少々有りしそのかみ古河邊六郎行秀入道道知定房この島にわたり數多の子を生む男も餘多に成りぬとかや延徳年中北條早雲の家人朝比奈氏初めて此の島に行き伊豆の内へきはめ北條へ毎年年貢を出す延徳三年閏四月五日伊豆國下田を出船七日に

八丈につく○貝原氏云く八丈島は世に云ふ女護の島なるべし○奇部考に云く八丈は伊豆より百里ほど未申の方なりアシハ草日本の蕪大根の様につくり常に食ふ者痘瘡をのがる匂ひ芹の如くなり

紙の事 日本紀敏達紀に元年高麗上表疏書于鳥羽一字隨羽黑既無識者辰爾蒸羽於飯氣以帛印羽悉寫其字(王辰爾と云ふ人なり)是の時まで紙なかりしゆる帛を以て字をうつしたるなり○同推古十八年春高麗王貢上を印するには紙には猶よく移るべけれど紙なき故帛をもつて寫したるなり○同推古十八年春高麗王貢上僧曇徴法定曇徴知五終且能作彩色及紙墨并碾磴とみえたり此の時より日本にて紙を造り始めしなるべし
僧正僧都法頭の始 日本紀推古三十三年に見えたり

強盜 竊盜の字同紀同卅四年の所にみえたり

天狗 舒明紀九年にあり

健兒 相撲同紀元年六月に見えたり又天智紀二年六月に同條二所にあり

ゆめ 慎矣慎矣(日本紀皇極紀に見えたり四年四月禁誡の詞あり)努努(右同紀)

妖術 同紀に見えたり高麗より傳來す

賀正禮 日本紀孝徳天皇二年春正月甲子朔賀正禮早朝拜と見え又白雉三年にも見ゆ常政云孝徳三年とも孝徳三大化三年也

大郡中郡小郡 ○里數○田數段上○稅稿束把數○絹布數○馬數○兵器定○仕丁數○采女(孝徳紀に見ゆ)

○懸鐘見同記○葬禮同記

蚶殼(アカイ) 蚶異名を瓦屋子と云ふ其のカラ瓦屋に似たり魁蛤とも云ふ蚶殼の久しきを炭火に打ちくべ酸

につけ三度やく酸にて丸し吞むべし此の薬は血塊痰積一切の氣血の冷氣人癩癬(婦人の血積なり)を治す積聚の藥なり

易繁辭 曰精氣爲物遊魂爲變(陰陽の精氣結びて生育す遊魂は陽魂散陰魂止陰魂は魄なり)

及第 綱鑑唐代宗廣德元年の註に曰く進士所謂試一大經一併爾雅估皆通而復試文試賦各一符文賦通而後試策凡五條三試皆通者爲難問疑義書之於策量其大小署爲甲乙之科列而署之不使彰顯有射者隨其所取得而釋之以知優劣射之爲言投也

挾物 一條四郎長能騎射の功者にて此の事を思ひ出でたりと形は四半なり九半と云ふ物も串にはさみ立てて馬上より射る事なり四半は八寸の折敷を四つに切りて串に挟み立つるなり然る時は四寸四方なり又九半とは九つに板を割きてその一分を立て、射るなり板のうらに切目を付けて矢中るとわれる様にするなり世に三三九の手挾と云ふは此の事なり今右大坪流の馬の書齋藤主税定易が著す所の武馬必用に見えたり(貞丈云く此の書には誤り有り見合て可用)○貞丈云く東鑑に三尺手挾とあるは三三九の手挾なり三尺をサンザクとよむなり三三九も四六三も東鑑にみえたり

馬の辻の歌 忌む旋毛は矢負喪門七走や陸道なみた笠のはしとしれ

的の繪 續日本紀文武帝大寶三年正月定大射祿法親王二品諸臣臣二位一箇中外院布二十端中院二十五端內院三十端三品以下有差所謂院者射棚以皮造之其的爲三重圈子因謂之院說文有周垣之義蓋取此也(名物六帖)

永樂錢の事 奥州會津年譜に云く第七代正親町院永祿元戊午同十年丁卯自此年用永樂錢按用永樂

錢可天文末未審○同十五年庚戌九月十日拾永樂通寶錢用京錢京錢者歷代之雜錢也傳云駿府大相國一夕夢換城醒告忌於本多佐渡守佐渡守敬曰是公不所可患志路可相換太易也以京錢換永樂公尤容其言終如此云其事倭俗謂錢曰代物訓志路也故取義然也

米價 同書に云く第百六代後奈良院享祿三年庚寅世上豐年會津米一升十五六錢

野心 日本紀成務紀に見ゆ左傳狼子野心

鎧直垂 毛利記云少輔次郎右馬頭陸奥守從四位上後三品後奈良朝臣即位之料依調進之功賜鎧直垂至光源院殿御時任大膳大夫

纈 日本紀天智紀六年閏十一月丁亥朔丁酉以錦十四疋纈十九疋緋廿四疋紺布廿四端桃染布五十八端斧廿六鈔六十四刀子六十一枚賜椽麿等

篋輿 和名抄に云く漢書註云篋輿(上音輓和名阿美以多)編竹木爲輿也と見えたり今世の乗物にアンタと云ふハアミイタの略語なり

朝拜 日本紀天武紀五年春正月庚子朝群臣百寮朝拜

日本紀 天武十一年定律令法式又令記定帝及上古諸事と見えたり

漆紗冠 天武十一年六月丁卯男女始結髮仍着漆紗冠

禮客 推古(十二年)朝跪禮匍匐の禮を定め天武(十一年)朝止之復難波(仁德)朝之立禮

銀始貢 天武三年三月同十二年四月詔用銅錢莫用銀錢持統五年伊豫國司田中朝臣法磨獻宇和郡御馬

山白銀三斤八兩銀一籠

衣服有襪無襪 ○圭冠○括緒襪○長紐天武紀十三年(此外冠服有制)

深蒲荷 淺蒲荷服色同前紀に見ゆ於殿前以金博戲(同上)

霞錦 ○歷蒙○婦女垂髮于背右同紀に見ゆ朱鳥元年

精進 弘決(天台の書)に曰く無難故精無間故進○(其の事をつとめて他なきを云ふなり)

詩賦興 自天津皇子始事見于日本紀持統紀(懷風藻に天津皇子の詩あり)


華縵 日本紀持統紀に云く元年三月甲申以華縵進于殯宮此曰御蔭又二年三月己未朔己卯以華縵進

殯宮(大嘗會ユキスキの御殿にケマンあり)


鞍一具 持統紀三年正月の紀文に見えたり具とは鞍轡鞍轡等まで具したるを云ふなり鞍橋に具するなり

今世鞍皆具と云ふに同じ

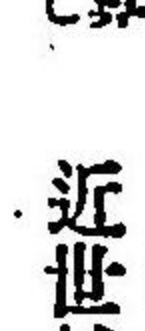
令一部 三十二卷持統紀に見ゆ

鎧の小手 鎧の中に  如此の板金を額の板と云ふ○細かなる鎧の上に紋鎧を入るるをランテン

鎧と云ふ八重鎧なり鎧の中に所々  如此の金物を拵金と云ひ  如此なるを格子鎧と云ひ

絹にて如此ヒダ細かなるものをケシとす手首のコハセなくツナにて緒を付けたるを巻留の緒と云ひ小手の上の方の小さき袖を作り付けたるを毘沙門小手と云ひ一の腕二の腕に篠金物付けたるをばシノコテと云ひ手先の方の腕にばかり金物付けたるを手先篠と云ふ小田小手と云ふは袖をもとぢつけす鎧の中に上下鎧にてもカルタ金にても散らし付けたるを小田小手と云ひ拵金をも付くるヒチカチ丸し上下のふくべ  (フクベガチシハフクベト云フ) 指の形なく(大ユビモナシ)丸きを餘形と云ふ

草摺  如斯なるをツボゲサンと云ふ

猿頬  近世越中と云ふ

目下頬當  近世隆武烈勢の二あり隆武は常の如し烈勢と云ふは鼻の下にシワあり横に廣く齒出でて怒りたる體なり

伊豫ハイタテ 伊豫ハイタテハ板金をメントリ羽にかさねとづるを云ふ

板ハイタテ 板ハイタテはカルタの如く切りて重ねずして並べてとづるなり

踏込ハイタテ 踏込ハイタテは鎧に飛押を入れたるなり踏込に仕付くるなり

甲冑古今 或書に云く(各畧甲錄)保元平治より元亨建武の頃までは皆諸士も鎧を著云建武より百歳の後正長嘉吉の間に赤松の族士等胴丸を本として諸の別具を相備へて利用を取りて感したるもの今の具足なりと云云今の具足はもと胴丸より出でたり

大荒目胴丸 同書に云く大荒目の胴丸と云ふは縫延にして毛の荒きを云ふなり今具足の大石目の敵塗を大

荒目と云ふは非なり(大石目のタ、キヌリモアラメと云ふ海草に似たるゆゑ近世誤り唱へたるなり)

ハイタテの瓦板 板目草を瓦の如く打ちて瓦の如く重ねたるなり

鎧革摺の名 草すりは四間なり前後左右へ下る是を筑紫形と云ふ

篠立臈當 臈當の篠を俗に馬刀柄と云ふ

鎧の相引小ハゼ 相引の小はせを内より緒を通す作威と云ふは常は外より通す

花粧の板 花粧の板等の金物  如斯なるを八相金物と云ふ八の字の形なり

匕首 類書纂要に匕首は短劔也其作類匕故曰匕首用毒藥塗其及而以水火鍊之以試刺之血出如一線而人即死○玉篇に云く匕必以切匙也失鏃也

馬旋毛 吉凶碧雲環聞見後錄並曰碧雲環馬也莊憲太后臨朝以賜荆王惡其旋毛太后知之曰旋毛能害

耶吾不信留備上聞爲御馬第一とあり婦人だに志あるは用ひず况や丈夫として彼にしかざらんや(俗説辨

附篇卅六井澤長秀の説)

猿を厩に置く事 稗海云晋趙固之馬病郭璞見之曰使羆相馴之病可愈云於是隨璞之言果して病愈

矣此説にもとづけるのみしかれども妄作なり信することなかれ(同上)

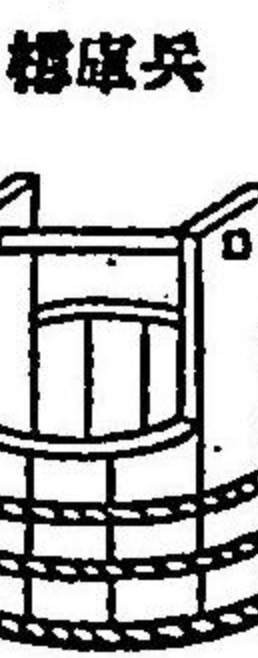
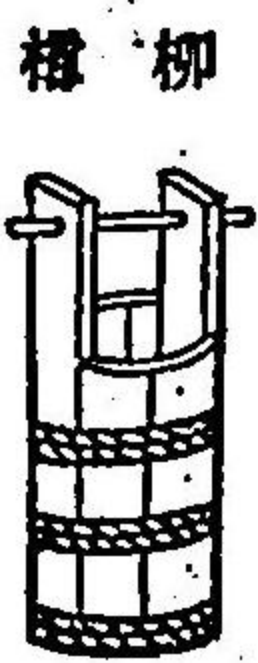
大系圖和論語江源武鑑 寛文中近江の土民すこし文字を知るものありて妄作せしなり(但し大系圖

は古より有りし書王系圖尊卑分脈諸家の系圖を合せて作り添へたるものなり井澤の説) 淺井日記勢陽軍記右同

作なり

愷樂 軍勝之樂周禮の大司馬王師大獻則令奏愷樂司馬法曰得意愷樂○関孟子註闕聲

天野樽 河内國天野の酒入る、樽なり



右或書に見ゆ

朝夕人 朝夕二字獨りよむ奉行の下役の者なり(輕きものなり下げたらさなどを勤むるものなり)

雑々拾遺(藤原行定作なり) にいふ武家故實の事公方源義満の世より將軍を公方と稱し萬事の禮法を院の御所に比

し給ふ此の時に武家の故實を定めんとて今川左京太夫氏頼小笠原兵庫介長秀伊勢武藏守滿忠等に下知して天下

の侍を十一位に分けたり所謂御一族大名守護外様評定御供衆申次番方國人奉行末男これなり公方の直臣は胎中

六位に比する故叙爵の時五位なり末男は無官の御家人をいへり然れども六位に准するなり其の外萬の武法を編

める事十二卷是を廳方入書と云ふなり(世間三議一統の説是よりおこれり此の説偽りなり滿忠氏頼は作り名な

り其他如斯の名の人無之系圖に見えず)

婦人養草 にいふ犬張子は犬の形したる箱なり産屋に用ふる器なり産衣をまづ此の箱にさせ初めて其の後

子にさする箱の内へは守り札又うぶやにて用ふる白粉壘紙又は眉拂などを入る、なり此の犬はり子は奈良の法

花寺と云ふ尼寺より天下へ出すなり

鳥の羽の名 鳥の羽に火うち羽と云ふは鳥の飛ぶ時さきへ三つ出でたる中の羽を云ふ火うちの形に似たり

古年童 圓光大師行狀翼贊古年童は彼の寺東金堂七日の行の時手水湯をわかすものなり此の役者になれば

諸の公事をゆるさる、故に望みて此の衆に入る然る間奈良中に古年童と云ふもの有るなり是興福寺に不限諸寺

に有之古年は代々の儀童は下僕をいへり此の役今興福寺三人有之下行米をとり二季の神事其の外諸事を觸れな

がす役なり大かた仕丁と相似たり(南都傳記)○古しへ武家の俗語に重代の鎧をコンチントウと云ふ古年コキナ胴タテな

りまた重代の太刀刀をコンチントウと云ふは古年刀なりコンチンは古年にてふるさを云ふなり元は寺々の古年

童より出でたる詞なるべし

色紙短尺 雑々拾遺に云く色紙短尺の事色紙は孝謙天皇の御時より始まりしにや短尺は公方義滿公不破の

關屋御覽の時より始まるといひ或は定家卿の孫爲世仕ひ初めらる、と云ふ此の兩説大に不可然短尺も色紙も同じく昔より有之但し其の濫觴の時代はさだかならず宇治左大臣頼長公の日記に鳥羽の法皇より官女の方へ短冊をかき被下候を記し給へり頼長公は爲世より百餘年以前の人の人なり然れば古來より短尺ありしなり○短冊の事枕草紙にみえたり一條院の頃既にあり短冊内裏式にあり是は任官の時除目に用之江次第にもあり

釘貫 遠蕨抄に云く町々城々を釘貫と云ふ人を登せしめて釘を打通して根を不返故に釘貫と云ふ

禮記曰國君世子生告于君接以大牢宰掌具 註接讀爲捷捷勝也謂其母使補虛強氣也(接依注音捷)

字妾及下接子同食音嗣注食子食乳皆同)三日士負之吉者宿齋朝服寢門外詩負之射人以桑弧蓬矢六射天地四方註詩之言承也桑弧蓬矢太古也天地四方男子所有事也(射天地食亦久承子桑徐音極故之極大音泰○正義曰桑弧蓬矢

本太古也以桑與蓬皆質素之物故知本太古也云天地四方男子所有事者男子上事天下事地旁禦四方之難故云所有事然射禮唯四矢者謂天地非射事所及唯禦四方故止四矢蓬是禦亂之草桑乘本之本○禮記的古注なり)

古髮結の事

古へは髪をゆふにびん付油無之びなんせきにて毛を付けたるなりびなんせきはびなんかつらなり其の莖の皮を削り捨てその莖を水にひたせばねばる○北條五代記に髪をばびなんせきにてびんを高くつけ

あげ給へりと有り又能の狂言に麻生と云ふあり麻生殿と云ふ大名髪を付くるに其の家人一尺ばかり太き長きすりこ木を持ち出てびなんせきにて候とて髪をなで付くる體をするなり能の狂言は古き事なり

すねあて臆病がねの事

武者物語抄に云く本書に臆病がねのことわりをしるさす臆病がねと云ふは右のすねあてのおもての方をいふぞ

式三獻

肴拵様○本膳引渡○二の膳うちみ○是は鯉のうすみをさしみの如く作り土器に二寸ばかり高く杉

なりに盛るべし右板左板のひれをさし金銀の露をおくなり(うすきは身のうすき所なり右板左板左右のはらのひれなり)○三の膳わたいり是は鯉のみどころを作り同じく腸を小口切にして三つに置くべし右板左板のひれをさす味噌にて煮るなり汁は入るべからず

皷飯

かうはんは白コハメシなり赤飯は小豆のコハメシなり

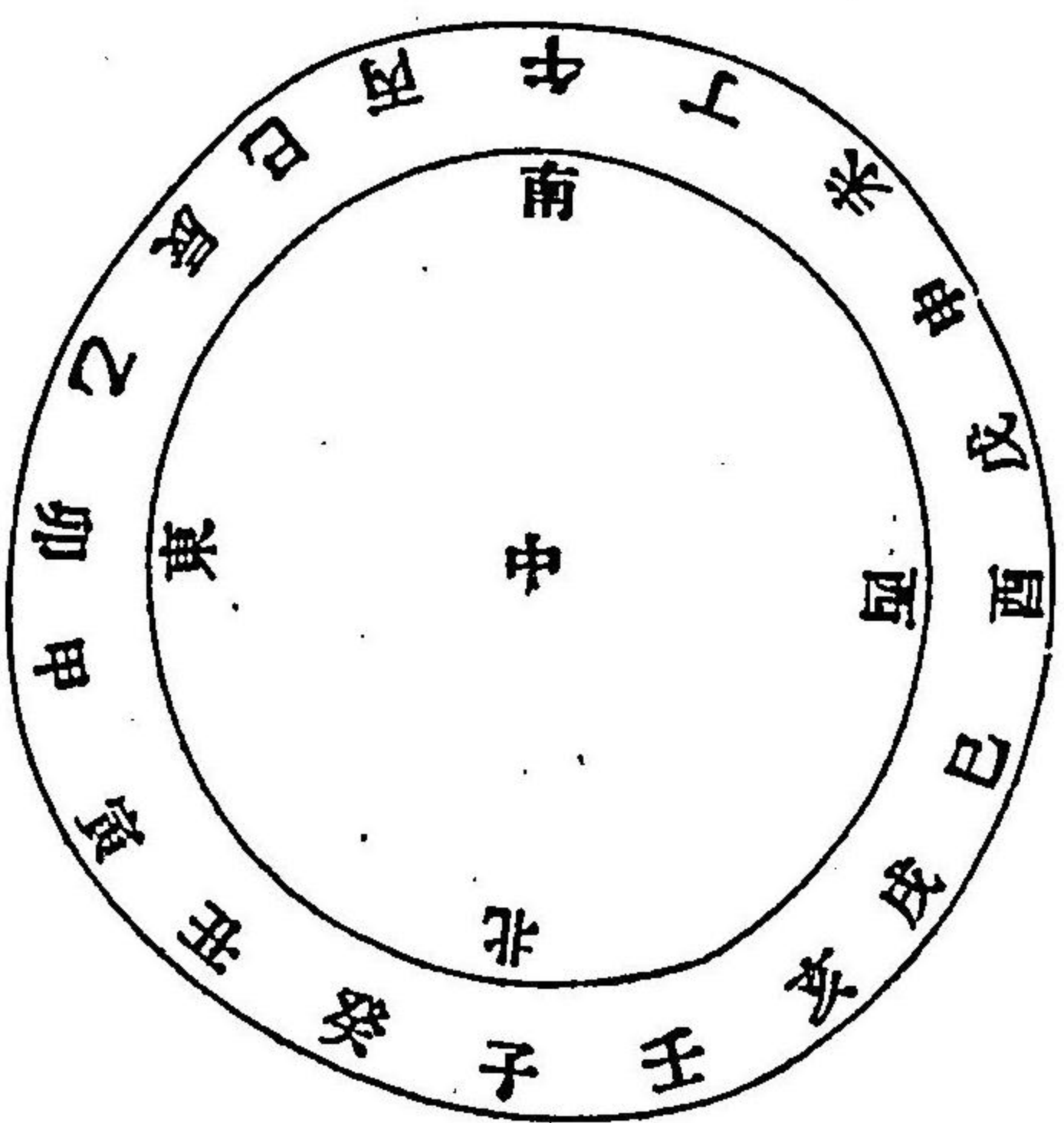
四十八ヶ所籌

頼朝より起る大番役に準じ西所より京中の辻々に四十八ヶ所あり一籌の役人數五百人

山城籌(千人)	大和(三千五百人)	河内(千二百人)	和泉(八百人)
紀伊(千人)	淡路(二百人)	阿波(八百人)	讃岐(六百人)
伊豫(六百人)	土佐(五百人)	播磨(千五百人)	備前(二百人)
美作(百人)	備中(二百五十人)	備後(二百人)	安藝(二百五十人)
周防(百五十人)	長門(二百人)	丹波(千人)	丹後(百八十人)
但馬(二百人)	因幡(百廿人)	伯耆(二百人)	出雲(三百人)
隠岐(五十人)	石見(百五十人)	豊前(二百人)	筑前(三百五十人)
肥前(五百人)	豊後(五百人)	筑後(二百人)	肥後(六百五十人)
日向(三百人)	大隅(百人)	薩摩(六百人)	壹岐(五十人)
對馬(八十人)	都合卅七ヶ國なり		
其外	近江(二千人)	伊勢(六百人)	若狹(百人)
越前(千五百人)	都合人數一萬四千餘人なり	四十八ヶ所籌といふ事東鑑にみゆ	

陰陽家の四門

陰陽家天門地門風門鬼門是を四門と云ふ



貞丈按に鬼門を指す事地の中央にゐて指す時は眞の鬼門に中るべし東西南北にかたよりたる國にゐて指すは眞の鬼門に非ず日本はかたよりたる國なり鬼門指し違ひなるなり日本の中にも東西南北にかたよりたる所より指す時は猶違ひありおそるゝに不足

鬼門 書言故事に曰く交趾有鬼門圖其南瘴癘去者罕得生還諺曰鬼門關十人去九不還(註容州北流縣南兩石相對號鬼門關)

花 鶴林玉露に曰く洛陽人謂牡丹爲花成都人謂海棠爲花尊貴之我が國にて櫻を謂て花とするも此の意なり

魚腹に文を納む 太平記吳越軍の事を記したる條に越王勾踐吳王夫差が爲にとらはれ土の牢に有りけるに勾踐の臣范蠡是を歎げき身をやつし箕に魚を入れて魚商のまねをして勾踐にあたふ勾踐其魚を見れば一行

の書あり西伯四差里重耳走翟皆爲王霸莫死許敵と書きたる意をさとりて吳王が石琳をなめて命を助けられ越に歸り後に吳王を亡しける由を記せり按に范蠡魚腹に書を入れたる事會て無之陸廣徴が吳地記に吳餘抹之子曰僚立爲諸樊之公子光所弑在位十二年僚好炙魚子光借以百金令專諸進魚置匕首於炙魚中一刺僚死子光篡國閔王とあり此の事をもつて作りたる物語なり

貝鑄太刀 太平記卷十九(新田義貞越府城之條)に見えたり○貞丈云くしのぎに稜を立てすしのぎの處少し丸みあり舟を漕ぐかいと云ふ物の如く平みに少し肉あるを云ふなり貝の字は假り字なり權の字を書くべし

太平記卷十七太刀を與へたる事 十七(山門攻之條)若一家の内に世を保つもの出來ば是をしるしに帶して今の忠義を顯すべしとて鎧の袖にさしたる金作の太刀を抜きて淨慶にぞ與へられける云云此の本文鎧の袖に(句を切りてよむべし)差したる金作の太刀如斯よむべし鎧の袖に金作の太刀を取りそへて二品をあたへたるなり但し佩きたる金作の太刀と云ふべきを本文に差したるとある事誤りなるべし按に著たると古本に有りしを差したると寫し誤りしなるべし太刀を著とも云ふなり

脇差の太刀 太平記卷四十(寢勝講の時及闘論の條)南都の衆徒は面々に脇差の太刀など用意の事なれば云云脇差の太刀は南都大衆兼ねて闘論をたくみて兵器を用意して來りし故に小太刀を僧衣の内に隠して脇にさし來りしを脇差の太刀と云ふなり太刀はくといはずしてさすと云ひたるは横たへはかすして衣の内に脇にさしはさみし故脇差の太刀と云ふものなり(今云ふヲキサシなり)懷中に脇に差しはさみしものなる故脇差の刀と云ふに同じ(今世脇差の刀尺長くして外へ顯して差すなり此の事くはしくは脇差考にします)

茶の式 茶式の始は筑前の國崇福寺の開山南浦紹明正元の頃入唐し徑山寺虛堂の嗣法し文永四年に歸朝す

其頃臺子ひとかざり徑山寺より持ち來り崇福寺の什物とす是れ茶式の始なるにや後臺子を紫野の大徳寺へ贈り又天龍寺の開山夢窓渡り夢窓この臺子にて茶の湯を始め茶式を定むと云ふ如斯僧家より始まりし事ゆゑ家に類を懸け喚鐘撞木を用ひ大小劔を帶せすみな僧等の行義なり是により不慮の殺害ありし事あり又盜人來りて大小劔を掠めとりし事あり習ひてよからぬ事なり垂加翁やまど小學に是を論せり近頃利休など茶式にふけり古器古畫を商ひ凡僧も耻ぢてせざる卑劣千萬の行ひ有りしよし秀吉譜に出でたり聞くもうるさき事に非ずや玩物喪志古賢の深戒なり(俗説贅辨)

忌日を祭る 世俗先祖の祭に忌日を用ふる人あり今按に非なり祭は月禮なり忌日は悲患の日凶なり用ふべからず神武天皇は春三月甲午朔甲辰崩日本長曆を考ふるに三月十一日なり下鴨の祭は中の酉の日なり神功皇后四月辛酉朔丁丑崩す四月の十七日なり伏見御祭は九月九日なり應神天皇春二月甲午朔戊申崩す月の十五日なり八幡祭は二月初卯なり自朔日一至二十二日の間なり又三月中旬日又八月十五日なり上宮太子二月五日薨天王寺祭は二月廿二日なり舍人親王天平七年十一月乙丑薨月十四日なり藤森祭は五月五日なり菅家延喜三年二月廿五日薨宰府祭八月廿二日より廿四日に至るなり北野祭は八月四日なり近代忌日を用ひて祭る事誤り甚だし詳に瓊矛拾遺に見えたり

舊事大成經 此の書は偽書なり天和の頃上野國黒瀧の潮音禪師と云ふ僧并に勢州堅田の神主永野某と云ふ拵へて板行に出す右偽書を作る旨露顯に及びて采女事は遠島になり潮音も遠島に相成候處桂昌院様御歸依の僧なれば寺へ歸され隠居したり右板行本出したる本屋豊島屋豊八は追放になりしなり

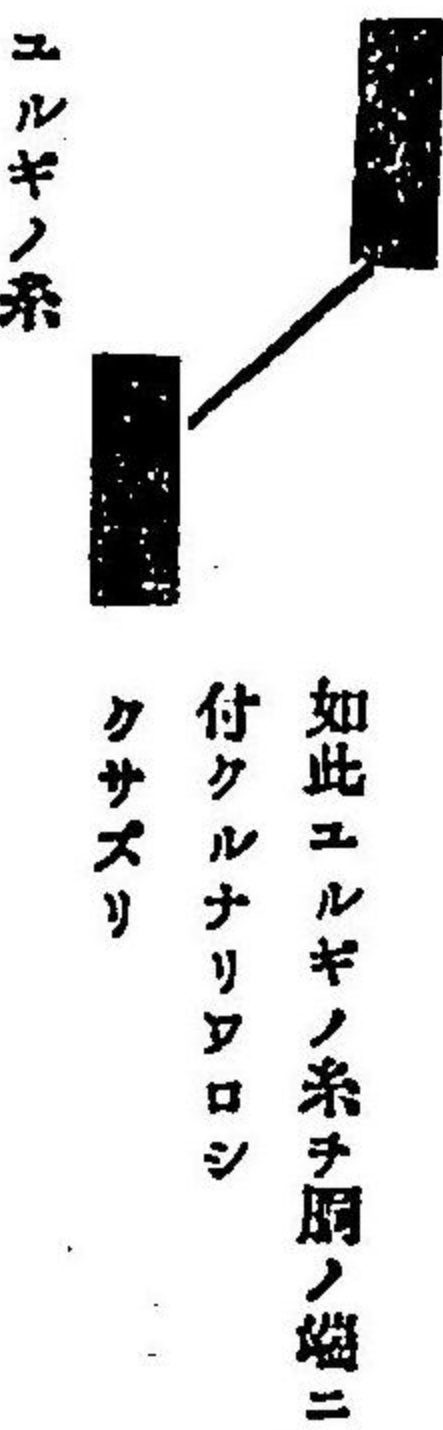
扶桑見聞私記 此の書もこの名は廣元日記と云ふ偽書なり大江の廣元の作には非す加藤仙庵と云ふもの、作なり仙庵事もとは水野監物家來にて須磨不音と名乗りしが後に浪人して江戸青山に住宅せり見聞私記は東鑑を似せて書きたれども古風ならず時代相違不都合の事ども多く用に立たざる書なり(片カナ交リニ書キタルナリ)享保年中成島道筑と云ふ奥坊主御書物懸りの學者なり(始め廣元日記と云ひしを松平大膳太夫よりとこめられて書の名をかへたるなり)有徳院様右の道筑へも仰付て見聞私記の眞偽を糺されしに道筑考へて偽書よし申上偽書に定まりたり右仙庵系圖學を好み享保改撰系圖を作りしなり

盛長私記 藤九郎盛長私記も右仙庵が偽作なりと云ふ

前太平記 古書には非す作者は林家の門弟平山素閑と云ふものなり京都に住し石田軍記を作り板行し作者御詮議によりて京都を出奔し江戸へ來り居住す正徳二年卒去す八十二歳なり前太平記は一體古き物語の書の本として夫に自作を多く加へて書きたる故時代不相應の事不埒多く故實もなき事多し何の用にも立たざる書なり草摺付様 貞丈云く今の具足と古代の鎧と草摺の付け様かはる事あり今の具足のゆるぎの糸は長さ三寸ばかり有りて胴丸の端にゆるぎの糸を付くる故草摺の上はたゞゆるぎの糸ばかりなる故腰の下はあやうし古の鎧のゆるぎの糸の長さ二寸ばかりにて胴丸の下より二寸ばかり上にゆるぎの糸を付くるなりゆるぎの糸のかけに胴丸ある故あやうき事なし古の鎧の小ぶりに見ゆるはこの故なり

古制 胴丸

今制 胴丸



千旦小手輪付 貞丈云く鎧の左右せんだんの板と鳩尾の板と兩方替る事は右の手の臂の働候方にはせんだん板を用ふせんだんの板はのびちみ有りて臂を仕ふ妨にならず鳩尾の板はのびちみなく強直なる物故右に鳩尾を付けては直垂小手の袋など引か、りて妨となる故に右には鳩尾板を不用なり又左は右の手先の働く所なる故せんだんの板を付けてはひらめきて妨となる故左にはひらめかぬ鳩尾板を付申候

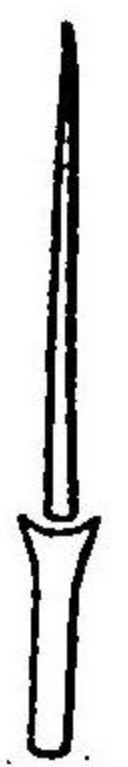
胴大小 貞丈云く古代の鎧小ぶりにみゆるは胴にうけ裏なくしてあがきある故下に置きては胴ちみみて小さく見ゆるなり亦草摺も胴尻より二寸ほど上より付出す故胴のたけ短きやうにみゆるなり

同かこひ 貞丈云く古代の鎧は右の脇は作り付けず開きて作る故身に脇楯をあて、後鎧を着るなり脇楯にて右はふさがるなり如斯なる故先祖の鎧を子孫に傳へて着るに身に合すと云ふ事なし今は鎧師が乳繩といふ事を仕出して右の脇にて引き合する様に作りたる具足を作るに其の人の乳の通りの寸を紙捻にて取りて其の人の身にしかと合ふ様に作る故瘦せたる父の鎧ふとりたる子の用にた、すふとりたる父の鎧はやせたる子の用にた、ぬ事なり亦身にしかと合ふ様に作りたる鎧は胴の中にすこしもくつろぎなき故久しく着して居れば胴をしめたる如く覺えて身早くつかれくたびれいきれも強くなりて苦しきものなりと云ふ

出陣凱陣肴組 貞丈云く出陣凱陣の肴組の事或學者のノシ蛇を伸しカチ栗を勝昆布をヨロコフなど、取りなして祝とする事其の名と其の詞と似たるを附會するなり是日本の風俗にて其の理なき事なり西土に如斯の事はなしといへり○貞丈云く西土にも是に同じき事あり論語に周人以栗使民戰栗とみえたり此栗樹をもつて戰栗の栗とすれば西土に如斯の事なしと云ふべからず鉄形はクハキ形なり加への義をとるも又同例なり

木棒 木にても作る木棒の制方木はねすみもちの木か枓か椶も此の類の木にて削るべし先づ荒削りをして日に干してさて鹽を入れ湯煮して乾して木棒の形に削り籠かつきの所に肉をあらせて横に刀の目の不入様に作りて小糠を入れみがきて用ふべし此の如く作れば鐵の木棒に替りなし軍中の數矢に用ふべし

籠ニ入ル所 キボツ



右吉良流矢書に見ゆ

犬追物矢所 繩際の矢所○弓手ハ犬左に受けて犬の左を射るを云ふなり○馬手は弓手を馬の頭を馬手へ越させて犬の右を射るを云ふなり○月かげの矢は馬の向を右へ横に行く犬を弓を馬手へ越させ犬の右を射るなり是を馬手切とも云ふなり○おしもちりは弓をふり直して後へ弓手をのべ見返りて犬の右を射るを云ふなり○外の矢所(外とは繩より外を云ふなり)○弓手は弓を常の如くかまへ弓手より馬手の先へかけて犬の右を射るを云ふなり○すがひ弓手は馬手先より弓手へすぢかひ來る犬の左を射るを云ひ又向より馬手の方へすぢかひくる犬の左を射るを云ふ又向より馬手の方へすぢかひ行く犬の右を射るを馬手切とも云ふ○馬手は弓を馬手へ越させにげ行く犬の右を射るを云ふ○よこなものは弓馬矢有り馬の向を横に一文字にかけ行くを射るを云ふ犬の右を射るを馬手横とし左を射るを弓手横とす○袖返しは左の後にかけて射るを云ふなり○犬は胴の間を中りとす頭と足と尻とは不射所なり

馬上に笠を立つ 吉良流弓の書に云く馬上にて弓を持ちてから笠をさすには左の鹽手の本に竹の筒を付けて置く是を柄さしと云ふ是に笠の柄をさし入れて弓に取りそへ持つべし貞丈云く竹の筒は略義なり本は柄立袋とて革の袋を付けて笠の柄を立つるなり(柄立袋桃花葉葉にも見えたり)

羽の名 羽のふとさかたをすりもさとも又いしもいふ



觀鷺百譚(廣澤著細井治郎大夫知慎云云能書なり)

中國の科斗書を梵語に摩那書と云ふ又等轉書を伽那々拔多と云ふ和朝に梵語を用ふる事たまあり天竺にて中國の科斗書を摩那とよびたる例をもて和朝にて中國の正書をまなとよびたるにや僧家より起りたるならむ猿をましら水をあかと和歌にもよむなれば梵語を用ふる例も有るなり今眞名假名と書くは和俗のあて字にて萬葉書の大くひなるべしと云云○貞丈云く按に梵語に摩那迦那拔多と云ふをもつて我が國にまななど云ふ事あるに非ずまなはまことの字と云ふ事にて眞字と書くなり字の音訓を假りて書くを假字と云ふ則ち萬葉書なり字の字をナとよむなり我が國にて新に作られしを新字と云ふ事日本紀にみえたり我が國の語と梵語とたまあり同じき事あり梵語には非ず本より國語なるが自然と梵語と同じき語あるなり右の百譚の説は附會の説にて誤り有り用ふべからず

大掌會御屏風色紙形 同書に云く大嘗會のとき齋場殿の額御屏風の色紙形は行成大納言の子孫相傳して書き進すると桃華公(一條禪閑)の御記にあり又近き世には御即位の時の萬歳の御旗は加茂の藤木甲斐守畚くその子孫書き上る事になりぬ

なこそその關の歌 千載集二春歌みちの國にまかりける時なこそその關にて花のちりければよめる源義家朝臣

吹風をなこそその關と思へども道もせにちる山ざくらかな

右の千載集の詞書にはみちの國にまかりける時とのみあり軍に行くとも何ともなし是は義家朝臣陸奥守になりし時陸奥國へ下られし時の歌なるべし然るを前太平記に前九年の合戦に下られし時の事と記せり夫よりして書にも義家甲冑を着て通る所に櫻のちりたる體に畫くなり前太平記は近世の人の編にて妄説多き書なり猶考ふべし(作者は前に記す)

幕野の名 或書に云く幕の野の名の事一はチツケ野又一の野とも二は物見の野三は中の野四はをさめの野五はしば引如斯申すべし是れは常の時云ふなり陣中にてはまくと云ふべからず(負と云をいむ)ばくと云ふべし

洞津 武備志に洞津ツツの字を用ふ日本紀安濃津なり作者洞津の字を用ふるは非なり國字の安濃津の字を用ふべき事なり

額の習 觀鷺百譚に云く和朝額の事習ある事にて別の事なりとかや漢書の書にも吉凶に出入しまいて大切にする事なり(初政記)明の太祖皇帝大學の集賢門の額詹希原に命じて門の字の勾かぎをとかめ給ひて是は賢路をふさぐなりとて立所に毀たしめ給ひしなり(知慎)按に弘法大師朱雀門の門に勾なし故ある事なるべし希原はしらすや有りけん○貞丈云く門の字のはねをとかめられし額の事我が國の風俗のみに非ず西土にも如斯の事あり門の字をはねたればとても賢人の來る妨にもならぬ事なれども夫をとかめられしは物いまひなり西土にも物いまひする人あり物いまひの評を受けぬ様にかく事書家の故實なり

千字文 同書に千字文律召關陽の異あり本は律召關陽關餘成歳と對語なり智永より誤りて律呂と書き智永八百本迄千字を書きたるが後に律召の熟語にひかれて字の近く似たるに惑ひて律呂と書き數百本散じたる故後

世是を正本として召の正しきを察せず唐宋元明の善書もみな律呂と書きしなり戯鴻堂帖に載する二帖の内一帖に律召と書きたるあり東都御府の御本に律召と書きたる智永一本有之○又鳴鳳在竹と在樹と二本あり是は君父の諱を避けたるものか○又執扇圓潔と女慕貞潔の潔の字二つあり千字文は梁武帝自書に心まかせに書きて股鐵石に命じて周與嗣をして韻語に作らしむとも云ふ又王右軍の字を千拾ひて韻せしむともいへば潔の字二つありたるもあるべきものなり(右廣澤知慎説なり)

古花降銀と云ふ物有り 圖は俗説贅辨に見えたり方二寸ばかりにて端に星形連り面に花降の二字あり是通用する銀に非ず古代は錢ばかり通用して金銀はたゞ器物などの飾りに用ひしなり進物などにはするなり近年或人云く出羽國の金山見物に行きたる時銀を鑄るを見しに銀鑄者この銀を花降にして御目にかくべしとて手に水を付けて盪けたる銀の面に水の滴を振るれば其の滴の痕付きて落花のちりかゝりたる如しと語りし其の語りし人兼ねて花降と云ふ事をばしらぬ人なりし其の語にて花降と云ふ名を辨へ得たりと土州の儒官谷氏の談なり

貴人の前へ扇持事 後代の風俗に貴人の前に扇を持つ事を憚る事あり是古き事なり上古よりの法なり續日本紀卷廿四曰廢帝天平寶字六年八月丙寅御史大夫文室真人淨三以三年老力衰優詔特聽宮中持扇策杖と有り扇持つ事禁制なる故ゆるされしなり

はつき 堀河院次郎百首白水郎の歌兼昌「ぬれ衣今そはつきにかけてはすかつぎしてけりよさの海人」ひれ 同書妓女の題俊頼「乙女子がをみのたもとにひれふりてかへすまそてをしのばざらめや」

脂燭 同書元服の題兼昌「かぞいろのともにいのちはふたりさすしそくの影に千代ぞこもれる」(脂燭は松明

とも云ふ松のヒテを丸く削り燃すなり本は紙を細くたちて巻くなり紙ひねりに油付けたるを云ふに非ず)

婚忌五月 同書經月戀の題忠房「逢みての後もさ月をいむとてやみそかにだにも音せざるらむ」

そりにのる 同書初雪の題忠房「初みゆき降りにつらしなあらも山こしの旅人そりにのるまで」

かさみ 同書五節の題兼昌「もろ人の遊ぶなるかな乙女子がかさみのすその長き夜すがら」(貞丈曰くカの字サの字ともすみて可讀汗衫の字音を轉じたるなればなり)

くち鷹 同書野行幸の題俊頼「紫のさかりはゆ、しまくらなるくちのはかひに霜ちりばひて」(くち日本紀に見ゆ)

かし鳥 同書椎柴の題俊頼「なつそひくうなかみ山の稚しばにかし鳥啼きつ夕あさりして」(かし鳥は今江戸にてカケスと云ふ鳥なり諸鳥のなくまねをもする鳥なり)

的之祿 續日本紀卷三文武天皇大寶三年春正月丙子朔(中略)壬辰定大射祿法親王二品諸王臣二位一箭

中二外院布二十端中院廿五端内院三十端三品四品三位一箭中三外院布十五端中院廿五端四位一箭中

外二布十五端中院廿五端内院廿五端五位一箭中三外院布六端中院十二端内院十六端其中一箭同布一端若

外二中内院一及重中者倍之六位七位一箭中三外院布四端中院六端内院八端八位一箭中三外院布三端中院四端内

院五端中一皮者一箭布半端若外中内皮及重中者如上但勳位者不著朝服立當位次

亡者四十九日法事 同書大寶三年二月癸卯是日當太上天皇七七遣使四大寺及四大皇山田等三十三寺

設齋焉

軍團 同書慶雲元年六月丁巳勅諸國兵士團別分爲二十番一每番十日教習武藝必使齋整令條以外不得雜

使_レ其有_レ關須_レ守者隨_レ便斟酌令_レ足_レ守備_一○同月己未令_レ諸國勳七等以下身無_レ官位者聽_レ直_レ軍團_一績_レ勞上經_三三年折_三當兩考_一滿之年送_三式部_一選同_レ散位之例_一其身材強幹須_レ堪_レ時務_一者國司商量充使之年限考第一_レ准_二所任之例_一

禮 同書慶雲元年正月辛亥始停_三百官跪伏之禮_一

爪判 今世爪判と云ふ事上古は書指と云ひしなり戶令曰凡_レ棄_レ妻須_レ有_二七出之狀_一一無_レ子_二婦洗_三三不事_一舅姑_二四口舌_一五盜竊_一六妬忌_一七惡疾_一皆夫_レ手書與_レ之與_レ尊族近親_一同署若不_レ解_レ書指爲_レ記(不_レ解_レ書とはもの書ざるを云ふ無筆のことなり無筆ならば指に墨をつけておしてしるじとするなり東鑑に手印と云ふも此の事なり手摸印のこと下に記す)

倭姬命世記 倭姬命世記と云ふ神書あり是は第十一代垂仁天皇の皇女倭姬命の書きおき給ひし書なりとて伊勢神宮五部の書の其の一なり○貞丈云く是は後人偽作の書なるべし上代垂仁天皇の時日本にはいまだ文字無之第十六代應神天皇の時始めて百濟國より傳へて日本に文字有りしなり文字無之時代倭姬命書き給ふ事は有るべからず且又彼の書に佛法の氣をしりぞけよと云ふ事あり佛法は十一代垂仁天皇の時にはいまだ無之第三十代欽明天皇の時再び渡りきて佛法弘まりたり佛法のなき時代倭姬命は佛法の名をしり給ふべからず(此の書は倭姬命みづから書き給ふには非ず五月庚と云ふ人の書きしなり後世の人なり)

死稱 喪葬令曰凡_レ百官身亡者親王及三位以上稱_レ薨五位以上及皇親稱_レ卒六位以下達_三於庶人_一稱_レ死

十訓抄 徹書記物語に爲長作とあり十訓抄の序には建長四とせの冬神無月の半の頃おのづから暇のあまり心閑なる折節にあたりつ、草の庵を東山のふもとにしめて迷の臺を西土の雲に望む翁念佛のひまに是を記し終

ときしかりとなむ云云藤原爲長系圖には寛元四年三月卒とあり右の序に建長四年に記すとあり建長は寛元より後なり系圖に寛元とあるは誤なるべし若し康元の誤りか康元はた、一年なり不審

大小の刀を帶したる時代始の事 信長秀吉の頃より始まりしなるべし(室町殿の頃までは武士皆脇差ばかり帶して太刀打刀をば供の者にもたせしなり腰刀とは放し目ぬきにて鑊もなき短き刀の事なり)脇差に鑊を入れ打刀をそへ帶して大小とよび習はせり或書の(此の書號なし秀吉の時の事を記す)に云く肥前の國龍造寺太閤へ降參し御目にか、り秀吉へ伺公せし時龍造寺に仰せらる、は久々にて對面なり我ら種々諸道具を見せ可申なりとて則ち龍造寺を連れられ矢倉に上り給ひしに少しも龍造寺に氣遣なく刀脇さしをぬき龍造寺に可持由被仰先へ上り給ひしなり龍造寺跡より大小をもち上り給ふと云云

刑部殿ごあるは忠盛なり 源平盛衰記卷廿四坂東落書條に八幡殿の家棒白色白は則ち金性なり刑部殿の家棒黑色黒は則ち水性なり水與_レ金和合して持_三長生_一之相なり云云此の刑部殿を刑部丞義光の事と云ふ説有り誤りなり平家物語(長門本)卷七源三位入道參_三高倉宮_一條に爰に尋_三其先跡_一者八幡太郎義家棒白色則ち金性なり刑部卿忠盛棒黑色則ち水性なり金與_レ水和合生長之持相なりと見えたり然れば盛衰記の刑部殿は刑部卿忠盛の事をいへるなり義光の事に非ず

比禮 比禮は女服のみに非ず男服にも比禮といふものあり延喜華人司式曰凡_レ元日及即位蕃客入朝等儀官人二人史生二人率_三大衣二人番上華人廿人今來華人廿人白丁華人二百三十二人一分_一陣應天門外之左右番客入朝天皇群臣初入自_三胡床_一起今來華人發_三吹聲_一三節番客入朝不在吹聲其官人著_三當色横刀_一大衣及番上華人著_三當色横刀白赤木綿耳形番客入朝不在吹聲自餘華人皆著_三大横布衫_一辨袖袴不在吹聲布袴若附緋肩巾横刀赤木綿耳形番上華人已執_三楯槍_一坐_三胡床_一○又曰

凡遠從駕行者官人二人史生二人準大衣一人番上準人四人及今來準人十八人供奉 番上以上並帶橫刀騎馬但大衣已下者木綿製今來者紗用中木綿製帶刀騎
 格歩 (中略) ○右準人ノツクル所ノ用巾ハ則チ比禮 ○ヒレニ訓する事は日本紀天武天皇紀に膳夫采女等の用巾註に用巾此云比例なりされ
 行 あり延喜式祝詞にも齊部宿禰采女用巾に太極取懸けてあり○日本紀通記に攝氏方官を引きて序後嗣之被布註に婦人の領巾なりとあり是を以
 て論ずる時は其の義違ひ有るべし然れども共に訓はヒレなり延喜式祝詞に見えたり比禮は字をもつて論ずべき所に非ず又禮云ふも男女さ
 り晋國の比禮云ふもの其の比禮云ふものに文字を供ふるに至りて或は領巾の字又は用巾と記したり見えたり和名抄には粗なる事あり又
 リも少からず

香の銀盤 香を焚く銀盤と云ふもの金偏の銀には非ず玉偏の珉の字なり雲母を珉葉と云ふなり珉の字は字
 彙に魚巾切音銀説文石似玉者○又昔恨切懸去聲玉有起跡曰珉

香を聞く云ふ事 家語に曰く與善人居如入芝蘭室久而不聞其香即與之化矣與不善人居如
 入鮑魚之肆久而不聞其臭亦與之化矣

香申 聞香の申をうぐひすと云ふ事 (丸角共に長さ四寸六分○十炷香など聞香を焼きて後に其の包紙を申に
 さして置くなり其の申をうぐひすと云ふなり) 「あかなくにをれるばかりぞ梅のはな香を尋ねてぞうぐひすの
 啼く」 (續後拾遺春上順徳院の御製なり) と云ふ古歌をもつて東福門院の名付け給ふと云ふ又上下畧してく
 (杭)と云ふ説もあり

公家衆の書狀判の事 公家衆の書狀には判の上に名乗を書く事なし名乗をかければ判なし名乗を書くに眞
 名草名の差別あり (吉部秘訓抄に見えたり) 又官位書く事なし是常の書狀の事なり草名と云ふは名乗を大にや
 つして草に書くなり此の草名と云ふものは書判の如し草にくづして書くなり其の形書判の體なり

七五三 地下にて規式の膳部に七五三と云ふは本膳菜數七つ二の膳菜數五つ三の膳菜數三つなり何も汁數
 の外なり (香の物も數の外なり) 五五三と云ふも右に准じて知るべし五三三も又同じ右に准じてしるべし右は
 三の膳までの事なり五の膳七の膳までも出す時は七五三とはいひがたし菜數多くあるなり然れば今世菜數の事
 を七五三三など云ふは誤りなり七五三の膳部と云ふは別の事なり (大草流七五三膳部の記を見てしるべし
 ○菜數七つをば七本立と云ふ菜五は五本立と云ひ菜三は三本立と云ふ日本の詞なり七五三とは別なり)

添水 撈海一得に (鈴木嘉藏煥脚廬) 云く山里には引板を用ひて山獸を防ぐ鳴子にては鳥は驚けども野猪な
 どは怖ぢぬ故なり是を添水とも云ふ僧都玄寶「山田もるそほつ身こそ」と詠せしも是なり流れ落つる水口へ
 板をあて、水をせきかくれば動きて鳴る事甚だ響高くして強しひきいたを中畧してひたと云ふ是を水牌と云ふ
 宛委餘篇に云く以板激水以鼓之田間防禽獸之器也 (貞丈云く此の説非なり添水のかなをそうつとかくは
 違なり古書にはそほつとありほの字を用ふ和字正鑑要畧に其の證ありそほつとあり激水とあるによりて添水と
 附會したるなり)

虎子 (糞を入るるヲカハなり又花鳥に記す参考すべし) 同書に云く通鑑後周記曰捋厠行乞之人注取人家虎
 子寫去穢惡洗之者也これ捋厠はこいどりの類なり捋は説文に搥なり水にてゆりす、ぐなり五雜俎に北人
 不設厠用虎子と云ふ西京雜記以玉爲虎子爲便器此より虎子を便器の名とす此の地は水田なきゆゑ厠な
 しに虎子にてとりて穴に畜積して乾し用ふと云ふ行乞人とは花子の類なり

手摸印 指を印するなり今の爪判の如し手判なり (爪判の事上にしるす)
 田地幾疇と云ふ事 右同書に三越奥羽の邊の國にて田産を數ふるに何カリと云ふ富民産を云ふ幾千刈何

萬刈と稱すその意定めてしりたるものなし先年越後郎の老農の一族に間に曰く田四百坪を一反と云ふ是を百刈として男一人にて五百刈あてに作らしむ(四五反なり)百刈より穀二三石を得(上中下田にて不同あり)と是にて幾かりと云ふ事しれたり

まに〜と云ふ詞 同書に梵語の和語になりたる多し翻譯名義集に摩尼謂此如意天台曰摩尼者如意也寶珠也と摩尼寶珠とも如意寶珠とも云ふ此の珠を得ればもの事思ふまゝなりとかや古歌に神のまに〜水のまに〜など隨意如意の義なり是日本紀に如意をマニ〜と訓せしによれり○貞丈按に日本紀に如意をまに〜と訓せしは梵語によるには非ずたゞまにと云ふ詞なり任の字なりマニと云ふ詞なり伸べたるなり

祝髮 同書に今致仕したる人剃髮するを祝髮と云ひて賀す祝はイハヒとよむ故賀するなるべし列子陽明篇に曰く南國人祝髮而裸(張湛註曰孔安國註尚書云祝者斷髮也)也と然らば髮を裁る事にて髮を髡事には非ず吳越の風俗にて裸にてくらす事なれば祝ふ事にもあらず

藏鈞 同書に又藏彌とも云ひて唐にて酒飲賭にする戯あり

適莫 同書にいふ紫芝園の論語古訓に曰はく荻先生論語適莫の解に引かれたる蜀志諸葛亮の語今の三國志に不見と南郭のいはれしよしなり煥卿按魏志李豐傳に曹爽專政李豐依違二公之間無有適莫是にて適莫の義明かなり

楚割 和字正鑑要畧(沙門契冲著)云く和名抄云魚條仙遊窟に云く東海鮪條(魚條讀波夜利本朝式云楚割)楚割と書ける意は楚は木のすばえのやうに魚を切ればすばわりと云ふべきをわの字吉のさはるにより同韻にて通じてすばわりと云ふなるべし

引付 引付の衆といふは評定衆の下司を云と申候今の與力などの類なるべし(昆陽漫錄に云く青木文藏作なり)○貞丈按にすべて引付と云ふは其の時々の日記なり引は後日の證據に用ふる爲に書留なり付とは記し付くるなり評定次第を帳面に書留めおく役人を引付衆と云ふなり

アリマサ 昆陽漫錄に云く曆林問答の寫本を藏むる人あれども叙なし近頃板本の曆林問答を見れば作者在方の序ありて應永甲午孟春日正儀大夫司曆賀在方書とあり在方は占の名人故いまに占者をアリマサ〜と云ふとかや

竹醉節 又竹迷節とも云ふ五月十三日なり此の日竹を裁れば枯るる事なしと云ふ但し此の日裁るかへるにも鉢をつけず根の上をふるひて裁うれば枯るなり

名詮 打飽を打と取り熨飽を伸しと取りかち栗を勝ととり昆布をヒロメともヨロコブとも取り橙を代々と取りゆづりはを譲りと取りて祝とする類を名詮と云ふなり論語に周人以栗使民戰栗とあり栗樹を戰栗の栗ととりなしたれば是も名詮なり又熙朝樂事に(明朝汝成著す)曰く正月朔日籤栢枝於柿餅以大橋承之謂之百事大吉栢枝大橋と同音なる故祝儀とするなり西土にも名詮を用ふる事あり百事大吉の事明朝にて民間の風俗なり

軍器を祭る事 熙朝樂事に霜降之日帥府致祭籙之神以張列軍器以金鼓導之邊街迎賽謂之揚兵(下畧)

國字のへの字 本體或は一の字なりとも或はノへの字なりともいふ皆非なり○貞丈按に片の字の草書なり小野道風の眞筆の和歌に雲美し乃堂都もとあり和禮志牟禾之良之と有りては片の字の草書なりてを今はへと

書く故凡の字にあらぬが如しての變じたるなり

假名古今 貞丈云く今の片假名の外に古用ひたる假名あり日本紀の古點釋日本紀等其の外古き書には見えたり个(或は爪スなり按に受の省なり)了(ミなり按に美の省なり)禾(フなり按に和の省なり)ネ(子なり按に禰の省なり)爾(ニなり按に全文なり)乃(ノなり全國字)丁(マなり按に万の省なり)匕(へなり凡の草書)了(ホなり按に保の省なり)匕(サなり左の省なり)〇(左俗に在に作る然ればヒトかくべけれどもハヒフへホノヒに紛る、故ヒとするなるべし)才(才なり按に於の省なり)勺(ツなり圓の省なり)(これらをしらざれば古點はよめぬなり)

鐵砲の音 強く鳴らざる法常の如く筒薬玉も込め三夕五分玉ならば鹽を一夕入れて打つなり強くならざるなり

浮沓 川を渡るとき身をうかぶる道具なり色々こしらへ様あれどもむつかし何よりも拵へやすく利方なるは麻糸の網に(或は布の袋もよしといふ)フクベを入れて用ふべし小フクベは數多入るべし大フクベは(ハナフクベの事なり)一つにてよし人は胸の通りへ結付くべし馬は鞍の四所のシホデに結付べし結の解けざるやうに結ぶべし

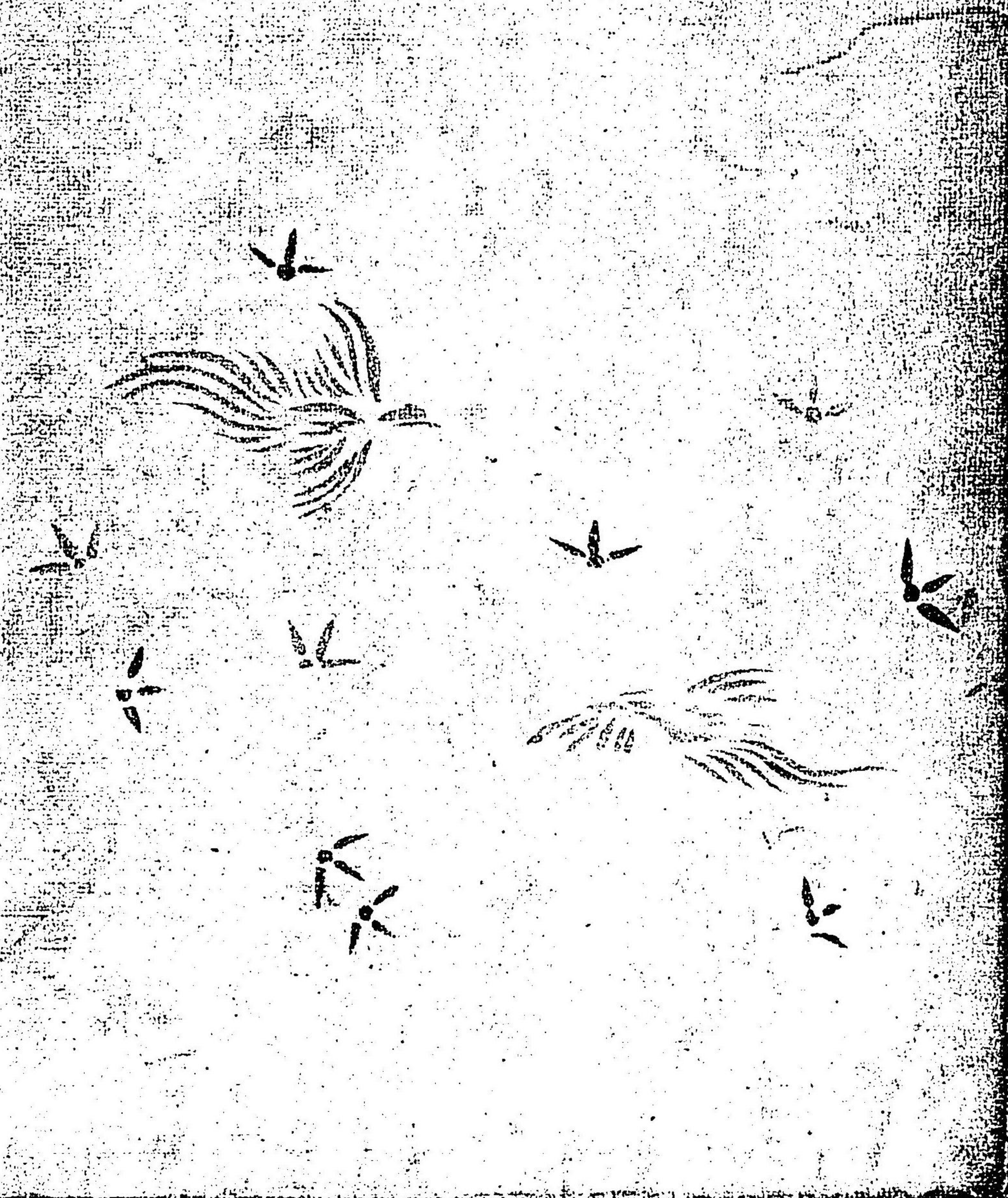
軍用の長持 軍用の長持は底の廻り其の外合せめにコクソウルシを入れて水の入らざるやうにしておくべし河などにて舟に用ふる事あるべし中の道具を出しから長持にして水に入るるなり二人ばかりはのるべし竿にて漕ぐなりカケゴを深くしておけば板子になりて猶よろしきなり(或書に見ゆ)

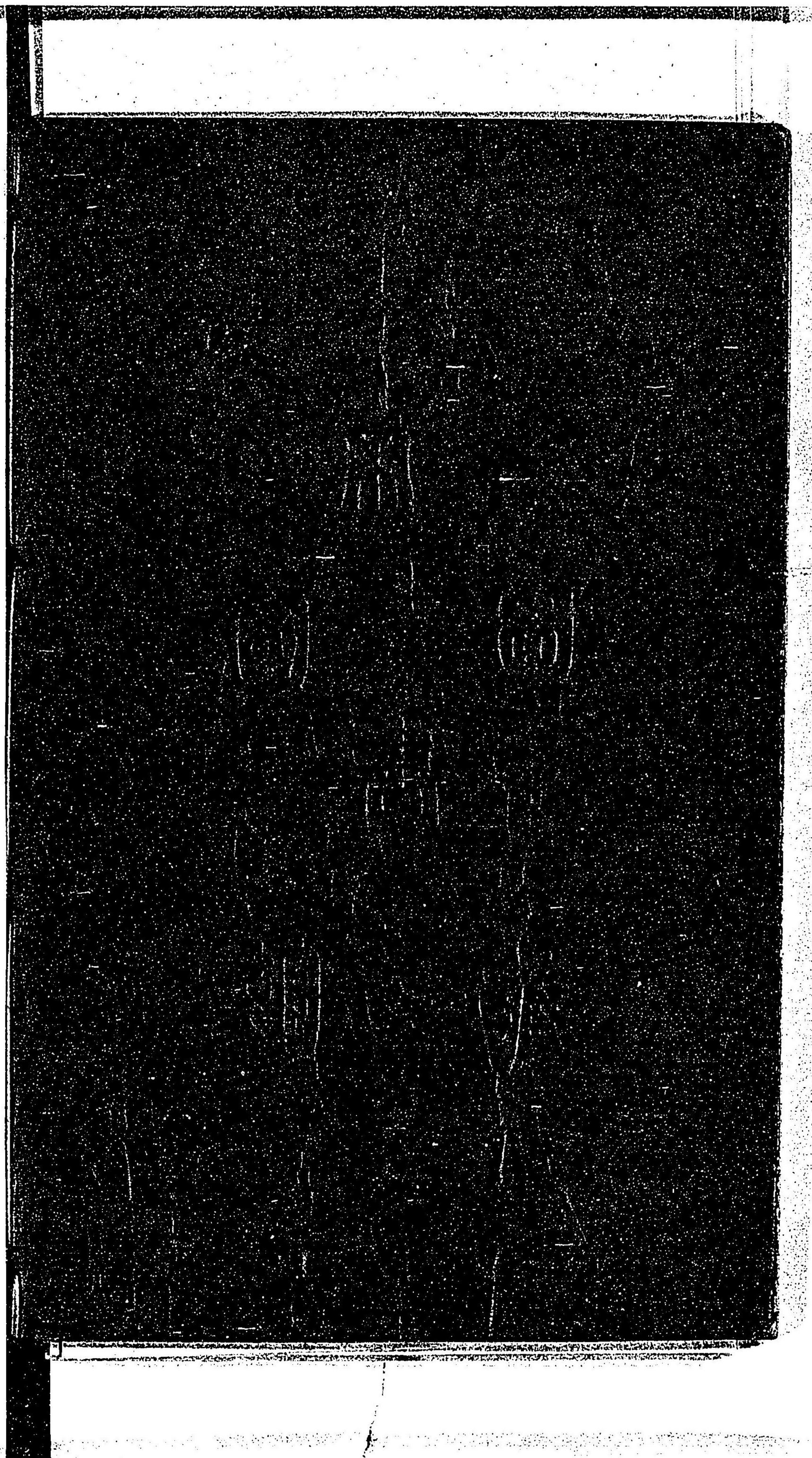
天主教 蠻語にキリステヤンと云ふ此方にて吉利支丹と云ふ將軍家御名(綱吉公)吉の字を諱みて後に切

支丹と書きしなりステイウスと云ふは彼のキリステヤンの宗門の本尊の名なりと云ふ是を釋して天主と云ふと或人の説なりハテレンイルマンなどいふは彼の宗門を弘めんとて我が國へ渡り來れる蠻人の名なりと聞き傳ふ天主教の事唐本の五雜俎にみえたりと云ふ此の國にて刻する本にはなし制禁の事なるゆる天主の事を載せたる卷をば刻板せずとなり

安齋隨筆卷之十八終

192
88







故實
叢書
安齋
隨筆

自十六
至十八